

平成27年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月3日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第54号及び議案第60号の上程、説明、質疑 委員会付託	11
○議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○議案第56号の上程、説明	16
○議案第57号の上程、説明	16
○議案第58号の上程、説明	17
○議案第59号の上程、説明	17
○議案第61号の上程、説明	18
○議案第62号の上程、説明	19
○議案第63号の上程、説明	19
○議案第64号の上程、説明	20
○議案第65号の上程、説明	20
○議案第66号の上程、説明	21
○議案第67号の上程、説明	21
○議案第68号の上程、説明	22
○議案第69号の上程、説明	23
○議案第70号の上程、説明	23
○議案第71号の上程、説明	24
○議案第72号の上程、説明	24
○議案書の訂正	25
○散 会	25

第 2 号 (12月9日)

○開 議	2 9
○議事日程の報告	2 9
○諸般の報告	2 9
○議案第53号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	2 9
○議案第54号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	3 4
○議案第60号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	3 4
○議案第56号の上程、質疑、討論、採決	3 7
○議案第57号の上程、質疑、討論、採決	3 8
○議案第58号の上程、質疑、討論、採決	4 1
○議案第59号の上程、質疑、討論、採決	4 3
○議案第61号の上程、質疑、討論、採決	4 5
○議案第62号の上程、質疑、討論、採決	5 0
○議案第63号の上程、質疑、討論、採決	5 1
○議案第64号の上程、質疑、討論、採決	5 2
○議案第65号の上程、質疑、討論、採決	5 3
○議案第66号の上程、質疑、討論、採決	5 4
○議案第67号の上程、質疑、討論、採決	5 4
○議案第68号の上程、質疑、討論、採決	5 5
○議案第69号の上程、質疑、討論、採決	6 1
○議案第70号の上程、質疑、討論、採決	6 1
○議案第71号の上程、質疑、討論、採決	6 2
○議案第72号の上程、質疑、討論、採決	6 3
○散 会	6 3

第 3 号 (12月18日)

○開 議	6 7
○議事日程の報告	6 7
○諸般の報告	6 7
○一般質問	6 7
野 口 直 次 君	6 7
中 澤 莊 也 君	8 1
根 岸 英 一 君	9 2
藺 田 靖 邦 君	1 0 0
小 藪 侃一郎 君	1 1 1

鈴 木 多津枝 君	1 2 6
○議案第 5 5 号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 4 3
○発議第 1 号の上程、採決	1 4 7
○広報委員会の閉会中の所管事務調査の件	1 4 8
○閉 会	1 4 8

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	藺	田	靖	邦	君
2 番	坂	本	政	司	君
3 番	野	口	直	次	君
4 番	根	岸	英	一	君
5 番	芹	澤	廣	行	君
6 番	山	本	信	之	君
7 番	中	田	隆	幸	君
8 番	小	藪	侃	一郎	君
9 番	森		照	信	君
10 番	鈴	木	多	津枝	君
11 番	中	澤	莊	也	君
12 番	太	田	侑	孝	君

不応招議員（なし）

平成 2 7 年第 4 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 7 年 1 2 月 3 日（木）午前 9 時開議

諸般の報告

行政報告

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 5 3 号 川根本町若者交流センター条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5 4 号 川根本町貯木場条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 5 号 川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 7 号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5 8 号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5 9 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 0 号 財産の取得について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 2 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター） |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター） |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター） |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設） |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設） |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度川根本町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 9 号 平成 2 7 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |

- 日程第 20 議案第 70 号 平成 27 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 71 号 平成 27 年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 72 号 平成 27 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第 3 号）

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長　大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月27日、町長から第4回定例会を招集告知した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案20件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

今回は第4回の川根本町定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

早いもので、この一年、もう師走に入りました。この間、議会の皆様方にも大変な御指導、御援助等をいただきまして、行政も順調に推移をしているというふうに感じております。大変ありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

11月20日からです。議会の全協の後に県の農業会議常任会議がございまして、出席をしております。

11月21日土曜日、川根野球、少年野球の関係で川根支部の大会が、県の大会ですがございまして、開会式に出席をしております。

11月23日月曜日、この日には、川根時間が智満寺等で開催されまして出席をしております。

この日の午後、税に関する作品の表彰式、金谷のほうで行われまして出席をし、それぞれ川根本町の中学校の皆さんが表彰を受けたということで出席をしております。

11月24日、総合計画のローリングの報告がございました。

11月25日、362の期成同盟会に多くの皆さんとともに国のほうへ行って陳情をいたしました。これは、静岡市との期成同盟会でございます。

11月26日には、入札会が執行されております。この日に県の林業会議所の総会がございまして、出席をしております。この日には、山梨の早川町と静岡市の議会それぞれ正副議長と私どもと懇談をいたしまして、今後の南アルプスエコパークについての検討をしたというのが11月26日です。

11月27日には、課長会議を行いました。この日には、総合教育会議がございまして出席をしております。林業振興基金運営委員会も午後に行いました。

この夜に長島ダム会というのがございまして、長島ダムの建設まで携わった皆さんが、OBの方が大勢接収のほうへお集まりいただき、そこで挨拶をしております。

この日の夜、井林国会議員が国政報告会ということでございましたので、出席をしております。

11月28日土曜日です。この日には中部衛生検査センターの主催するグランドゴルフ大会がサウンドでございまして、そちらに出席し挨拶しております。この日の夜ですが、やはり井林代議士の国政報告会が山村開発センターで行われたということで、挨拶をしております。

11月30日、長島ダムの所長がお見えになりまして、今のダムの状況等について説明をいただいております。この日には遠州志太榛原地域の首長のサミットがございまして、知事とともに会議を行ったというのが11月30日です。これは袋井で行われました。

12月1日、この日には国税検査がございまして、交付税の審査ということで県のほうから参りまして、挨拶をしております。この日の午後に、静岡県教職員組合の皆さんがお見え

になりまして、先生の数減らないようにということの要請がございました。この日の夕方ですが、インテリア茶箱クラブの皆さんがお見えになりました。大変すばらしいインテリアの茶箱というのを説明も受けましたし、現物を見ましてびっくりしたというのが、12月1日のインテリア茶箱クラブとの面談でございます。

それから、12月3日、本日でございます。本日は定例会ということで、大変御苦労さまでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

_____ ◇ _____

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、小藪侃一郎君、9番、森照信君を指名します。

_____ ◇ _____

◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの16日間に決定しました。

_____ ◇ _____

◎日程第3 議案第53号 川根本町若者交流センター条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第53号です。川根本町若者交流センター条例の制定に

についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

現在、平成28年4月のオープンを目指し、川根本町若者交流センター奥流を建設をしています。

本条例は、この施設についての町の活性化に寄与するという設置目的を定めるとともに、適切な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるものであります。

具体的には、川根留学生の定義、施設の名称と位置、施設の運営管理、施設に町職員を置くことができること、使用できる施設の種類、施設の使用できる者、開館の期間、施設で実施する事業の使用の許可基準、使用料や食事料の額及び減免と還付についての規定、許可の取り消し基準、損害賠償等を定めることを目的に制定をするものであります。

なお、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、別に定める川根本町若者交流センター条例施行規則において手続上の具体的な事項を定めることとしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

皆さん、おはようございます。

総括的な質疑ということで、今建設中の若者交流センター奥流についてですけれども、目的など読むと、本当にこれからの町づくり、川根高校を守っていきたいという思いもこもって留学生を受け入れるようにしたいということで、それはとても積極的な行政の姿勢だなと大いに評価するわけですが、じゃ、町の高校生、ほかの高校へ通っている子供たち、あるいは川根高校へ通っている子供たち、そういう子供たちにも、やはり行政はよその子供を受け入れるということは、町の活性化の目的というか、大きな目的があるというふうな説明も以前、教育長さんからいただいたんですけれども、それはそれとしても、やはり高校へ行かせている親御さんたちは、本当に大変な財政的な負担、金銭的な負担をやりくりしながら子供たちにいい教育をということでやってくださっていると思うんです。みんな町の宝、子供たちだと思います。そういう子供たちへも何らかの形で支援をしないと、やはりもう既に、私の耳にも何人か届いているんですけれども、不公平というか、そういうはっきり不公平という言葉が使われる方ばかりではありませんけれども、大変なことをわかってほしいよというふうなお母さんたちの声を聞いています。そういうことで、やはりこういうすばらしい取り組みをするときには、町民の人たちにも全員に喜んでいただけるような、町の高校生もこういうふうなことを一歩前進させようよというふうな何か示していただければありがたいなと思うんですけれども、そのような配慮といいますか、考えがとおりかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことは、全てそのとおりだと思います。

しかし、川根高校の存続ということをターゲットにしますと、どうしてもあそこに来ていただいて存続できるような高校生を集めなければ危ないというような意識も、当然町民も持っている。もし、川根高校がなくなれば、今言った負担の関係、それについても、今よりもっともったかかるということは、火を見るよりも明らかであるという中で、まずは存続のために何ができるかということを基本に置いて対応したと。

それから、今言われた差があるではないかということ、これは若干全てが次元が違うというか、それぞれの段階でこうしたらいいということはやっていかなければいけないけれども、基本的な考え方はそのような方向に進むと、今できることは、これが一番最適ではないだろうかということに進んでいるということで御理解いただかないと、全てを一括で解決できるという問題ではないというふうに思っておりますので、今言われた不足のことについては、当然ながら、これから議会の皆さんとか委員会等も当然できるという中では検討する課題であるというふうに認識をしております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） おおまか認めてくださって、私も町長の今の答弁にほとんど同意をすることができます。

そして、全然次元が違うから受け付けないよというのではなくて、これからの課題として検討していくというふうなお話がありましたので、ぜひこれとは別にしても、町の高校生を高校へ行かせている親御さんたちの負担軽減について、また必要な検討をぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、第二常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は第二常任委員会へ付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 4 議案第 54 号 川根本町貯木場条例の制定について

◎日程第 10 議案第 60 号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 次に、日程第 4、議案第 54 号、川根本町貯木場条例の制定について及び日程第 10、議案第 60 号、財産の取得についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 54 号、川根本町貯木場条例の制定について及び日程第 10、議案第 60 号、財産の取得についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 54 号並びに議案第 60 号を一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 54 号です。

議案の 6 ページをごらんください。

桑野山地区にあります国の林野庁所有の千頭貯木場の払い下げを受け、大井川流域から集材した原木等を流通に乗せるための仕分け場としての機能を持ち、自伐林家の育成を進める林業の拠点施設として桑野山貯木場を設置するものであります。

施設建設に当たり、川根本町貯木場条例を制定し、桑野山貯木場の使用基準を定めたく提案をするものであります。

御審議の上、御同意くださいますよう、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、議案第 60 号です。財産の取得について。

議案の 34 ページをごらんください。

本案は、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産の種類は、桑野山貯木場の土地及び建物でございます。

所在地は、川根本町桑野山字藤川道 424 の 6。面積、土地 9,672.43㎡。建物 9 棟、延べ 1,352.83㎡。取得金額は 2,900 万円。契約の相手は、静岡市葵区駿府町 1 の 120 号、林野庁関東森林管理局、静岡森林管理署長でございます。

この貯木場には、大井川流域で生産された原木等を集積し、流通させるための仕分けの土場として、多様な需要先との取引を進めるための重要な拠点となります。

また、自伐林家の育成事業の拠点施設としても有効な活用を進め、林業振興の拠点になるよう整備を進めてまいり所存であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第54号及び第60号について総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

委員会へ付託されるということで、先ほどの議案と同じように、細かいことは委員会のほうで思っております。ぜひ、この事業について行政の姿勢をここで総括的に確認をしたいというふうに思って、総括質疑をさせていただきます。

それは、森林も80%以上ですか、森林に囲まれた、90何%でしたっけ、94%ですか、囲まれたこの川根本町で、林業が衰退して久しく、製材所もなくなって、本当に小規模なところ1カ所だけになるという話も聞いています。そういうことで、今若者を呼び込むことができる一つに、林業への就農といいますか、生活ができれば若者は来てくれると、そういう希望もありますので、ぜひここをそういう若者を呼び込むために、いろいろな木材の活用はいろんな方法があると思うんですね。材として出すこともそうですし、それから、バイオマスの利用の仕方、まきなどもありますし、集成材の利用の仕方もあると思うんです。そういうことで、また地元には川根高校もありますし、そういう子供たちにも伝えていけるような取り組みがされるといいなということを、私たち議員は、オープニングの日とか、それから議会の現地視察のときに見て、あれだけの広さ、あれだけの立派な建物を見せていただいて、とても期待を膨らませました。行政が本当に本気になってそういうことを取り組んでいただきたいなと、私は心から思っています。

ただ単に、今回の木の駅事業で終わるなどという、続けていけばいいというふうな評価は町民の人たちにはないと思うんです。木の駅事業は本当に一歩踏み出したと、そういうことに対して踏み出すんだという決意のあらわれかなと私は受け取っているんですけども、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これも今、鈴木議員が言われたとおりなんです。

今まで、ともすると、地元にある非常に有効に使える資源を使っていなかったというのが現況ではないかというふうに思っております。その中で、以前からこの町に、94%の森林に囲まれた中で、製材もない、そのようなことで林業のことが語れるかどうかということを非常に懸念を持って過ごしてきたという中で、私はこの町は不思議なところで、これまでも林業というのが盛んな時期があったけれども、全てがほとんど材木というよりは丸太で下流のほうへ出てしまったということで、地元に加工作場的なものが何も残っていないというのは、これだけの面積を持った地域では非常に珍しいということがございます。

そのような中で木の駅事業が出発したということで、私はあれだけで全てが解決するとは思っておりません。当然ながら、ここで加工する皆さん、先ほど行政報告で申し上げました茶箱の関係についても、大変価値があるというふうなことも説明を受けて、やはりそういう材がすばらしいものならば、ある程度の加工施設もつくりながら、そこに若い人に参加をし

でもらって、もっともっと幅広く多くの皆さんに利用していただく。当然ながら、ここには土木事業も大変多くございますので、その皆さんが使う幕板等もないというようなことも聞いております。そのような中で、建築までいくかどうかは別として、やはりそのような加工場もつくる必要があるのではないかという思いがあります。それに関連しますと、当然ながら、いろんな廃棄物が出るという中で、バイオマス等も当然ながら検討をせざるを得ないというような状況が来るのではないかというふうに期待をしているところです。

また、まきボイラーも今、大変多くの皆さんが自分で家庭用として使っている方は承知しております。その皆さんも、大変すばらしいということも聞いておるものですから、その辺も絡めて多くの皆さんが意見を出し合いながら、できるものを一つ一つやることが将来につながるというふうに思っておりますし、よく木村尚三郎先生という文化芸術大学の学長がおりましたけれども、その方が「振り返れば未来」という言葉を言いました。これは、考えてみますと、この町の今までの歴史というのは、何をもとにやっていたのかということ振り返って考えるべきだというようなことをおっしゃっておりました。私もそれには感銘を受けて、私も、やはりこの町の歴史というものを振り返りながら将来を見直すということが必要だし、それに合わせるということが大事だということで、これだけたくさんある資源は有効に使うように議会の皆さんとともに一緒になって考えていく、そのような必要があるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号及び議案第60号は、第二常任委員会へ付託することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号及び議案第60号は、第二常任委員会へ付託することに決定しました。

— ◆ —

◎日程第5 議案第55号 川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第55号です。川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案の第9ページをごらんください。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するため、法定事務の範囲内において、効率的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、提供するための条例を制定するものでございます。

この番号法の規定に基づきまして、当町における町民の利便性向上や行政事務の効率化を考慮するとともに、町における特定個人情報の利用及び提供の範囲を明確化するため、番号法第9条第1項に定められた法定事務の範囲内において、効率的な処理に必要な限度で庁内同一機関内における特定個人情報の庁内連携や、同一団体内の他の機関である教育委員会へ特定個人情報の提供を行うための規定もあわせて制定をするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

大変複雑といえば複雑だし、条文だけ沿って読めばそんなに難しいものでもないんですけども、中身は本当に奥深い条例の制定だと思います。なぜなら、記憶にも新しいのは、年金機構の250万件の情報流出などがまだ忘れられないわけですけども、もしあれがマイナンバーで起きたらどうなるんだろう、本当に一挙に個人情報が出てしまうんじゃないかという危惧もありますし、マイナンバー法は、町民の方々からも今、疑問の声、不安の声いろいろ寄せられています。行政も何回か説明のパンフを配ったり、広報に載せたりしているわけですけども、やはり制度そのものが個人の情報を一括してまとめることができる。その、今まとめないで、法律事務の範囲内において利用の範囲を明確にするための条例制定だというふうには言われましたけれども、これから幾らでも情報をまとめることができる制度なわけです。ですから、こういう条例をつくっておくというのは、本当に大事なことだと思うんですけども、この制度そのものについて、本当に情報漏えい、あるいは犯罪利用、いろいろな危惧といいいますか、危険が潜在している制度であり、必要性が本当にそんなにあるのかということは、町民の人から結構言われます。

そして、また企業においては、町内の事業所の方も、本当にもう従業員のマイナンバーの提出を求める、そしてその管理が義務づけられて罰則まで定められている。そういうこととでもできないよと、そういう声も寄せられています。こういうことに対して、行政はどこまで町民のそういう疑問あるいは事業者の負担増とか不安とかに応えていくのか、お年寄りの人たちもこのマイナンバーの管理というのは考えただけでも非常に難しいだろうと思うのは、本当にすぐ誰でも思うことだと思うんですね。認知症になった人たちまでみんなマイナンバーが付与される、それをちゃんと管理しなさいよということについて、やっぱり行政の支援が必要ではないかと思うんですけれども、そういうことに対してどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この件につきましては、当然ながら上部、国の関係が非常に濃いうちで、上部で決定したことを下部の私ども地方自治体が果たして代案を出せるかといいますと、なかなかできないという中では、多くの国会議員の皆さんを含めて慎重に対応をしていただくという以外は、私ども取り入る方策はないというふうに考えております。

ですので、やはり国がしっかりした秘密を守れるというようなこと、個人の情報を守れるというようなことにしていただかない限りは、今言われたような不安は全国民につながってしまうというふうに思っております。ですので、しっかりした法整備をしていただきたいということが、私どもの願いです。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほどの質問で、総括質疑の中で私1点間違えて数字を言いましたので、訂正をさせていただきます。

それは、年金情報の流出250万件と言いましたけれども、125万件の間違いでした。

○議長（太田侑孝君） いいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、第一常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は第一常任委員会へ付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 6 議案第 5 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 6、議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

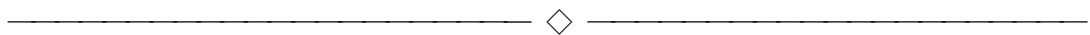
○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 56 号です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明をさせていただきます。

議案 14 ページをごらんください。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成 25 年 5 月 31 日に公布されたことに伴いまして、平成 28 年 1 月 1 日から、法に定められた事務について、個人番号及び法人番号の利用が始まることから、法に基づく事務の申請事項に個人番号を記入する項目を追加する必要がある「川根本町国民健康保険税条例及び川根本町介護保険条例」について、法の趣旨に沿いました措置を講ずるため、当該条例を一括して改正する整理条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 7 議案第 5 7 号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 7、議案第 57 号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 57 号です。川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案 16 ページをごらんください。

本基金条例は、合併特例事業債を活用し、平成 18 年 9 月議会において議決をいただきました 9 億 5,000 万円の借入れを行い、10 億円の基金を造成し運用してまいりました。

今回の改正は、懸案でありました高度情報基盤整備事業について平成 26 年度より着手し、今年度完成の上、利活用について検討されておりますので、新町建設計画に位置づけられて

いる高度情報基盤整備事業に係る運用経費や更新経費の財源として地域振興基金を充当することを明確化するため、条例改正をお願いするものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 8 議案第 5 8 号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 8、議案第 58 号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 58 号です。川根本町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案 18 ページをごらんください。

平成 26 年度の国税猶予制度の見直しを受けて、納税の猶予制度である徴収の猶予、換価の猶予及び申請による換価の猶予の規定を、新たに町税条例に定める必要があります。

今回の町税条例の一部改正は、徴収猶予に係る徴収金の分割納入・納付の方法、徴収猶予の申請手続及び換価の猶予の手続等、平成 28 年 4 月 1 日から施行できるよう、川根本町税条例に新たな規定を追加するものであります。

また、平成 27 年度地方税法の一部改正に伴い、4 月 1 日施行日のものや、平成 28 年 1 月 1 日施行のマイナンバー制度に係るもの等については、早急に地方税法と町税条例の整合性を図る必要性があり、6 月議会において専決処分の形で税条例の一部改正を承認いただいた経緯があります。

この 6 月議会で御承認いただいた平成 28 年 1 月 1 日施行日である改正規定の一部に、更なる一部改正や文言の追加の必要性も出ておりますので、この部分もあわせて川根本町税条例の一部を改正させていただくをお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 議案第 5 9 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 9、議案第 59 号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第59号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案24ページをごらんください。

本条例においては、年金たる損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の理由により厚生年金保険法等他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には、調整を行うことと規定をしております。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるのに伴い、条例改正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案35ページをごらんください。

本案は、平成26年度、情報通信利用環境整備推進交付金事業、川根本町高度情報基盤整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成26年8月12日、平成26年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受け、平成27年3月18日、平成27年第1回議会定例会により変更契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を9,979万2,000円増額し、変更後契約金額を14億2,603万2,000円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 6 2 号 静岡州市町総合事務組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第62号、静岡州市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第62号です。静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案36ページをごらんください。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡州市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、消防広域化に伴う構成市町の増加することに伴い伊豆市、伊豆の国市、函南町にて構成されている田方地区消防組合から沼津市、伊東市、東伊豆町、清水町を含める駿東伊豆消防組合に改めるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 3 議案第 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町福祉センター）

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第63号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町福祉センターについて、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の37ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町本川根福祉センターと川根本町老人福祉センター憩の家いずみの2施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第64号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町高齢者デイサービスセンターについて、説明をさせていただきます。

議案の38ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町中川根高齢者デイサービスセンターと川根本町本川根高齢者デイサービスセンターの2施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第65号です。公の施設の指定管理者の指定についてを説明をさせていただきます。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンターでございます。

議案の39ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町老人福祉センター憩の家いずみ、川根本町高齢者生きがいの郷、

川根本町高齢者むつみの郷の3施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第66号です。公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の40ページをごらんください。

川根本町自然休養村管理運営施設につきましては、平成28年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、平成27年11月26日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第17 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第67号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設の提案理由の説明をさせていただきます。

議案の41ページをごらんください。

川根本町寸又峡温泉野天風呂の施設につきましては、平成28年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月26日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理を寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第68号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第68号です。平成27年度川根本町一般会計補正予算第5号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,988万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,436万4,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について事業の限度額の追加をしたいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正、地域振興基金元金積立金の追加、防犯灯整備事業費補助金の増額、個人番号カード裏書プリンタ購入費の追加、配食サービス事業委託料の増額、上長尾田澤内科医院駐車場敷地購入に伴う経費の追加、農道排水路維持管理委託料の増額、県単独治山事業、池の谷治山工事請負費の増額、音戯の郷入り口付近支障木伐採業務委託料の追加、同施設外壁改修工事請負費の減額、青部バイパストンネル工事起工式の開催に伴う経費の追加、青部駅周辺土地の埋め立て土に係る土地購入費等の追加、町道維持管理のための重機借り上げ料の増額、町道千頭澤間線改良工事詳細設計に伴う地質

調査業務委託料の追加、町道高郷上長尾線開設工事測量業務委託料の追加、若者交流センター開所に伴う経費の追加、小学校管理費及び中学校管理費における臨時職員賃金等の総額、平成28年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の増額が主なものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第19 議案第69号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第19、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第69号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,410万8,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第20 議案第70号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第70号です。平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億134万7,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と消費税の増額、簡易水道施設の水質検査委託料の減額、崎平地区内の配水管敷設工事請負費の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第２１ 議案第７１号 平成２７年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第１号）

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第71号です。平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第１号の概要について説明をさせていただきます。

第１表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,459万8,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第２２ 議案第７２号 平成２７年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第72号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第３号）の概要について、説明をさせていただきます。

第１表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,361万8,000円としたいものです。

今回の補正予算は、インフルエンザ予防接種等に係るワクチン代などの医療材料費の増額

をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎議案書の訂正

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 失礼します。

議案書の関係で2字、字句の訂正をお願いをしたいと思います。

議案書36ページでございます。静岡県市町総合事務組合理約の変更についてという議題でございますけれども、その本文の中の3行目、「静岡県市町総合事務組合理約を別紙のとおり」とございますけれども、これについては「別紙」を「下記」に改めていただきたいと思います。

大変失礼いたしました。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） はい。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月9日午前9時、本会議を開会し、議案第53号、54号及び60号の委員会報告、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時02分

平成 27 年第 4 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 2 号）

平成 27 年 12 月 9 日（水）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 53 号 | 川根本町若者交流センター条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 54 号 | 川根本町貯木場条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 60 号 | 財産の取得について |
| 日程第 4 | 議案第 56 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 57 号 | 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 58 号 | 川根本町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 59 号 | 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 61 号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 62 号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 63 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター） |
| 日程第 11 | 議案第 64 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター） |
| 日程第 12 | 議案第 65 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター） |
| 日程第 13 | 議案第 66 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設） |
| 日程第 14 | 議案第 67 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設） |
| 日程第 15 | 議案第 68 号 | 平成 27 年度川根本町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 16 | 議案第 69 号 | 平成 27 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 17 | 議案第 70 号 | 平成 27 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 18 | 議案第 71 号 | 平成 27 年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 19 | 議案第 72 号 | 平成 27 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 3 号） |

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定数に達しております。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

なお、説明員は12月3日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月7日に午前9時から第2常任委員会を開催し、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定について、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定について、議案第60号、財産の取得についてを熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第53号 川根本町若者交流センター条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第1、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） それでは、第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長から申したように12月7日の会議におきまして、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についての付託を受け審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は12月7日月曜日、午前9時から午前10時15分まで行いました。場所は本庁3階大会議室、出席者は第2常任委員会6人全員、また、傍聴として第1常任委員会の委員が出席されました。説明者といたしまして、大橋教育長並びに前田教育総務課長の御出席をいただきました。

議案第53号は、平成28年4月オープンを目指し現在建設中の「川根本町若者交流センター奥流」の管理運営に関する様々な基本的事項を定めるものであります。

審査は一条文ごとに担当課が説明し、それに対して質疑、応答ということで進めてまいりました。

主たる内容を抜粋しておりますので、報告いたします。

質問、川根留学生の位置づけについて。回答、町立中川根中学校、町立本川根中学校及び島田市立川根中学校以外の中学校を卒業した者をいう。

質問、管理運営はどのようにするのか。回答、町内で希望者があれば町内の方に委託したい。管理運営（社団等）給食業務について早期に契約をしたい。

質問、社会教育、生涯学習、農業学習等にも利用できるか。回答、教育委員会が認めるものに該当するものでできる。

質問、交流センター内での飲酒等については可能か。回答、喫煙は敷地内全面禁煙で、飲酒については規則を定め、許可を得て認める。

質問、川根留学生の昼食はどうなるのか。回答、現在、留学生は川根給食を自費で利用している。同様になると考えられる。

質問、教育実習生の利用料についてはどのように考えているのか。回答、実習生を育てるという意味においても、また身分が学生であるということで半額としたい。

質問、設備等の損傷したときの賠償についてはどのように対応するのか。回答、故意、過失ともに弁償してもらおう。ただし、損害保険の加入も考えている。

質問、病気等の場合の対応は規則等で定めるのか。回答、川根高校と教育委員会との連携の中で対応していく。

これが主だった質問並びに回答の要旨でございます。

以上であります。

審査の後、委員会採決を行いまして、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案第53号の委員会付託に関する第2常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいま委員長報告を聞きました。そして、報告書も見ました。

傍聴したんですけれども、もっといろいろなことが話し合われていたと思うんですけれども、かなり集約してあるというのか、縮めてあって、ちょっとびっくりしたんですけれども、その中で気になることについて2点お伺いします。

1点目は、2番目の質問で川根留学生の範囲、位置づけについてですけれども、連携中学校卒業生以外の中学を卒業した生徒だけということでしたけれども、全協などでも質問が出ていた連携中学生でも遠距離通学をしている生徒が何人かいらっしゃると思います。年によっては、本当に下宿をしなければならないような子供さんも出てくる可能性もあります。そういう連携中学内で現に、過去にも下宿をして川根高校へ行ったお子さんがいらっしゃるわけですので、そういうお子さんのことを受け入れるかどうかについてどのように協議したのかお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、第4条の施設の管理運営についてですけれども、4条、5条を読みますと、管理運営の主体は教育委員会であり、食事、清掃業務などの一部を委託できるというように読めるわけですが、傍聴していた限りではそうではなくて、管理運営を業者へ委託をするというふうな話がされていたように思うんですけれども、この報告書にも管理運営、舎監など給食業務について早期に契約したいというふうにありますけれども、管理業務委託というのは一括でその食事、調理なども、給食とか、舎監、夜間の管理、そういうのも全部含めて一括で委託されるのか。

また、教育委員会がかなりこの条例によると責任を持つ条文になっていますけれども、教育委員会はどのように管理運営の責任についてかわっていくのか。許可とか経理、事務というだけではなくて、現場でのかかわりがいいのかどうか。4条、5条で職員を置くことができるというふうに書いてありますけれども、それはどういうことなのか。協議を少しされていたのではないかと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 場所はそちらですか。

○議長（太田侑孝君） そこでいいですよ。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） ここでよろしいですか。今、鈴木議員から御質問いただいた内容について報告において漏れているというような中でお答えいたします。

連携中学校以外の方をどのようにしたという議員からの御質問でありましたけれども、趣旨が交流センター条例ということになっておりますが、教育委員会の担当課長のほうも、この交流センター、多岐にわたる利用を公開していく中であっても、いわゆる川根高の存続というものを第一に置きたいという部分で、この中川根中、本川根中、島田川根中学の方の必要性に言及するということは強くおっしゃられまして、議員の中でも意見があったとは思いません。

それから、次に管理運営につきまして、これは具体的にまだ建設が始まった当初でありまして、3月末までにはどこの方に給食をお願いするのか、あるいはセンターの中での舎監と

いうふうな表現でよろしいかと思えますけれども、そのような交流センター内の規律、風紀を厳しく管理する方を選定しようというのは、現在、具体的にはどこの業者に委託するとかは聞いておりません。それは3月末までに早急に選定するというふうなことを担当の部署からは聞いています。それに対して、委員会の中で、じゃ、期日を問われて、いつまでというふうな担当課に対する要求といたしますか、意見を述べた経過はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑は。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初の質問ですけれども、委員会でもっとこのところを詰めていただきたかったなと思うんですけれども、私たちは傍聴ということで発言が一切認められなかったのも、ここで問いただすしかないわけですね。連携中学校の卒業生徒以外の子供しか、生徒さんしかこの交流センターは使えないということ。だけど、先ほど言いましたけれども、現実には笹間あたりから下宿をして通っていらっしゃった子供さんも過去にはおられるわけです。そういう子供さんに対して、じゃ、もしそういう川高の存続が第一に置きたいということなんですけれども、そういう子供さんだてて来てくれれば川高の生徒増につながるわけですから、そんなに大勢はいらっしゃらないかもしれないですけれども、やはりあれば来ていただきたいと思うのが普通ではないかと思うんです。

じゃ、そういう生徒さん、川根留学生というふうには認めないけれども、町として何らかの支援をするよとか、下宿をあっせんするよとか、下宿するんだったら今の留学生のように補助をするよとか、何らかの形の公平な対応というのがあって私は川高存続というのだったら当然だと思うんですけれども、そのことを協議されなかったというのは、何か今委員長は異議があったとは思えないというふうな報告だったんですけど……でしたよね。そのことについて本当に話し合われなかった、協議されなかった、全協でも出たはずですが、この一件は。

だから、このことについての協議がされなかったということについて、委員長、もう一度答えていただきたいし、委員長の考えで、もし問題ないよというなら切ってくださいでも構いませんけれども、でも、担当のほうの所管のほうの職員、課長さん、教育長さんに答弁をかわって求めていただければありがたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 鈴木議員の質問にお答えします。

確かに現実、川根高校から非常に遠い、あるいは交通のインフラが余りに利用できない方は実際に下宿されたり、近所に来られた方もいるということは認識しております。ただ、委員会において協議、質疑された中身は、川根高校の定員41人制を中止するという意味において、とにかく、要するに現在連携中学校の中である方以外の留学を求めるということが人数的にまずそれを確保できるのではないかという、そういう意味の共通認識は僕はあったと思

うんです。

ただ、まだ、鈴木議員がおっしゃったように、方向性で将来の公平に期すような施策ができないかということにつきましては、私のまあ、基本的な考えなんですけれども、非常にその他、幅が広がって、じゃ、町内の中学校を卒業された卒業生に対して、川根高以外の高校に進学された場合とか、いろいろその、様々なその援助、助成をする対象額も変わってくると。まあ、こういう意味において、この条例においてはそのような現況の通学困難をきたしている方につきましては、別の次元で対応するというふうな認識がひとつあります。ちょっとこの説明ではちょっと、担当課のほうの……。

（「それはだめだ」と言う者あり）

○第2常任委員長（芹澤廣行君）　だめですか、はい。そういうことで、このいわゆる最終案については先ほど申しましたように、3校に限るということで委員会のほうは意見を述べました。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　いいですか。

4番、副委員長、根岸英一君。

○4番（根岸英一君）　4番、根岸です。

今の委員長の回答というか、に対しまして補足をいたします。

川根高校ができた当初、笹間等からも徳山へ……

（「議長、動議」の声あり）

○議長（太田侑孝君）　ちょっと待ってください。

○10番（鈴木多津枝君）　根岸議員は何の権利があってしゃべっているんですか。

○議長（太田侑孝君）　副委員長です。

○10番（鈴木多津枝君）　副なら委員長報告を言えるんですか。私が……

○議長（太田侑孝君）　先ほどの質疑に対する答弁ですね。

○10番（鈴木多津枝君）　答弁は委員長がするものでしょう。

（何か言う者あり）

○議長（太田侑孝君）　委員長に交代してください、それでは。5番。

○第2常任委員長（芹澤廣行君）　失礼いたしました。当然、委員長が対応できるところを、かつてそういう経験を、あるいは現状を見ておられた副委員長のほうが今ちょっと発言を求めて、それは中止になりましたけれども、現状ですね、今までその遠隔地、バスも電車も走っていないようなところの高校生につきましては、オートバイ通学で川根高校まで来ていただく。

それから、どうでしょう、笹間以外、いわゆる旧本川根町の川根高校生に対しましては、家族、親族が協力して、短い時間の間で通学ができるというふうな対応をされていたという現実がございまして、これはこれからもうそういうことで踏襲していただきたいという見解で

す。

よろしいですかね、これで。

○議長（太田侑孝君） はい。

いいですか。ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第54号 川根本町貯木場条例の制定について

◎日程第3 議案第60号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定についてから日程第3、議案第60号、財産の取得についてまでを一括議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 続きまして、第2常任委員会に付託されました事件、議案第54号並びに第60号の審査経過について報告いたします。

審査は同日、12月7日午前10時25分より11時10分まで行いました。

場所は同じ本庁3階の大会議室でございます。

出席者は第2常任委員会委員6人全員。なお、傍聴人として第1常任委員会の方が出席いたしました。

説明者といたしまして、後藤産業課長並びに長嶋総務課長の御出席をいただきました。

議案第54号は、桑野山地区にあります「桑野山貯木場」を設置するに当たり、使用基準等

を定めるものであります。また、議案第60号については、貯木場の土地及び建物の取得についての議会の議決を求めるものであります。

審査は議案の内容を説明した後、それに対して質疑、応答ということで進めてまいりました。

主たる内容を報告いたします。

貯木場の管理を指定管理者とするのか。回答、指定管理者に行わせることもできるが、土地及び建物の別に林業振興に関係する団体に有効活用してほしい。森林組合大井川に貸与予定の土場以外の建屋については、規則で定める条件により貸与したい。

以上です。

議案第60号につきましては、質疑、討論はございませんでした。

採決の結果、第54号、委員会全員起立で原案どおり可決、議案第60号、原案どおり全員起立で賛成可決いたしました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 委員長報告を聞いていて、委員会で活発な議論がされていたのを私は傍聴して見ていましたけれども、報告書にないのでちょっと質問させていただきますけれども、私が質問することをどのように協議をされたかという点を聞かなければいけないので、まず9条ですけれども、既に徴収した使用料は還付しない、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該使用料の全部または一部を還付することができるというふうに、先ほどの若者交流センターの損害賠償と比べると、かなりこの1号、2号の規定はやわらかいというふうに思うんです。

若者交流センターのほうでは、過失、故意にかかわらず全て損害賠償を求めるというふうに回答がされたと思うんです。だけど、今回この例えば2号には、使用者の自己の責めに帰さない理由により使用できなかったと認められるときということで、過失でなくて……

（何か言う者あり）

○10番（鈴木多津枝君） ああ、使用料ね。ごめんなさい、勘違いしました。

だけど、使用料も還付をするということで、交流センターのほうではいただいたものは還付しないというふうになっていました。それで、このことについてちょっと委員会の協議の状況を私、ずっと聞いていたつもりですけれども、聞き落したかもしれないので、委員長に使用者の自己の責めに帰さない理由により使用できなかったと認められるときには使用料を還付するというふうになっていることについて、何か協議をされたかお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） この貯木場条例の制定についての還付という項目について

の議論はなかったと記憶しております。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第54号、川根本町貯木場条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号、川根本町貯木場条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第60号、財産の取得についてを討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号、財産の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第4 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑しますか。質疑ありますか。

○10番（鈴木多津枝君） あります。

（「質疑は終わった」と言う者あり）

○10番（鈴木多津枝君） いいです、いいです、終わったから。

○議長（太田侑孝君） これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

たくさんの書類があるので、質疑通告を出しているのをうっかりして見逃してしまいました。それで、討論を反対の立場からさせていただきます。

来年1月に本格稼働するマイナンバー制度ですが、個人情報の漏えいの危険性が高く、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するとして、弁護士の方や住民の方々156人が今月の1日に国を相手にマイナンバーの利用の停止や削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟を全国5地裁に一斉に起こしました。仙台、新潟、東京、金沢、大阪の各地裁です。今後も横浜や名古屋、福岡などで提訴を準備していると伝えられています。

自営業者や医師、税理士、性同一性障害者など原告に名を連ねていると伝えられ、病歴や職歴など他人に知られたくない情報がマイナンバーに蓄積され、それを当局がひもつけて見ることができることに恐ろしい社会の到来を感じると訴えています。

中小零細業者にとっては、管理責任だけが押しつけられ、重い負担がのしかかります。個人情報満載のマイナンバーを行政だけでなく勤務先など民間にも収集、保管を義務づけています。民間企業の多くが準備不足で、セキュリティ対策もできていないと伝えられています。

このような不十分な体制での見切り発車は、漏えいの発生や漏えいによる被害の発生、マイナンバーを万能キーにした個人情報の名寄せ、なりすまし被害の危険性は図り知れません。

このように、周知も危険の対策も通知カードの未着問題も解決されていない状況で、命の

かかわる減免申請に来年１月１日から待たなしで記載を義務づけることは町民の生きるための権利を奪いかねないもので、少なくない国民、住民が大きな疑問を持っている個人番号の記載を義務づける条例改正は到底賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、議案第56号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、個人番号及び法人番号の利用等が始まることから、川根本町国民健康保険条例及び川根本町介護保険条例について、法の趣旨に従って措置を講じて改正するものであります。

今回の改正により、町民の方々の利便性を高め、負担を軽減する中で公平、公正な社会を実現するための基礎づくりに今回の条例改正は必要であると考え、以上のことをもって賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決しました。

◇

◎日程第５ 議案第５７号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第５、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

地域振興基金条例の一部改正についてですが、これからは情報基盤整備事業の運用更新に多額の経費がかかることが見込まれるので、この基金を充当できるようにするため、明確にするための規定を制定するとの説明がありましたが、補正予算で繰越金から5,000万円を積み立てる案が出ています。現在の基金残高は10月末で11億2,838万5,460円ということが監査委員の報告書に載っていました。今後、同事業の運営費や追加整備費、更新費用などどのように見積もっておられるのか、また、基金積み立て運用計画はあるのかどうかお聞きいたします。

2点目ですが、この情報基盤整備事業のために、運用、更新のために取り崩して使う分はそのための基金を今回のように積み立てて、その中から使っていくのか、積み立てを行った分に限るのか、お聞きいたします。

3点目ですが、もしそうだとすると、そうでなくても、なぜ情報基盤整備事業の独自の独立した基金をつくらないのか、その点をお聞きいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、情報基盤整備事業の今後の維持経費、運用経費につきまして説明をいたします。

平成28年度以降の概算維持経費としては、年間の土地借り上げ料、電柱共架料として570万円、光熱水費、電気料となりますけれども462万円、その他通信運搬費、保険料、無線電波利用料等が105万円、修繕料を300万円ほど見込んでおく必要がありますので、それを足しますと1,437万円となります。

運用経費といたしましては、行政情報告知サービス等の運用経費が778万円、告知端末機利用料金2,710台分としてみますと2,810万円となり、その計が3,588万円、合計で5,025万円と見込んでおります。

今後の更新費用としましては、以前から説明をしてまいりましたが、整備後10年程度でセンター関連機器類、告知端末機などの更新が見込まれます。それらを全てを更新した場合には、4億4,000万円程度がかかる見通しを持っております。

さらに、20年後におきましては、無線局を中心に更新が見込まれ、その費用は約4億7,700万円程度かかるという見通しを持っております。

いずれの機器につきましても、利用環境、利用頻度などによりまして個体差が出ます。正確な更新時期を提示することは困難ですが、その年度に全ての設備を一度に更新するという条件のもとでの金額を算定しております。

追加整備につきましては、現時点では具体的な整備計画はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 2点目、3点目の関係につきまして、総務課の長嶋から報告させていただきます。

同事業のために取り崩して使う分は、そのための積立金を行った分に限るのかという御質問でございますけれども、特に積み立てを行った分に限るのではなく、地域振興基金全体で検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、3番目のなぜ独自で基金をつくらないかというようなことでございますけれども、現有の基金の有効利用を考慮し、独自の基金の創設を行わないこととさせていただいています。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対の立場から討論を行います。

この事業、情報基盤整備事業に使うために積み立てられた分に限って運用するのかと思ったら、そうではないというお答えがありまして、地域振興基金全体で検討するというふうな、今答弁がありました。そのことで反対討論をしたいと思います。

また、2町合併による町民の暮らしの不便さを解消するために必要な財源として、この合併特例債を使った地域振興基金をつくられました。町民の貴重な財産であるこの基金をこれから多大なお金が必要になる、そのために使うとすると、町民のためのこれまで使ってきたような使い方にはなかなか使えなくなるのではないかと思います。

しかも、まだ200件近い世帯でかわねフォンに疑問を抱いたり、必要ないということで設置を受け入れていない状況です。行政は、そのような世帯を条例で加入期限を切って無料の設置をしない、後からだと実費を全額請求するというふうな条例にしました。

だけど、この事業の目的は、防災緊急情報などを行うという大事な目的もあります。こういう点で情報格差をつくったままにしている状況で、解消の努力も示されていません。決して小さな声とは言えない批判の声を確認もなしで進めた、この見切り発車させた事業ですけれども、この事業の宿命的課題を放置したまま、今後どれだけ注ぎ込むことになるかといいますか、多額なお金が必要だということが先ほどの企画課長の答弁でわかったわけですが、こういう事業に町民の暮らしを守る大切な10億以上の基金を何の制限もなく使えるようにするこの条例改正には、私は賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私は、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この条例改正については、昨年度から整備に着手いたしました高度情報基盤整備事業の運用経費や更新経費の財源として、地域振興基金を充当することを明確化するために行われるものであり、現在の地域振興基金の設置目的にある町民の連帯の強化、地域振興に要する経費に今回の改正目的である高度情報基盤整備事業により整備した施設の運用及び更新に要する経費を加えることにより、現状においても高度情報基盤整備事業経費に地域振興基金を充当することはできますが、今後予想される経費の財源として備えることを明確化するため、今回の条例改正は必要だと考えられます。

以上のことをもって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

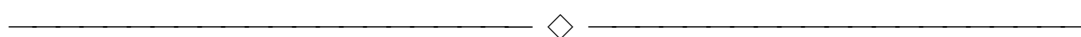
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第58号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぼっといろいろなことを考えていたら、質疑をまた通告をしたのにやることができませんでした。それで、よくわからない状況で反対討論を行わせていただきます。

なぜ反対かといいますと、改正の趣旨では、平成26年度税制改正において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われたのを受けて、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税法が改正され、28年4月1日より施行されることになったとの説明が書かれていました。

納税者の負担軽減を図るどころか、提出書類の複雑化や期限を切っているいろいろな書類をそろえて出さなければならなくなることで、また、確実に届くかわからない個人情報満載の個人番号を書かなければならないこと、納税者の負担は重くなっており、行政の側も当然その分の事務処理が増えて、個人情報の管理責任も重なって負担は重くなると思われます。

上級機関からの押しつけの改正とはいえ、最初の質疑通告をしたときに税務課長から話があって削除したんですけれども、新旧対照表の現行の条文は、例規集ではほとんど加除が行われておらず、議員にとってチェックの基本中の基本という例規集さえ、見て確認をするということができない状況が、大変苦勞した状況がありました。

こういう形で議会に上程するというのは、私は納得できません。当町のような小さな町では、町民の一人一人の実情に合わせた納税相談、分納相談、指導などが行われており、今回の改正で少くない町民が理解も納得もしていない、むしろ漏えいや犯罪などに巻き込まれるのではと心配している問題の大きいマイナンバーの使用を町民の暮らしに直結する町税において、しかも、納税が困難な人の猶予を申告する書類において見切り発車で義務づけることは賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 川根本町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けて、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されました。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、国税の改正を踏まえたものとなっております。換価の猶予に係る申請期限や分割納付の方法、申請書の記載事項など一定の事項を条例で定める仕組みとなっております。

町税をいつときに納付することで、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあ

るなど一定の要件に該当するとき、納税者が申請することで換価の猶予、納税の猶予が認められる場合があるという納税者の負担軽減を考えた改正となっております。

また、町にとっても相互の信頼のもと、さらなる早期かつ的確な納税の履行を確保することにつながっていくものと考えられます。また、税の公平性という面や透明性の確保という点からも必要なものと考えます。

国保税及び地方税における猶予制度の見直しを受け、町税条例も平成28年4月1日から施行できるように、また、番号法施行に伴うものについては、法人番号の定義規定の整備及び法人番号の取り扱いを変更したことによる文言の追加や削除等、改正規定のさらなる一部改正と所要の改正が図られております。

これら上位法の一部改正を受け、平成28年1月1日から施行するためには必要な町条例の一部改正であります。

以上のことをもって今回の川根本町税条例の一部改正は必要なものとして、原案のとおり賛成いたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

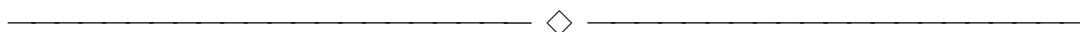
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第59号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 次に、日程第7、議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますけれども、年金制度の一元化に伴い、公務災害における補償を別枠にして補償率を引き上げているんですけれども、具体的にどれぐらい上がるのか。例えば、附則第5条第1項中の表から、2の0.73から0.82ではどれくらい上がるのか。また、4の0.82、

あの、0.80から0.87という上げ方では幾ら上がるのかお聞きします。

すみません、今の通告がちょっと間違っていました。

附則第5条第2項中表の6の1遺族厚生年金などが0.84から0.89に上がる場合は幾ら上がるのか、増えるのか。それから、2遺族基礎年金または国民年金法による寡婦年金が0.88から0.92に上がるわけですがけれども、どれくらいになるのか。

それから、2点目ですがけれども、現在、当町にはこの補償の対象になっておられる方がおられるのか。おられるとしたら何人いらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的にどのぐらい金額が上がるかというような内容で、なおかつ数字であらわしていただいていますけれども、内容としては、傷病補償年金、それから障害補償年金、それから最後の遺族補償年金についてどのぐらい上がるのかという御質問だと解釈しています。

その内容ですがけれども、仮に勤続10年の消防団員が今言ったような18条の2に該当する消防活動中の事故で負傷し、3級の傷病補償等に該当する場合でございますけれども、基本額が323万4,000円となります。それに従前ですと0.73でございますので、236万800円、今新たにになったものについては0.82でございますので、その差額として29万1,100円となります。それが傷病補償年金でございます。

次に、障害補償年金の関係ですがけれども、仮に勤続10年の場合でございますけれども、同じく年金額としては先ほど言ったように323万4,000円となります。このときの障害厚生年金を受給していると仮定した場合のこれに乗ずる率でございますけれども、従前だと0.73、今改正させていただくのが0.82で、その差額としては29万1,100円となります。

次に、遺族補償年金についてでございます。同じく仮に10年未満の妻と二人の世帯の団員が18条の2に該当する消防活動中の事故で死亡したとき、配偶者が受給する遺族補償年金は201万9,600円となります。このとき遺族厚生年金を受給していると仮定した場合は、これに今までは0.84、今回は0.89ですので、その差額は10万900円となります。

また、このケースで遺族基礎年金を受給していると仮定した場合、これに率を乗じますと、もともと0.88が今度は0.92、185万8,000円となりますので、その額は8万800円となります。それが一番目の回答となります。

続いて、2番目ですがけれども、当町に補償の対象となっている方はどのぐらいおられますかということでございますけれども、対象者はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(太田侑孝君) 日程第8、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

1点目は、全協で配付された資料の設計変更理由の2で路線設計の(2)引き込み工事及び告知端末機設置で2,053万4,000円の減額の内訳として、調査費、工事費一式の増とかわねフォン設置台数の減に伴う引き込み工事件数213件の減、それから端末機設置台数264台の減、それからONU設置台数216台の減と書いてありますけれども、増額と減額の差額で載せてあるので、減額は幾らで増額は幾らになるのかをお伺いします。

2点目ですけれども、無線システムの変更で(1)無線鉄塔30メートル級で避雷針抵抗値がJIS企画を満たしていないための追加設置工事や鉄塔周辺のフェンス設置で1,300万円増額、(2)では無線局設置でも1,300万円の増額で、その内訳は、無線局間の通信の障害となる立木の伐採費や無線局設置位置までの資材の搬入路が確保できない3局にモノレール設置、撤去費、遠距離無線局の出迎え柱設置費なるものが記載されていました。調査設計委託業者が最初に計画をするとき、その段階でこういうことはわかること、調査をしていればわかることではないかと思うんですけれども、この点について伺います。

それから、これまでも工事請負契約を追加増額するたびに私は同じことを言っているわけなんですけれども、普通の工事請負契約の場合は、立木伐採費や搬入路確保経費は予算として計上してあるのが当然で、災害でも起きない限りはこういう工事請負契約の変更というの

は普通ないのではないかと思いますので、どうなのでしょう。

3点目です。4の安全対策費、その他の経費、諸経費での4,275万4,000円の増額理由は、交通誘導員が2,904人増と、それから大鐵立会費で17日の増と書いてありますが、交通誘導員の2,904人の増は、当初の人数が何人で、それが2,904人増えて総数何人になったのか伺います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、お答えをいたします。

まず、質問3点ございましたので、1点目からの御質問にお答えします。

最初の内訳ですけれども、2,053万4,000円の内訳は、構造上、一般住宅と異なる25施設の大規模施設の調査費と5施設の引き込み工事費の合計額で144万2,000円の増額となります。減額分につきましては、引き込み工事と設置台数の減による金額の計で、2,197万6,000円の減額となります。

次に、2番目の質問にお答えいたします。

まず、避雷針の抵抗値につきましては、鉄塔建設後に測定をした実測値がJIS企画を満たしていないことがわかり、追加工事を実施するものです。また、調査設計時におきましては、その無線設置箇所の選定は通信上最も効果的な場所を建設地の候補としております。その後の土地所有者との用地交渉、保安林等の用地の制限などにより建設位置を変更し、対応をしてきております。その影響により支障となる立木の本数が増えたこと、また、建設位置が確定したことで運搬方法を検討した結果となります。

出迎え柱の設置につきましては、受電の負担金の支出か設置費用を工事費にて支出するかを中部電力と協議した結果でございます。工期の関係もございまして今回の判断となったものです。負担金、工事費計上等、これらも補助対象となります。

フェンス設置につきましては、設計時においても計上可能ではありましたが、建設後に鉄塔への連絡度や一般の住民でも比較的容易に登れそうな構造を再度確認した結果、危険防止のためにフェンス設置が必要であるとの判断をしたものです。今回のこの変更、いずれも補助対象として認められております。

3点目でございますけれども、交通誘導員の人数は、変更前は765人です。変更後の総数が3,669人となります。その結果、2,904人の増ということで今回変更となりました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問ですけれども、町の将来負担を心配して端末機かわねフォンの設置を承諾していない人へ情報格差や今回町の負担が軽減されたことで、今後つけたくなった場合は実費負担の軽減を図るべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在、条例上におきましては、町で負担をする設置者及び減免をするその利用者の規定がございます。そちらの条例規則の中での対応となると思っております。条例上、全ての人に減免できるというような規定は現在ございませんので、減免の規定と町で負担できるという規定に該当する方に当たるかどうかということで、これからは対応をしていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） このところが一番気になる場所なんですけれども、この事業はもともと最初から全員賛成というか、賛成が大勢だということを確認して始めたものではなくて、アンケートもやっていませんし、前回のアンケートでは半分以上の人が反対ということで前町長が中止をしたという経緯があって、その後、何ら町民の賛否を問うていない状態で出発したわけです。それで、工事請負契約金を昨年の6月議会で3億円増額する補正予算が出て、そのときは議員も修正案を出して増額するなということでやったんですけれども、6対5で可決されなかった。

そういうことで、18億余の工事費になったわけなんですけれども、それを入札をしたところ、入札では8社が指名されたにもかかわらず、次々と辞退をして2社だけの入札が行われた。しかも、その落札した業者は、京セラ系の調査設計を委託している東海ブロードバンド社と同族会社みたいな京セラコミュニケーションシステム社が落札をした。その金額は5億円近く低くなっている金額で、本当に驚いて、私たちもそれならということで賛成をしたわけです、この工事請負契約に。そういう経過があります。

だけど、その後になって端末機の使用料を町が年間3,000万近く払うことになっているなどということがまた出てきたものですから、私はずっと批判を続けているわけなんですけれども、その気持ちが町民の人たちもやっぱりあると思うんです。

だから、短い期間で、1月31日の締め切りで、条例では、その後申し込んだ人たちはもう実費を負担してくださいと、実費支払ですよというふうな、本当に今申し込まないともうあとは全額自分負担だよというような本当に驚くような条例がつくられたわけなんですけれども、それに対して、やはりこの事業の目的を考えると、行政が言っている目的は災害情報を伝達しますよ、福祉向上、いろいろな町民の暮らしを向上させるためにこういう事業をやるんですよということを言っているんだから、私は絶対行政としてはその格差、つけないよと言った人たちも一人でも多くつけてくれるように促していくのが行政の責任ではないかと思うんです。それを何回も言っているんですけれども、条例のとおりだという答弁しかないというのは、本当に行政としてこの事業を一人でも多くの町民に喜ばれる事業にしたい、事業の目的を達成したいというふうに思っているのか、このところがすごく疑問に思えて仕方がありません。

少なくとも私は、先ほどの答弁ではなくて、町長にお聞きしますけれども、設置を今のところためらっている人たちに対して、実費負担だよということは取り消すというか、特に町

長が認める場合という、特にということではなくて、私は、積極的に行政として、最初に期限を切った前の人たちと同じように無償で設置しますよという通知を町民の人たちに示すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いろいろお話しされましたけれども、今現在、私どもは当然ながら全戸に入っていただくということを目指にやっていると。それは今言われたように、災害も福祉も全てが全戸入らないとなかなか効果が出ないという場面が出るだろうと。

しかし、ある程度の区切りをつけない限りは全戸加入というのは難しいだろうという判断のもと、これはもともと全戸入っていただく、そのような趣旨で対応しているものですから、その辺のことについては、議会の皆さんも積極的に私ども行政と一体となって進めることが全戸加入につながるというふうに思っています。

それで区切りと言ったのは、これからは実費というのは、ある程度の負担は今ならこうですが、将来こうなりますよという形で対応したということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 残念ながら反対の立場から討論をいたします。

町民の人たちの中に賛否がまだまだおさまっていない状況での条例制定だったわけですが、その中で1月31日という何の根拠もない期限を切ったわけですよ。なぜ、まだ今工事終わっていないではないですか。もう一度、二度でも三度でも募集をかけることはできたと思うんです。

そういう中で、私は何度も自己負担、期限後に加入を希望される人たちの負担を減らして、この事業が本当に行政が進めようとしている目的に沿ったものにするには、今、先ほど町長がおっしゃられたように全員、全戸加入が原則だという、そのことを実現するためだったら、私は、工事費の全額実費負担というのは当然行政が見直して当たり前だし、それを議会に提案されて、議会がもし反対する人が多かったら、私は本当に何を考えているのかなと、町民に寄り添った議会とは言えないのではないかと思います。

そういう点で、この事業、これからも多額なお金をかけていくわけです、町民のお金を。そして、先ほど質疑に対する答弁でも戸別受信機をつけていない、減額をすることによって

2,197万円ですかね、それに近い減額に工事費がなったという、全部ではないでしょうけれども、こういうふうな経費が減額をされたということもありますし、ぜひ町民の人たちに、みんな今入れば、もう1回設置費は無料になるよという呼びかけをするのが私は行政の本当の姿勢ではないかと思います。

そういう答弁が聞けない、そういう姿勢が示されないこの今回の工事請負契約の変更に対して、ただただ町民に大きな支出を求めて、この事業の目的も本当に全町民に行き渡らないことを当然としている、そういう行政のもとでは賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、鈴木議員の反対の趣旨というんですか、その中ではかわねフォンのこれからやむを得ず設置できなかった方については、条例の中で町長が認める場合は多分無料というような、そういうような方向で多分進められるというふうに私は考えます。

今回のこの工事の請負については、建築確認等に必要な工事の変更等でありますので、そういう点から含めても賛成ということであります。

それでは、賛成の理由について討論をさせていただきます。

高度情報基盤整備事業工事については、新町合併当時より旧2町が一つになり、さらに発展していくための必要不可欠のインフラ整備との認識のもと、新町建設計画の主要プロジェクトとして認められ、ここまで幾つかの困難の中、行政と議会が一体となって町民の皆様の理解を得て進めてまいりました。

今回契約額が9,979万2,000円増額となる設計変更の主な内容につきましては、無線鉄塔関係では、中山間部の特性として夏場に頻発する雷被害に対する鉄塔の接地抵抗工事の追加、簡単に鉄塔に登ることができないように対処する危険防止のためのフェンス設置工事です。

ケーブル施設関係では、3月の変更契約に続き、既設電柱への共架が許可されない場合における自立柱新設、他事業者が管理する橋梁の既設管路を利用する場合の指定工事追加、携帯電話伝送路やテレビ共聴組合の設備を借りるための接続工事など、計画当初から事業費をできる限り低く抑えるため、他事業者の設備を借用するという方針のもと、ここまで協議を進めてきた中で計画変更が生じてきたものであります。工事の執行上、やむを得ない理由と考えます。

また、今回は最終的な設計変更であり、ここまで工事を進めてきた中で、現場の状況により施工数量等が確定できなかった工事に対する数量の変更も含まれています。これらの変更は工事を完了させる上で必要であることから、私は本案に賛成の立場をとり、討論をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（太田侑孝君） 時間が来ましたので、休憩前に続いて再開いたします。

————— ◇ —————

◎日程第9 議案第62号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） それでは、日程第9、議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町福祉センター）

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これから議案第63号から67号までの5件が公の施設の指定管理についての議案になっていますけれども、ここで代表して聞きたいんですけれども、代表というかこの議案で。利活用について問題があるという施設が幾つかあります。従来のおりのままでは、本当に利活用がちゃんとされているのかなと。例えば瀬平のむつみの郷のように利用者が少ないよとか、そういうもの、観光施設でもあります。

そういうのがあるんですけれども、指定管理者を全部継続で更新するという議案が出されているんですけれども、その更新をするときに指定管理者と改善策、町がどういう支援をすればいいのかとか、対応について協議をされているのかどうか、それぞれの指定管理の公の施設について、その点についてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 5件の公の施設の指定管理の関係でございますけれども、御存じのとおり指定管理者の継続更新については、川根本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例により指定管理を行っているものです。

指定に当たっては、川根本町指定管理者審査委員会設置要綱に基づき審査委員会を開催し、指定に当たって問題点や改善点がないか、公の施設の指定管理者としてふさわしい団体なのかなど申請の内容を協議、審査の上、決定しております。

今回出させていただいております5件については、それらの委員会を踏まえて、11月26日の委員会を踏まえて選定させていただいているものでございますので、御了承いただきたいと思います。お願いします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 安心したんですけれども、本当にどういうふうに対応していくの

かなと、対応策もぱっと思い浮かばないような施設もあるわけですがけれども、特にその審査委員会で問題点や改善点を協議する中で、何か特徴的なものがあったら教えていただきたいんですけれども。対策がもし図られるようなものがありましたら、教えていただきたいです。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 特にといいまして、特にという部分はないわけですがけれども、施設のそれぞれの性格、それから規模、機能を考慮して相手方の目的に沿った利用者であるかということを特に重点を置いて行っています。なおかつ、今回行われた指定管理の関係は公募によらないものです。公募によらないということは、その利用者が特定されているというような考え方もあろうかと思しますので、その点も重々御理解の上、御審議をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）についてを採決します。

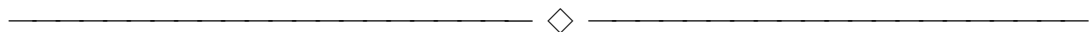
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町高齢者デイサービスセンター）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第64号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町高齢者デイサービスセンター）についてを採決します。

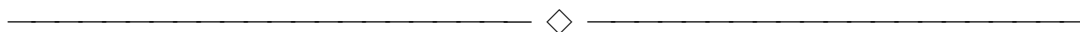
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町高齢者デイサービスセンター）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町生きがい対応型デイサービス
センター）

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案65号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第65号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村管理運営施設)

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)

○議長(太田侑孝君) 日程第14、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第68号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
（第5号）

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

少し複数ありますので、通告に従って質疑をさせていただきます。

1点目は、2－1－7基金管理費の地域振興基金へ5,000万円の積み立てについて、前年度繰越金の残額2億3,500万円の全額計上の中から充てるという説明があったんですけども、情報基盤整備事業の今後の運営、更新など大きな支出に備えるとの説明でしたが、積み立ての目標額、あるいは積立計画があるのか、先ほど地域振興基金の条例改正の中でも答弁をいただいたんですけども、重複しても構いませんので、ぜひ重大な問題ですので教えてください。

それから、2点目ですけども、4－1－5の地域医療推進費で上長尾診療所の駐車場整備費767万円が計上されていますけれども、土地購入費の内訳と近隣の用地購入単価との比

較はどうかお聞きいたします。また、田澤医師の常勤が待たれているわけですが、見通しについて伺います。また、看護師や事務員の確保状況は、常勤の勤務になった場合の確保の状況はどうか、見通しが立っているかどうか伺います。

それから、3点目ですが、11ページの歳入のほうで、19-5-7-6で森林関係事業費補助金返還金44万9,000円が上がっていますが、P23の歳出のほうで6-2-2で国県支出等返還金18万7,000円というふうに出ています。どういうことか全協でも説明ありましたけれども、説明を求めます。

4点目ですが、7-1-5茶茗館運営費で32万1,000円の増額について、来年度からシルバー人材センターが管理委託業者として事務所にしていたんですが、撤退することになったということで、そのための引き継ぎの臨時雇い賃金や複写機借り上げ料、備品購入費などを計上しているという説明でした。茶茗館の運営について、今後どのような計画になっているのか伺います。

5点目です。8-1-1土木総務費で、青部バイパス開通式やトンネル土砂置き場の用地購入費、補償金などで約4,278万円が全額一般財源で計上されているのですが、それぞれの積算根拠を求めます。

6点目、8-2-2道路新設改良費で、測量設計委託料に1,000万円の追加計上がされていますけれども、その内訳について求めます。

7点目、10-1-3教育諸費で、備品購入費、若者交流センターの備品購入費として1,800万円計上されていますけれども、どのように発注する計画なのか伺います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、基金管理費の地域振興基金への5,000万円の積み立てについてということで、今後、積立の目標額、あるいは積立計画はあるかということでございますけれども、現在、特に目標額を設定しているわけではございません。その予算の状況を鑑み、現有の基金の有効利用を考慮しながら今回積み立てを行わせていただくものでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

大きく分けて2点あると思いますけれども、まず、補正予算、4款衛生費、4-1-5保健衛生費、地域医療推進費の補正の内容について御説明をさせていただきます。

12月3日の全協の際も申し上げましたとおり、当該土地の契約後の地権者から町への所有権移転登記手続事務にかかわる手数料として役務費の計上の15万円、当該土地の売買に伴います詳細測量、実地測量をする際の測量委託料としまして、委託料30万円、土地購入費用として、公有財産購入費として722万円を計上させていただいております。

本予算の計上に際しましては、9月補正の際、認めていただきました不動産鑑定士による土地単価を調査する事業を実施した上でこの価格を確定をしております。不動産鑑定士が土地の価格を算出する上では、当然のことながら近隣の不動産取引の状況等を加味し、調査を行っております。御懸念の金利の状況を踏まえてという形の調査結果であるというふうに考えておりますので、今回の予算計上額は妥当というふうに考えております。

2点目の上長尾田澤内科の状況でございますけれども、以前より御報告を申し上げましていとおおり、年が明けました1月4日より週5日の診療を開始いたします。既に同医院の利用者の方々については、その旨、告知をしておりますし、12月配布予定の町の広報紙等にもその旨を掲載する予定であります。また、かわねフォン等も利用する中でその旨を告知をしていきたいというふうに考えております。

看護師、事務員につきましては、当医院開院時の8月より必要な人員は確保されている状況でございますので、1月からの週5日の診療体制になっても何ら問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 3つ目の質問になります。これは間伐事業に係る返還金でございます。対象の間伐事業費は56万1,740円でありまして、県の補助金3分の1、18万7,000円の補助を町は受けております。町は川根本町林業関係事業費補助金によりまして、つけ増しの補助を行っており、事業費の10分の8の44万9,000円の補助を交付しております。これによりまして、歳入11ページにあります林業関係事業費補助金返還金として44万9,000円の歳入を受けて、県費分の18万7,000円を返還金として支出するものです。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 茶茗館運営費の今回の補正と今後の計画という御質問でございますが、ここでなかかわね茶茗館は条例の中で地場産業の振興及び地域の活性化ということがございまして、事業としましては、町の歴史、文化及び茶を主体とした特産品等に関する資料収集、保管展示。2点目としまして、展示資料等に関し必要な説明、助言、指導等。あるいは特産品の普及宣伝及び研究調査。4点目、地域の伝統文化の伝承及び情報の提供ということが事業としてうたっております。

その目的を達成するために、来年、シルバー人材センターが退去するに当たりまして、次年度は施設に入る職員の配置、臨時職員の雇用、あるいは必要とする備品、これについて今回補正をさせていただくものでございます。4月に間に合うように補正で対応したいと考えておりまして、来年以降の計画としまして、大きな増改築、あるいはリニューアルオープンするというようなものではございません。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8－1－1 土木総務費の補正の内容について説明させていただきます。

補正の総額で4,278万3,000円の補正をお願いしております。このうち人件費に関するものが、減額になりますが99万円、それから、これは仮称ですけれども、青部トンネルの起工式に関する経費として116万9,000円、これは会場設営委託料等を計上させていただいております。見積もりによって算出しております。

それと、青部駅周辺土地の埋め立てのための経費としまして4,260万4,000円の補正をお願いしております。これは公有財産購入費と補償の関係になります。公有財産購入費にしましては、川根本町土木事業施行要綱第7で規定します土木事業、用地及び物件補償額並びに原材料支給に関する基準に基づき算出しております。対象となる面積は、雑種地、畑、山林合わせまして1万5,308平米になります。それと、補償の関係ですけれども、茶樹の補償です。これは用地対策連絡協議会のほうで作成しております損失補償算定基準書に基づき算出のほうをしております。

それから、続きまして、8－2－2 道路新設改良費の補正の内容について説明させていただきます。

1,000万円の補正をお願いしておりますが、内訳としましては、町道千頭沢間線改良に伴う地質調査業務委託料として800万円、これはボーリング調査4カ所の追加をお願いするものです。

それから、通称上長尾バイパスとして今後改良、新設、開設のほうを進めて第3期工区のほうの開設を進めていきます。それに伴いまして、現況平面図作成のための測量設計業務としまして200万円の補正を計上させていただいております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 最後の7点目の御質問でありますけれども、教育諸費の若者交流センターの備品購入費として1,800万円計上されていて、どのように発注する計画かという御質問でありますけれども、今回の補正予算に係る備品の発注につきましては、議決後に地方自治法施行令町財務規則等の規定に基づきまして、各品目別に通常の指名委員会、入札、見積もり合わせ等により発注をいたします。

なお、納入につきましては、3月の施設完成後に速やかに納品されるように計画をしています。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

一番最初の地域振興基金についてですけれども、先ほども聞いたんですけれども、基金の有効利用を考えてという積み立てをするんだということで、納得できないというか疑問に思うのは、地域振興基金というのは先ほども言いましたけれども、12億幾らだったかな、12億円近い積立残高があります。それをこれから多額の支出が将来において、企画課長は更新に大きなお金がかかるということでしたけれども、そのとき全額一遍に払えるようにしたいと先ほどの議案では答弁がありましたけれども、そういうことで積み立てを今回5,000万円するわけですが、特に目標を設定していないという答弁では何か曖昧ではないかな、毎年これくらいずつ積んでいきますよとか、そういう目標があつて当然ではないかと思うんですけれども、そういう検討はされていないんでしょうか。

それから、2点目の田澤内科医院の人員確保状態ですが、週2日開院しているときからきちんと看護師さんや事務員さんを確保しているということですが、それで通常の毎日の開院になったときも大丈夫だというふうに言われたんですが、本当にそれだけ確保しているのか、どういう状況、何人確保されているのか、また、その人件費というのは田澤先生が出していらっしゃるんでしょうか。町立ではないから、そういうふうになるんですかね。その点を確認したいと思います。よろしくお願いします。

それから、一番最後の若者交流センター奥流の備品購入費1,800万円なんですけれども、品目別に見積もり合わせとか、金額によっては入札もされるんだと思うんですが、そういう形で発注していくということですが、いつそれがなるのかわかりませんが、町民の人たちにとっては大きなお金をかけて建設をする事業ですので、やはり業者さんたちは少しでも注文というか、この事業に自分たちがかわられないかなど期待を寄せている、特に備品についてはそういう期待もあるのではないかと思うんですが、電気屋さんなんかからもちょっと聞かれたりしたんですが、町内の業者になるべくお金が還元されていくということが私は好ましいのではないかと思うんです。

その点について、例えば町の循環バスなんかの委託も大鐵さんにということで、もう入札しないでやっていますけれども、入札する、しないは別として、なるべく町内の業者さんがかかわれるような、年末も本当に間近に差し迫っていますし、少し明るい話題になればいいなと思っているんですが、その点についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初の質問のやはり目標、あるいは計画がないのはおかしいのではないかとございますけれども、この基金自体、目的基金でございます。御存じのとおり、合併時の新町計画に基づいた基金を積み立てて、今後の運営に利用しなさいというような基本的な部分でございます。

今後、今先ほど企画課のほうで説明があつたように、どれだけのものの事業費がかかるかわからないところを何も無いというようなことはいけなんでしょうというような議会の質問等もありまして、明確にするために高度情報基盤を設置すると。なおかつ、今奥流と言われ

ましたけれども、奥流に対しても当然この基金を使って進めていくようなことになろうかと思いをします。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、上長尾田澤内科医院の職員、スタッフの状況について御説明をさせていただきます。

当院開設当時より、看護師2名、事務職員3名、うち1名が看護師補助を兼ねるという体制で業務に当たっております。このスタッフの数の状況におきましては、田澤先生のほうも含めて診察日数が週5日になっても対応できるという形のことを想定して、当初からこの人数を雇用しております。

また、雇用体系、賃金体系につきましては、上長尾田澤内科医院につきましては、当初より御報告しておりますとおり公設民営という形で設置をさせていただいております。民営という形ですので、診療所の運営経理等につきましては田澤内科のほうでやっておりますので、職員の給与についてもそちらでお支払いをしているという状況になります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 若者交流センターの備品購入ということでありまして、町内からの購入につきましては、品目にもよりますが、可能なものについては当然町内での購入を検討していきたいと思っております。

なお、備品に限らず、消耗品の購入ですとか、あるいは次年度からの例えば給食原材料費、そうしたものに付きましても可能な限り町内での購入を基本として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第16 議案第69号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第17 議案第70号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

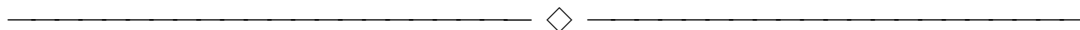
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第71号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第72号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(太田侑孝君) 日程第19、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長(太田侑孝君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月18日午前9時、本会議を開会し、一般質問、委員会報告及び議案第55号の質疑、討論、

採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 11 分

平成 27 年第 4 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 27 年 12 月 18 日 (金) 午前 9 時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 55 号 川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第 3 発議第 1 号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について

日程第 4 広報委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長　大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月9日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月9日午後1時から第1常任委員会を開催し、議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についてを熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、中澤莊也君、根岸英一君、藺田靖邦君、小藪侃一郎君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

それでは、3番、野口直次君、発言を許します。野口直次君。

○3番（野口直次君） どうも、おはようございます。3番、野口直次です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

ここで発言させていただけるのも、皆様の支えがあってこそです。いつものように、町民、地域の人たちに感謝申し上げます。

昨日からやっと寒さが到来し、遅ばせながら贈答品のお茶も少しでも売れるのかなと思いつつ、クリスマスに向かい、楽しいうれしいニュースが入っております。トーマス、ジェームスのサンタさんが赤い帽子をかぶり、川根路に夢をくださるようです。もしトーマスに出会えたら、手を振りたいと思います。

異常気象と思われる晩秋から初冬にかけての暖冬は、干し柿を初め果実等の生産基盤の弱さを改めて感じるきょうこのごろです。

29年度から第2次川根本町総合計画も始まります。町民が日常に何もなく平穏に過ごすことができる。また、ちょっと困ったことがあれば、小回りがきいて対応してくれる。川根本町には一番大切なことだと思います。今年度と同様、平成28年度の予算の中にも、いたわり、温かな気持ちを基本として作成を願っています。

通告どおり、下記の2点の質問をいたします。

1、平成28年度予算に当たり、今後の取り組みについて伺う。

①町民の安心・安全及び福祉等の考えについて。

②観光と商工に関する目玉事業について。

③高度情報通信事業について来年度の利活用は検討しているのか。

④本町教育における小中連携について、今後の抱負をお伺いします。

2、農林業センサスの結果を踏まえ、農業、特に茶業の厳しい現実への認識と、今後、町としての取り組みについて伺う。

①農林業センサスの結果について、国、県と比較して、本町は数字を含めどのような特徴があるのか。

②農家の減少と高齢化は、茶業の長期低迷、近年の茶価の暴落等が、農家所得と町の経済にも影響が出ているのか。また、町独自で調査を実施したことがあるのか。

③専業農家が安定した経営を継続的に行っていくために、個人を中心とした支援と、町としてある程度事業の方向転換を考えているのか。来年度にどのように反映させるのか。

④個人工場を含め茶工場は大幅な耐用年数が過ぎている。機械の購入等、今までのような補助は今後も組めるのか。

⑤「川根農産物直送便」が、農家のために継続できるよう、町としてどのような補助を含め対応を検討しているのか。

以上の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。平成28年度予算に当たっての福祉等の考え方でございます。

私は、福祉というものは道路や建物の建設と違い、短時間で全て結果が見えるというものではなく、長期間にわたり地道にこつこつと進めていくことが多いというふうに考えており

ます。

現在、第1次川根本町総合計画や第7次高齢者保健福祉計画、川根本町保健計画に基づき施策を展開しているところであります。特に、人口の45%を占める高齢者への福祉施策が町民の安心・安全につながると考え、様々な施策に取り組んでいるところであります。

高齢者への健康維持、疾病予防については、特定健康診査や後期高齢者健康診査、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用を助成をしております。

高齢者の日常生活支援として、一般の交通機関を利用することが困難な方に対する外出支援サービス、調理が困難な方に対しては、健康な食生活を送っていただくための配食サービス、ひとり暮らしの高齢者等の緊急時に対応する緊急通報システムや緊急医療情報キットの配布を展開をしているところであります。

高齢者の生きがいづくりとしては、介護予防を目的とした生きがい対応型デイサービス事業、いきいきクラブやふれあいサロンの補助、敬老事業やシルバー人材センターの補助等も行っているところであります。

また、介護が必要になった場合には、介護保険制度の中で、在宅福祉サービスとして、訪問介護、訪問看護等の訪問系サービス、施設系サービスとして、特養老人ホームや老人保健施設と連携し体制整備に努めており、現在、入所待機者に対応するため、あかいしの郷の増床に取り組んでいるところであります。その他、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスも展開をしているところであります。

一方で、介護状態に陥らないように、地域包括支援センターを中心に、介護予防を目的とした運動・口腔・閉じこもり予防の教室やボランティアを育成するための各種の講座を行っているところであります。

なお、平成28年度からは介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組む予定で、現在、サービス内容や提供体制について関係機関と協議を行っているところであります。

今後も、「高齢者が自らの健康を守り、地域の中で生きがいのある生活をおくり、元気な高齢者が多いまち」の実現に向け、関係機関と協力し、努力していく所存であります。

次に、観光と商工に関する目玉事業についてとの御質問でございますけれども、現時点では予算が確定しているわけではございませんので、まだ流動的であることを御理解をいただきたいというふうに思いますが、商工関係では、地方創生総合戦略の一つとして、商工業の活性化と将来的な雇用の増加を図るため、町内に移住・定住して新規事業を起こそうとする方に対する起業支援対策事業を検討したいというふうに考えております。

観光関係につきましては、ICTを活用し、川根本町内の食べる・泊まる・買う・楽しむ見所を、本町に訪れた方にお知らせできる事業を展開をしたいというふうに考えております。そのことにより、きめ細かなおもてなしと町内への経済波及効果を促進したいというふうに考えております。

また、長い間、崩土により井川まで運行できずにあります南アルプスアプトライン、井川線が来年度に全線復旧する予定でありますので、アプト開通25周年とあわせ、南アルプスアプトライン沿線誘客事業を関係機関と協働で推進し、PR強化とイベント事業を率先して実施をしたいというふうに考えております。

シーズンオフ対策としては、町内の宿泊客と大井川鐵道の利用者の増加を図るため、宿泊券と鉄道周遊券とのセットによる長期滞在を狙った誘客対策事業を実施をしたいというふうに考えております。これにつきましても、細かい内容を今現在詰めているところであります。

そのほか、大井川鐵道によるトーマスフェアも3年目を迎えますので、島田市をはじめ関係団体と実行委員会等を組織し、その対応を図っていききたいというふうに考えております。

高度情報通信事業につきましては、来年度における利活用の検討という質問にお答えさせていただきます。

まず、防災の分野では、近年多発する異常気象に対応するよう計画を進めています。

また、企画課において、ITキャンプの開催を計画をしております。ITキャンプは、夏休み期間中に中学生・高校生を対象にして、アプリ開発などの最新のIT技術を学ぶ講座を開設をするというものです。3月に完成予定の若者交流センター「奥流」を会場に、近隣の大学に講師派遣等の協力をお願いし、大学生と交流しながら実施したいというふうに考えております。

観光分野については、公衆無線LANの整備、観光ポータルサイトの運営及びデジタルサイネージの整備になります。この事業の目的の一つである起業家の誘致による雇用の確保についても、遊休公有施設や空き家を有効活用しながら、関係する企画課や商工観光課を中心に具体化していく予定であります。

これらの利活用については、ICT利活用委員会での提案をもとに担当課において検討してきたものであり、今後は3月議会において、具体的な予算措置について議会にお諮りをしていきたいというふうに考えております。

次に、4番目の質問でございますけれども、12月までに小学校で7回、中学校で4回のYRG授業を実施し、また、特別支援学級を含め、数回のTRGの取り組みを行いました。回数を重ねる中で、連携を生かした適正規模の授業が展開され、学習効果を上げているところであります。

なお、3学期にも、小学校で3回、中学校で1回のYRG授業を行う計画であります。他の市町からは、6月には森町の教育委員会、1月には磐田市の市議会議員の方々の皆さんが視察に訪れる予定というふうになっております。

2点目の質問です。

今年2月に実施をした農林業センサスの結果につきましては、速報値であります。国内、静岡県内とも経営耕地面積、農家数が減少しており、耕作放棄地面積は増加をしている状況です。静岡県といたしましては、販売農家のうちの専業農家数が8%ほど増加しているとい

うのが特徴でございます。本町におきましては、販売農家数が429戸と大きく減少しておりますが、専業農家につきましては3戸減少の120戸となっております。

動向といたしましては、農業法人による農業経営が起こり、雇用による新規農業者が生まれてきているということが特徴になるというふうに思われます。農地利用の側面では、作目においては大きな変動はないと思われていますが、茶畑から他の作目への転換や遊休農地化が進んでいると考えられます。

町における独自調査は、共同製茶工場の生産量と生産額の調査、農地に関しては農業委員会による遊休農地調査がございます。荒茶価格の動向が町の経済に対して影響があるののかといえ、ないはずはないわけございまして、実体経済のみならず、町民全体の気持ちを支えるものとして、茶の景気が極めて重要なわけであります。

一方で、茶生産者の方向性を見ますと、現在の茶価をベースに、それに合わせた栽培と製造及び流通を再構築していく、農家や茶商としましても、荒茶の流通価格に左右されない販売体制を構築をしていくという動きが出てきつつあります。また、茶との複合作目の生産を強化して経営の安定化を進める個人、あるいは法人経営体もございます。

いずれにしましても、荒茶価格が伸び悩んでいる状況のもとでは、労働生産性や生産コスト管理は必ず必要な要素でありますので、農業者には特に意識を持って取り組んでいただきたいと思いますし、営農指導をつかさどるJA営農経済センターにもそういった指導をお願いしているところであります。

我が町において、専業農家から兼業農家への転換、専業農家の廃業が続いており、野口議員がおっしゃられている、専業個人農家の経営の安定による町農業の活性化は、極めて重要だと認識をしております。やはり専業農家は農業のみならず、地域で果たしていただいている役割が大変大きく、技術的にもリーダーとして産地を引っ張っていただいております。生活費を得るための職業でございますから、専業を手法とするか、農業主体の兼業とするか、雇用所得中心の兼業にするかは、それぞれの農業者の判断となるわけでございますが、やはり私といたしましては、地域や需要者側からも専業農家への期待というのは高いと感じております。

個人専業農家の経営を安定させるには、並々ならぬ経営努力が必要な部分もございます。これまでは、専業農家を中心とした共同組織での生産コスト削減や労働強度の軽減を行ってきております。町としましては、近年芽生えてきている農業法人による農業経営にも期待を寄せているところであります。ある農業法人では、雇用により農業技術と農業経営を習得させ、個人農業者を育成していこうとする動きもあるようです。

平成28年度事業におきましては、そのような法人への支援を、個人や共同組織につきましては、従前の制度を利用していただきたいというふうに思っておりますし、そのための事業費を確保するというつもりでおります。

農業用機械などへの投資の問題でございますが、現実問題として、農業収入から農業用機

械投資を進めることが年々難しくなっているというふうに思われます。国や県、そして我が町も補助制度を用意しているわけですが、自己資金を現金調達できる農業者は少なく、借入れにより資金を調達した場合でも、その返済計画に不安を抱えるのが実情ではないでしょうか。事業を起こす、あるいは設備投資をする場合には、初期資金を借入れて賄う方法が一般的でございまして、かつて当町では、所有山林の皆伐で賄うようなことも行われていたというふうに思いますが、現在の木材価格ではそれも難しい。個人工場においては、できるだけ現有の機械を大事に使っていただくような形で耐えて行っていただきたいというふうに感じているところでございます。

それぞれの経営体ごと、事情や都合、資金状況、年齢、将来展望があるわけでございますので、これまでの補助制度も継続していきたいというふうに考えております。

川根本町清涼野菜出荷協議会が展開しております川根農産物直送便事業につきましては、協議会及びその運営受託者の創意工夫により運営されていると伺っております。特に、J A まんさいかんへの出荷に対する案内、指導、生産に関する助言、価格設定など、大変きめ細かいサービスを伴っております。その根本は、我が町で生産をされている野菜などの品質が評価をされているということになると思いますし、この取り組みをJ A 大井川が高く評価し、より多くの出荷を期待をしているというようなことでございます。

町民が自ら事業を立案し、国の助成を取りつけて開始いたしました事業でございますので、町では、その出荷者の出荷手数料の一部を補助する制度を平成26年から開始をさせていただいております。国の助成期間が満了となり、運営費の捻出に苦慮しているという話は運営事務局から伺っておりますが、そのような状況の中で、平成26年12月時点で12名であった出荷者数は、現在27名と13名の増加を実現しているということでありまして、運営受託者からも、これまで以上に広報宣伝に力を入れ、説明、指導のサービスに工夫をしていくということで確認をしているところであります。

町といたしましても、出荷者の手数料に対する補助を少なくとも3年間継続する予定でありまして、運営受託者との意見交換を継続するとともに、J A 営農経済センターと連携し、この川根農産物直送便を多くの町民が利用していただけるような周知にも努めてまいりたいというふうに思っております。

実際に会員となって出荷されている町民が、自らの経験を自ら普及していただくということが最も効果的な手段であると考えております。議員各位からも町民にお話をいただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 野口です。どうもありがとうございました。たくさんの質問の中で、大変いろいろお話をしていただきましてありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず最初に、1の中のやはり①の町民の安心・安全と福祉ということで幅広い中で、今、町長の意見の中で、非常に、これから過ごしやすいとか、住みやすいことをやっていただくということで、ありがたく、また、続けていただく中に、やはりそれと、その中に第2次総合計画が29年度から始まりますが、最終、第1次が28年度で終わりですが、その辺の継続あるいは流れで大きく何か変わることは、福祉とかそういうものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、お答えいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、大きな変更といたしましては、介護保険法の改正によりまして、平成28年から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むということでございます。これはたびたび議会の中でも答弁をさせていただいてございますけれども、介護保険の中で要支援1、2の方のサービスが変わってくるということでございます。要支援1、2の方、今まで訪問、通所等のサービスを受けられてございますけれども、その方はそれぞれ同じようなサービスが受けられますけれども、要支援認定をされない方について、一般の方、チェックリストを皆さんにお配りしまして、チェックリストによって、介護が必要にならないように、ハイリスクの方についてサービスを展開するというような変更がございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 次に……、すみません。総合計画ということは、まだ具体的にはこれからやっていただくとは思いますが、やはり平成28年度の今のお話は大変わかりやすく、またあれですけれども、やはりチェックリスト、結局、漏れる人たちを少なくするというこの努力をしていただくということはあると思いますが、また、総合計画については、今後またいろいろな機会で議員の方あるいは質問はあると思いますので、省略させていただきます。

続きまして、商工観光が非常に苦慮している中で、やはり28年度も新しく宿舎を兼ねた鉄道の周遊のセットをやってみたいという町長からお話がありまして、私も質問を前回もいたしました、確実に前へ向いてやっていただくということは大変うれしいわけですが、そのやつを、何というんですか、県外とか県内に伝える方法はいろいろあると思うんですが、何か新たにPR活動を考えているかどうか、お願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） お答えいたします。

今、町長が答弁いたしましたオフシーズン対策の宿泊クーポンの関係ですけれども、今現在、細かいところを詰めておるわけですが、大井川鐵道の乗車も含めた形と宿泊施設の対策ということでございますので、当然、PR活動につきましては、大井川鐵道の広報あ

るいは町のホームページ、あるいは観光エージェントといたしますか、そういったところへ情報を流していけば、ある程度のPRはできるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それと、私が一つ、これは私自身も考えねばならんことですが、やはり地元から出ていった親戚とか、あるいは地区出身の方たちに、再度、何かの通信の手段の中でお伝えしていただければと思いますので、その辺はどう思うでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 町内の関係者のPRということでございますので、もちろん広報等にもPRしていくわけですが、その中で町民の皆様、町内にいらっしゃる皆様方からも、ぜひ、そういったことで本町のPR等もお教えしていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ③の高度情報通信についての質問をさせていただきます。

この防災の分野で、やはり、近年非常に異常気象に対応する計画を進めているということでお話がありましたのですが、具体的に防災分野という、私は28年度の利活用はちょっと休んで、また29年度から30年度にやるのかと思ったら、できるところからやるということで大変私はうれしく思っております。特に、私が主張してきた防災ということが冒頭に出てきましたので、具体的にどんな防災面で考えていることが、今の状態で結構ですが、何かありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 来年度予算に対しての質問かと思いますが、ネットの中でできることであるなら、今補助金を要望してまして、雨量の情報を皆さんにネットの中で提供できればというようなことを計画しております。それが来年度できるかどうかはちょっとわかりませんが、そういった内容を載せていきたい。ただ、緊急放送とかそういったものは、皆さん御承知のとおり、ネットのやませみを使って放送させていただきますので、御了承ください。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の事業の関係ですけれども、寸又、大間地区など、やませみネットの普及はどんなぐあい、わかる範囲で結構でございますのでお答え願います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まず、こちらのほうでわかっているのは、大間地区では、今11件ほどのインターネットの加盟、町の運営事業者への加盟があったということで聞いております。それと各戸への情報は、同報無線J-ALERTと、あと、かわねフォンによるもので

の情報の伝達ということで、先ほどの総務課長のやませみネットとはちょっと違いますので、その点もちょっと修正させていただきます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私も、やませみもインターネットもちょっとわからなくて、かえって質問に御迷惑かけました。

やはり11件というけれども、私としてみれば、大間地区に大体30軒ぐらいだと思うので、その中で11件、その中の旅館とか何かが相当前向きでやっていただくということは、この高度情報通信事業の最初の基本的な一つの大きな課題だったのがクリアできると思いますので、入れている人たちを中心に、また地区で大間地区、これは町に要望ばかりじゃないですが、大間地区の人たちも今後とも利用をしていただければ、この事業の一步前進になると思います。

続きまして、全く教育というのは大変私もわかりにくいところですが、今、新しい教育方針を県下で初めて、あるいは新聞でも話題にもなりましたが、本当に若い学生の人たちも非常に注目している授業であります、この授業の中で、私ちょっと質問をさせていただくのは、若者交流センターとかそういう連携授業、その中で学習内容により大きな集団の効果を発揮する授業、小さな集団が効果を発揮する授業ということで、月に1回ほど、今、町長の答弁の中に、もう小学校では既に7回、中学では4回やっておられるわけですが、私が見て、また、月1回とか云々だかわかりませんが、授業を始めてまだ1年たつてはいませんが、どのような効果あるいはこれから出そうなのというところが、もし、大変、私、言葉も下手で質問にもなりません、思いというか、少しこんなところが児童が変わったよということがあれば、先ほどの町長の答弁に一部ありましたが、私としてみると、その回数の多い少ない、あるいは基本的に各学校間の生徒の数がばらばら、また、それこそ4年間ずっと複式学級で過ごす小学校もございまして、そうでない学校の中でこういうデメリットをメリットに変えてということで頑張っておられるわけですが、その辺の基本的な学校間のばらつきというのは、この連携授業に影響があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今のR Gの根本のところなんですけれども、実はまだ誤解がありまして、単に合同授業をするということではなくて、前から申し上げているように、2学年を1束にして、一方で、いわゆる集団的にやるような授業、そういうものによって効果が上がるものと、それからもう一方では、いわゆる余剰に出てきた教員を使って習熟度別にやるという、そういう2学年を束にするというのがR Gの本来の目的です。それによって、一つは子供たちに対する教育の効果と、それからもう一方で、教員の教育力の向上を図るということが非常に大事だと。というのはなぜかといいますと、いわゆる子供の教育に関しては、教員の資質というのが非常に問題になるわけですね。そこを上げていくというところに、このR Gの特徴があるということを御理解願いたいと思います。

それから、今、複式の授業の話が出ましたけれども、実は先週、10日から12日まで熊本県の山江村と五木村に行ってきました。熊本県の球磨郡は非常にＩＣＴ活用が進んでおりまして、実は山江村も、それから五木村も複式で授業をやっております。ところが、この授業を見ると、私は非常に驚いたんですけれども、単式とほとんど変わらないという。これは教員が非常に教育力があるということも一つの特徴ですけれども、わたりが非常に上手に行われている。なおかつ、ＩＣＴを活用して、いわゆる非常に効率的な授業を行っている。非常に、単式でも効果を上げられないような効果を上げているということです。ですから、複式であるとか単式であるとかじゃなくて、いかに授業を展開するかということが非常に重要になってくるということです。そのところを、きちっと、今後、我が町でもそれぞれの教員に対して徹底していけば、いい授業が展開できるんじゃないかと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 教育長、ありがとうございます。私も勉強不足で大変申し訳なかったのですが、本当に、短期的、長期的に見て、やはりそういう熊本県の球磨地方にしても、皆さんが、各地区が模索しながら新しい教育ということで進めていただいておりますので、どうか今後も続けていただく中に、今、教育長が言っていただいたように、私たちを含めて、やはり町民に理解することをもう少し、私も何回聞いてもわからんところが多いんですが、そうやってやっていただくその意志というんですが、その強さには敬服いたしますので、やっていただきたいと思います。

もう一つ、この教育関係の質問をさせていただきます。それこそ、若者交流センター、そういう連携事業とか、大変、教育委員会の仕事がふえているように思われます。まして、これ、私が言っているかどうかわかりませんが、やはり教員にも負担がかかってくる可能性も考えられますので、その辺、これから教育委員会を含めて、教職員あるいはその職員の増員というのは考えているかどうか質問いたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の教員の増加と言いますが、教員の増加ということは、実は教員は県費の教員です。町で例えば町の講師を雇うということはできますけれども、正規の教員を増やすということは、非常にこれは難しいです。県の方針に沿ってそれぞれ配当がされるという、基準によって配当されるということでございますので、そこは難しいと思います。

職員についても、これは私ども教育委員会で決定することじゃなくて、町長部局の問題だと思いますので、そこは私のほうでは申しかねます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 職員については、これまでも不足のないように対応してきているというのが現状だと思います。当然ながら、これからいろんな分野が広がっていくという想定の方

中では、当然考えていく必要がある問題だというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今町長の答弁がありましたが、私も教職員なんて言ったけれども、やっぱり職員の関係は町長部局になりますので、今後も検討して、とにかく、何か見ると忙しそうだなという感じは当然出ておりますので、今後もよろしくお願いします。

続きまして、農林業センサスの中でいろいろな答弁をいただいた中の3、4、ちょっと質問をさせていただきます。農林業センサスの町の関係、県のことをいろいろ話した中で、私もちょっと調べた中で、全国で30年前には販売農家が約540万人いて、今年は209万人で、30年間で6割減ったということが新聞に載っておりました。当然、今もちょっと聞こえましたが、減るらと言いましたけれども、私が聞きたいのは、人口、ちょっとすみません、ここの地区の平均年齢というのは、やはり今の速報値では出ておるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 平均年齢ではなく、年齢別農業就農人口は出ております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それをまとめたのが平均年齢が出てくるんじゃないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 平均年齢は出ておりませんで、先ほど申したように、年齢別ということで15歳から29歳、それから、5年置き的人数が出ておまして、85歳以上までということで分けをした統計が出ております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 平均年齢は、じゃ、何で全国の平均年齢が出ておるんでしょうか。

（「議長、すみません」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 結構です。

続いて質問させていただきます。ちょっと質問が長くなります。ちょっとお時間をいただきます。

今の2の4番の質問の関係なんですけど、共同工場とか内容が多少違うとは思いますが、今、緑茶の工場を仮に新規にやると、ちょっと調べたところで合っているかどうかわかりません、60キロ1ラインに約6,000万、120キロ1ラインで2億数千万ぐらいやはりかかると聞いております。国も、昭和の時代と違って査定ポイントも厳しく、有利な補助事業も少ないと聞いております。今の、やはり町長の答弁にもありましたが、緑茶価格では更新はもちろん、機械の買い替えも厳しい状態の中で、やはり出口、販売を考えながら、必要、また、あるいはその農家自身が身をもって自分の経営ということを考えてということを言いまして、私もそれを聞きたかったのですが、答弁の中にありました。

また、そんな中で、ちょっと長くなりますが、私が子供のころ、夕方になると、近所の多

数の茶部屋からお茶の香りがしておりました。また、忙しそうに家族総出でお茶をやっている、今の私よりも時期も気にせず楽しそうにもんだり、町から来たお茶摘みさんがこわいお茶を大勢泊まって摘んでくれて、お茶摘みさんが私のうちを終わると、今の川根本町の奥泉というところに行ってお茶を摘むと、もうお盆になって、近くでまた小笠のほうへ帰るよということを思い出して、その中で、私、今、質問の本題に入りますが、今年の秋、農林業センターの協力もあって台湾からお茶師さんが来てくれて、川根の秋冬番を台湾の方がもんでくれ、緑茶以外の製造講習の機会があり大勢の農家が集いました。お茶って、当たり前のことですが、いろいろなつくり方があることを再認識しました。私を含む多くの農家の見学者の中から、川根しかできない川根らしい新商品のお茶をつくりたい、そのためには基本的な技術を身につけたい、そのお茶をつくって売ってみたいという機運が、雑談の中に出ております。これからも、出口も一生懸命自分たちの知恵を出しながらチャンスを生かしていきたいと思うものですから、また、私も今年のこの秋、講習をやってから、来年の一番茶以降のお茶が楽しみだなというふうに、ちょっとこの年で来年のお茶を楽しみにしているところもございます。

そういうような、ちょっと質問がありませんが、もし町でそういう新しい何かの商品をつくるのに協力できるような形が、要望、何というんですか、組んでいただけるような28年度の、時間もないでしょうが、あれば大変うれしく思いますので、具体的な話は結構ですので、新しい動きを農家もしているよということを町長にも伝えながら、何かありましたらお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話の中で、台湾の皆さんがこちらへ見えて、技術指導をしたという現場へ行ってきました。その折のお茶もいただきました。どなたが机に置いたかわからなかったんですが、名前が書いてあったものですから、開けて飲ませていただきました。変わった紅茶だなという、ウーロン茶だね、ウーロン茶だなという感じがいたしましたけれども、当然ながら、これから新しい方向性を考える中では、当然、今言われた皆さん、それぞれ個人でやられたということも承知をしております。

その中で、当然、今後も行政と一体となって、行政にも支援できるところはしながら、新しい展開をすることが重要と思っております。この前、台湾の皆様をお招きして講習会をやったというのは、多分の話で申し訳ないんですが、これからの効果が出てくる可能性が大いにあるということを直感した次第です。当然ながら、そういう新規にまたやる場合には、行政も積極的に支援をするということは当然だというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 前向きな答弁ありがとうございます。

続きまして、やはり、町長の答弁でも、私がこの川根清涼出荷の関係のお話をしたら、やはり、本来JAの仕事が、ちょっとお茶がよかったものですから、お茶はいろいろな体制も

できていて、もう、戦前戦後を通じていた中で、やはりお茶が低迷、林業が低迷している中で、こういう新しい作物を探す中で直送便という民営が出てきたわけですが、これもちょっと長くなりますが、棒読みで質問をさせていただきます。

この川根清涼出荷協議会は、計画実施に当たり多々不備があったかと思います。また、町から出荷農家にそれぞれ出荷手数料を個人的に助成いただきながら、これも続けていただけるという答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

実際に、若い女性が北海道から研修生として当町に来て、毎日ＪＡのまんさいかん及び市場向けの少しの野菜でも農家にアドバイスをしながら、消費者に品物と笑顔を売っている。それが、先ほど人数とか、あるいは目的はお話をさせていただきました。

その中で、私は、私を含めて今後の農政に対して、前へとにかく進まなければならん時期に来ていると思うし、何も進まなければ所得も上がりませんので、この町の農業界のデメリットを少しでもカバーできる事業と、私はこの事業を考えております。関係者はいろいろな事業も絡むと誤解も招きやすい点もあるかもしれませんが、これからも前向きにいろいろな工夫をして、自分たちが少しでも早く自立するということも、その関係者からも聞いておりますが、来年の運営自体、存続が危ぶまれているので、今困っています。それがクリア、改善されなければ、さらにもう、「ああいうことをやってくれりゃ、ずっと続くだよ」と販売の私たち出荷の者は思っているんですが、町の行政の方も今は承知しておるような答弁でございましたが、やはり、この地域の魅力を引き出す事業、あるいは、きっとこの人たちは農家の足も大切にさせていただくと思っておりますので、存続のために知恵を含めて考えていただきながら、やはり、とにかく、こういう、今まで、先ほど一番初めに述べましたが、例えばＪＡなんかは、物をつくる、そうすると、「ロットはどれぐらいだ」、「それじゃ運んでやるよ、運んでやるけんが量はどうか」というような形で、本当に私、農協批判はしたくはありませんが、本来の農協のあれというのは本当に、このごろ、お茶がこういう状態になってから大変寂しいと思いながら、町がこういう事業をやっていただく人たちに少しでも支援をしていただくということが出ている中で、やはり、まだまだよちよち歩きで厳しいところもありますので、ぜひ今後も、ちょっと私らの思いが強くて、ちょっと発言にも冷静を欠いて、何を何だか言っているのかわからんというのがいつものパターンの中で、さらに、きょうは余計わからんとは思いますが、とにかく、やっぱり、いろいろな中で続けていくというのはいろんな問題もあるし、井勘定が多いんですが、そのやっている人たちの目は輝いておりますので、今後も一生懸命、マル・ペケの話じゃなくて、支援、援助をまたお願いできればしていただきたいと思います。

また、先ほど言ったように、農家あるいはそのやっていただく事業所、町と農協を含めて十分話し合っていかなければならないと思いますので、その辺、さきの答弁があった中で、もう一度再確認を含めて、どうか行政がいろいろな指導のやっぱりトップランナーとして再度頑張っていただきたいと思いますので、その辺を、もしお答えというか、思いでも結構で

すので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまでも一貫して申し上げているのは、やる気のあるところは一生懸命行政も応援しようという気持ちは変わっておりません。そのような中で、この今言われた事業、大変、私個人的には、本来は地元でもうまく買っていただく、そのようなことも当然ながら対応する必要があるのではないかな。いずれにしても今足りないというのは、運賃の分が足りないということに尽きますけれども、地元でこれだけ大勢の皆さん、いわゆる購入人口がある中で、どうして地元で直売所ができないか、存続できないかという問題点が、僕はあると思っています。

ですので、例えばの話で申し訳ないんですが、千頭駅へいろんな直売所をつくっていただく。また、「川根時間」でも大勢の皆さんがお見えになって、大変喜んでお帰りになるということをして365日できないかということを検討する必要があるというふうに、清涼野菜を出荷するだけでなく、J Aばかりでなくて、地元の消費も考えていく必要があるのではないかな。これには当然ながら給食の関係もございすし、今度の交流センターの関係もございすし、そういうところでも消費をしていただくということも積極的に対応していきたいし、そういう方向性も見出す必要があるのかなというふうに思っております。せっかくあれだけ、トーマスのお客さんが買うとは限りませんけれども、あれだけ来た皆さんが、あちこちでそれぞれが頑張っている場合には、義理でも買っていただけるということも可能性としてはあるわけです。ですので、やはり一生懸命やっている方を応援しながら、直売所の件についても検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

これはJ Aと対峙するという話じゃなくて、行政も町民に支援しながら、なるべく直売的なものでやっていただければ、皆さんの労力もそれほどかからないのではないかな。しかしながら、大量に消費する場合には、J Aを絡めていかなければできないということも当然前の話でございすので、官民一体となって対応する、そのようなことをやっていくということが大事なかなというふうに思っておりますので。

野口議員は、それぞれの分野で一生懸命対応していただいておりますので、御指導いただきながら、行政と一緒にやっていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私どもが、もうちょっと農業を勉強しなければいかんと思って、改めてお恥ずかしい話でございす。

最後の質問になりますが、これは総合的な質問ですが、やはり大井川流域に沿った新しい、総合計画も大変苦労しながらつくっていただいておりますが、もう一歩前に出た、商工観光を含め、農業も新しい時代に、特にその携わっている人たちはもちろん、町民も、これから変わって何かやっていくんだということを肝に銘じて、新しい年度に向かっていけたらいいなと思います。これは質問ではないですが、私の、教育とか今の町長の話を聞いて、余りに

も勉強不足で大変申し訳ございませんでした。

きょうはどうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで、3番、野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

10時10分に再開いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行わせていただきます。

質問事項は、森林認証の取得拡大はということで3点、まちの活性化に斬新な若者等の視点をということで3点、成年被後見人等の権利擁護、生活支援はということで5点の質問を行います。

最初に、森林認証の取得拡大はについてであります。

県内認証林五輪へ拡大加速という見出しで、森林認証制度についての記事が、11月6日の静岡新聞の朝刊に掲載されました。

記事の内容は、県内で森林認証をする動きが広がっている。森林認証の面積は、県内の森林50万haの1割を超え、ここ10年で約60倍になった。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを機に増加が見込まれる認証森林の需要を取り込もうと県内関係者が拡大に本腰を入れ始めたといった、県内における認証森林拡大の動きやその背景、認証を取得しても、すぐに材価に反映されるわけではなく、取得や更新に費用もかかるといった認証森林の拡大における課題などを取り上げたものであります。

このような県内における認証森林を取得する動きの拡大や国際的な需要拡大の背景を的確に捉えるとともに、大井川材に付加価値をつけ、消費者が認証商品を選択することで持続可能な森林経営が成り立つという観点や、森林の持つ多様な機能を維持していくため、森林認証の取得の動きを当町においても加速すべきという考えで、以下の3点について伺います。

1点目は、川根本町における認証森林の現状と今後の取得の見通しは。

2点目は、森林認証を取得するための手続、経費、課題・問題点等は何か。

3点目は、森林認証の拡大を図るための町の支援はであります。

次に、まちの活性化に斬新な若者等の視点をということについてであります。

全国的にも、地域おこし協力隊を導入して地域の活性化を図ろうとする自治体が、ここ数

年急増しています。平成26年度には、444自治体で1,511名の隊員が活躍し、任期終了後には約6割が同じ地区に定住しているという総務省の調査結果もあります。

地域おこし協力隊の導入効果として、地域においては、斬新な視点、よそ者、若者という斬新な視点、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える、地方公共団体においては、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策を講ずることができる、住民が増えることによる地域の活性化等が挙げられています。

我が町では地域の活性化を図るため、過去8年間、緑の協力隊を導入してきました。協力隊員は、寸暇も惜しまず町の事業や地域の行事に参加されたり、製茶工場の手伝いをしたり、積極的に地域住民と触れ合い、自己を研さんする中で我が町に新鮮な風を吹き込み、地域の活性化に大きな貢献をしてくれました。また、多くの先進地の成功事例を見ると、カリスマ性を持った人物の存在とともに、町、県外から移り住んだ若者等の存在が必ずあるように思えます。

我が町における緑の協力隊の実績を考えれば、地域おこしには斬新な視点が必要であると考え、以下の3点について伺います。

過去8年間に導入した緑の協力隊への町の評価等は。

来年度以降における緑の協力隊、地域おこし協力隊の導入計画は。

任期終了後における定住に向けた支援は。

最後に、成年被後見人等の権利擁護、生活支援はについてであります。

少子超高齢社会の流れの中で、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えてきています。また、それに伴い、加齢や疾病等により精神に障害をもたらし、事理を弁識する能力を欠く状況にある人や、事理を弁識する能力が著しく不十分となり、社会的支援等がなければ日常生活にさえ支障を来すおそれのある人たちが、全国的に増えてきています。このような人たちが悪徳業者の被害に遭わないよう、日常生活に支障を来すことのないよう、この地域で自分らしく安心・安全に暮らしていけるよう、今まで以上に手厚い物心両面にわたる行政等の支援が求められます。

以下、社会的弱者と考えられる人たちに対する町の取り組み等について伺います。

法定後見制度、任意後見制度利用者の実態。

成年後見制度の周知・啓発、利用促進は。

認知症サポーターの育成、活用は。

地域における見守りネットワークの構築は。

高齢者等に対する日常生活支援、買い物等を含めて、町当局の考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（太田孝孝君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

現在、本町におけるF S C認証森林は1,592.52haであります。平成20年3月に、町と町内の林業家9人によりF－n e t大井川がグループ認証を取得をいたしました。取得時の認証林面積は1,465.96haでありましたが、その後、文沢地区における林業団体や県営林の一部が加入をしております。

今後の取得の見通しを申し上げますと、森林組合おおいがわが森林経営計画を策定している山林所有者の方々に加入を促進した経緯があるため、引き続き理事会等において前向きに検討しているとの回答をいただいております。

町といたしましては、森林認証に関する情報提供を積極的に行い、認証林の拡大を推進していきたいと考えております。

森林認証は、国が認めた第三者機関による厳しい事前審査を受ける必要があります。この事前審査を経て、初回の認証取得に約150万円、5年に1回の更新審査に約115万円、毎年の年次監査に約65万円の経費が必要となります。この経費につきましては、町がF－n e t大井川へ負担金として支出をしておるところであります。

このように、取得するに当たって課題は、各種審査の経費が大きいところですが、環境保全の点から適切で社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理システムを推進をすることは重要なことですので、町といたしましては、F S Cに関し支援を続けていきたいというふうに考えております。

また、議員からありました、大井川産材に付加価値をつけ消費者が認証製品を選択をするということでございますが、本年3月に島田市の4つの製材業者等がC O C認証をグループで取得し、F－n e t大井川・静岡県・川根本町と大井川流域のF S C材のブランド化に向け、戦略会議を2カ月に1回程度開催をしております。このC O C認証とは、流通・加工における認証であり、この認証がないとF S C材は製品として販売ができないと聞いております。

認証林拡大につきましては、F S C材と一般材との差別化やブランド化の推進とともにあると考えているところであり、県または国との連携をより強化しながら、川根本町のF S Cを広く周知をさせていきたいというふうに考えております。

次に、まちの活性化に斬新な若者の視点をということで、初めに、過去8年間導入した緑のふるさと協力隊への町の評価及び来年度以降における緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊の導入計画についてお答えをさせていただきます。

平成18年度から受け入れを実施しておりました緑のふるさと協力隊は、これまで8人の協力隊員を受け入れ、一時5名が定住し、現在は4名が地域に残っている状況となっております。

緑のふるさと協力隊は、地域活動の中に若者が入り込むことで地域にも刺激を与え、隊員の目線や行動などを通じて、改めて地域を見直すきっかけにもなっています。これまで継続した受け入れを実施してきたことにより、地域からも受け入れを期待する雰囲気もあり、定

着してきた感じが見受けられます。定住した隊員は、まちづくり活動や農業に従事するなど地域に根差した活動を継続しており、一定の効果を発揮していると判断をしております。

来年度以降の取り組みですが、地域問題の解決や主要産業の振興など目的やテーマを定めて活動する地域おこし協力隊の募集と、緑のふるさと協力隊受け入れ申請をあわせて行い、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、任期満了後の定住に向けた支援についてですが、基本的には隊員の意向を踏まえながら、就業や居住に関するアドバイスをできる限り行っているところではありますが、これまでの活動の中で得たつながりを生かし、自ら定住に向けて自立した行動をとる隊員も少なくありません。今後、地方創生の推進に当たり、新たな就業の場の創出や若者が交流する場の提供など、若い世代が定住しやすい環境整備を進めていきたいと考えております。

3番目の成年被後見人等の権利擁護、生活支援はとの質問です。

1点目の法定後見制度、任意後見制度利用者の実態について。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援護者を選ぶことで、これらの方を法律的に支援をする制度です。成年後見制度には、議員のおっしゃるとおり、「法定後見制度」と「任意後見制度」がございます。

法定後見制度は管轄する家庭裁判所に申し立てるもので、通常は本人や配偶者、四親等以内の親族などに限られております。しかし、親族の協力が得られないなどの申立人のいない場合は、市町村長が申し立てることができ、現在1件ございます。市町村長申し立て以外の案件につきましては、直接家庭裁判所への申し立てとなるため、個人情報の観点からも把握は困難です。

任意後見制度についても、申し立てができるのは本人や配偶者、四親等以内の親族等に限られ、あらかじめ選んだ代理人に代理権を与える契約を結ぶもので、役場での把握は困難です。

次に、成年後見制度の周知啓発、利用促進についての質問ですが、御存じのとおり、地域包括支援センターの業務として、高齢者の権利擁護があり、虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などを行っています。その一環として権利擁護のため、成年後見講演会や、セカンドライフ講座での成年後見制度の学習を行ってまいりました。利用促進については、成年後見制度利用支援事業として、申し立て費用を負担することが困難な人のために、申し立て費用や後見人の報酬等を支援する成年後見制度利用支援事業費を予算化しています。高齢化等により権利擁護の必要な方が増加すること考えられるため、引き続き地域包括支援センターを中心に周知啓発に努めていきたいと考えております。

3点目、認知症サポーターの育成と活用についてですが、町では、平成22年から認知症サポーター養成講座に取り組み、初年度に全地区を巡回して講座を開催し、700人のサポーターが養成をされました。翌年からは中学2年生を対象に養成講座を開催し、現在まで約

1,700人の認知症サポーターが養成され、人口に対する認知症サポーター率は県下で第1位となっております。

次に、活用についてですが、サポーターの方には、日常的に認知症の方やその家庭に対しての見守りや、声かけを実施していただいております。また、平成25年度に立ち上げた認知症等で行方不明になった方の搜索に協力する「認知症徘徊行方不明者搜索支援システム」に136名の方に登録をいただき、いざというときに備えてもらっております。また、サポーターになったことがきっかけとなり、話し相手ボランティアとして高齢者宅を訪問するなどの活動に取り組む方も誕生をしております。

4点目、地域における見守りネットワークの構築はという質問ですが、平成24年に町内の新聞店・ガス販売所・宅配便・中部電力島田営業所と高齢者見守り協定を締結をいたしたところであります。日ごろの業務の中で高齢者宅を訪れた際に、異常がないか見守っていただいております。そのほかに民生委員・区長・話し相手ボランティア・配食サービス事業者・介護保険事業所・警察・消防などの人や機関が、協力員として活動いただいております。協力員が異変に気づいた場合には、地域包括支援センターに連絡をいただくことになっており、必要に応じ訪問や確認を行います。

5点目、高齢者に対する日常生活支援はという質問ですが、要介護1以上に認定をされている独居の方は、介護保険制度の中で買い物支援のサービスを受けることができます。それ以外の支援としては、ママ宅等のNPOによる買い物支援や一部商店による商品配達、おでかけ号や町営バスの運行による交通機関の整備に取り組んでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、まず、F-net、FSCの関係で経費に非常にお金がかかっている、最初の取得に150万円、5年間の見直しに115万円ですか、そういうことで、これは多分F-net大井川に対する負担金という形で助成をされているという説明がございましたが、森林認証を個人的に受けようとする方が出た場合、このF-net大井川に必ず加入せねばならないのか、それとも個人で認証を受けることができるのか。その辺についてまず伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 個人でも認証を受けることができますと思います。社有林とか個人でもできるんですが、やはりこういった経費がかかるものですから、できればF-net大井川に加入していただいて、面積を増やしていくというほうに進んでいきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、個人でもできるという答弁がございましたが、この人たちが取得した場合の経費に対しても、支援というのは、町は考えていらっしゃるのかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 個人というよりは、やはり F－n e t 大井川の仲間に入っていた
だくというふうに進めたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） F S Cを、認証森林というんですか、それ取得するに当たっては、
森林の管理と加工・流通の部分があるということで、あらかじめ産業課のほうから資料をい
ただきまして、その中で確認をさせていただいたわけですが、先ほど町長の答弁の中で、島
田の4製材業者さんと連携をしてC O C、そういうものの認証を受けているという説明がご
ざいしましたが、この加工・流通という分野について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと
思います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 森林認証の中で山を管理する部門と加工の部門と分かれておりま
して、山を管理するほうがF S Cということで、加工の部分がC O Cという認証が必要です。
今年、島田の製材業者がC O Cグループを認証しまして、その中でF－n e t 大井川と地域
の製材工場等のネットワークづくりということで会合を持ち始めて、このF S C材をどう生
かしていくかということで協議を始めております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この拡大、県のほうでもかなり積極的に拡大を進めているというこ
とで、新聞紙上に記事が記載されていますが、この中で、やはり経費がかかるということと、
なかなか消費者の方にF S C製品であるからという認識がされていない、それで広がりがか
きていないということではありますが、この一般の方に対する啓発というんですか、認証制度
の周知、その辺について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員おっしゃるように、まだ森林認証の認識が薄いということで、
F－n e t 大井川の事業の一つとして広報活動というのも行っております。これからもっと、
新聞でも出ているんですが、森林認証材の必要性ということで広まってくるかと思いますが、
町としても、もう少し広報をしていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり、この森林認証制度の周知というのは非常に大切になります
ので、町を含めて、F－n e t 大井川に今後も広報活動、周知徹底に努めていただきた
いというふうに思います。

我が町でこの大井川材の活性化というんですか、そういうもので、23年7月にみなとモデ
ル二酸化炭素固定認証制度ということで契約を締結されたと思います。それで、都市部での
木材の需要の拡大を図るということの取り組みがされているかと思いますが、その辺の実績
というか、今後の見通しについて、わかる範囲で結構ですのでお答え願います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） みなとモデルということで、川根本町も参加をしております。それによりまして東京都の港区で、大型の工事の発注のときには川根本町の材も使っていただく可能性があるということでありまして、実績としては今のところないですが、また、その中でいろんな川根本町に対する広報もできるということでもありますので、継続していきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり、まず行政からという観点から、このF S Cがなかなか民間へは周知されていない。でしたら、行政のほうでは積極的に、例えばこういう鉛筆とか、そういう消耗品についてF S C認証の物を使っているのか。今後使おうと考えているのか。また、今回、奥流という建物ができるわけです。それについて、建設材をF S C認証の物を使おうという考えがあるのか、その点について伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） F S C材の使用に関しましては、総合支所建設のときに会議室のテーブル等でF S C材を使って、F S Cのマークがついております。奥流については承知していませんので。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 若者交流センターにつきましては、従来御説明のとおり、F S Cの認証の材を使うという計画は今のところございません。ただ、今後、例えば増築とか改築とか、そうした場合にはその可能性は残しておりますけれども、現在のところ具体的な計画は持っておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、教育総務課長のほうからそういう答弁がありましたが、やはり積極的な拡大を図るには、行政が進んで公共的である建物にそういうものを使っていく。静岡県の草薙総合体育館においても天竜材を積極的に使って、すばらしい建物という評価がされていますので、やはり、まず、そういうものを周知の徹底を図るとしたら行政からという考え方があるかと思うんですが、その辺について再度伺います。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、奥流の件なんですけれども、実は非常に工期を短期でやらなければならないということがありまして、極力、木材の造作の部分は避けているわけです。そういう関係から、なるべくパネル的な工法をとっているというところで、今回はそういうことができなかったということでございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、工期の問題等あってなかなか難しいという御答弁がございました。課長の答弁の中で、附属建物等ができたときは、ぜひ、このF S Cの認証材を使うよう

な形で取り組んでいていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

次に、成年後見の関係で再質問をさせていただきます。

非常に、個人情報の関係で、任意後見制度を利用されている人数は町のほうでは把握できないし、難しいということはわかりました。

私が、これは川根本町の地域福祉計画の中で資料を見させていただく中で、平成18年には精神疾患1級、2級、3級の方、合わせて15名であったわけですが、平成22年には28名の方が、約2倍ほどになっています。これについて、高齢化に伴うものであるのか、ほかの社会的要因があつてこういうふうに精神疾患を患う方が増えてきたのか、どのように捉えているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 申し訳ございませんが、その増加した理由については分析をしてございません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今後、福祉計画が28年度で一応終わって、29年度に新しく川根本町の地域福祉計画というのがまたできてきますし、障害者の計画も作成されると思います。やはり、社会的背景というんですか、そういうものの分析というのは非常に大切なことになると思いますので、ぜひお願いをしたいということでもあります。この中で1級、2級、3級の方の人数は出ていましたが、今、要因はわからないということですが、高齢者、年齢別区分というのがわかれば、わかる範囲でお答えを願いたいです。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 申し訳ございません。それにつきましても、手持ち資料が今こちらにございませんので、この場ではお答えができません。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の質問ですが、後ほど資料等を、もしわかる範囲でよろしければ提供をしていただけるという回答ということでしょうか。その辺、確認をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） これにつきましては、手帳所持者等を確認すれば年齢はわかりますので、後ほど報告をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この認知症の関係のもので、認知の方はまず診断、まず診断して治療する、早期ということが非常に大切であるということが言われています。新聞の中に、認知症初期集中支援チーム、これはなかなか、専門、こういう認知症サポーター医というんですか、そういう人たちの確保が難しいということで、なかなか全国的に広がりを得ないとい

うことがあります。藤枝市においては、旧の地域包括センターにおいて7カ所でそういう人たちを確保して、認知症の方の早期の治療に努めるという記事が出ていたかと思いますが、川根本町においてやはり非常に高齢化が進む中で、このような人たちが高齢化に伴う疾病というのが多分増えてきて、私たちもこれからあと20年後、5人に1人が認知症になるという、700万人ぐらいに2025年にはなるというようなことが言われています。非常に恐ろしいような状況が生ずる可能性がありますので、この取り組みについても、非常に医師の確保という面では難しい面があると思いますが、地域の課題として捉えていていただきたいというふうに考えます。

この支援チームについての考え方、わかる範囲で結構ですので伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 議員おっしゃいますように、当町、45%を超える高齢化率ということで、これから認知症の方の増加も非常に危惧をされているところでございます。

まず、1点目の認知症サポーター医でございますけれども、現在、当町にはそのようなドクターの方はいらっしゃいません。それにつきましては、やはり、地域に開業されている医師の方、また、榛原医師会等と協力しながら、これから養成をしていかななくてはならないというふうに考えております。

それから、2点目のこれから認知症の早期発見ということでございますけれども、もう御存じかと思いますが、本年度、このような川根本町認知症安心手帳、通称認知症ケアパスというものでございます。これをつくりまして、各地区の民生委員の方、それから、地域包括支援センターの職員が認知症等になるおそれのある御家族の方にこれをお配りしまして、この中の内容、後で見ていただければわかりますけれども、認知症の種類であるとか、認知症の症状、それから、チェックリスト、それから、物忘れ相談シート等、認知症のチェックをするシートがございます。それから、近隣の医療機関等もこれに記入がしてございます。これを使用していただくことによって、認知症の早期発見につながるというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、鳥本課長のほうから、そういうチェックリストのようなものを配って早期発見に努めるということですが、認知症のおそれがある方に民生委員とかから配られるということなんでしょうか。その認知症のおそれがあるという判断はどういうふうにされるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） やっぱ認知症というのは、本人が自覚するというのは非常に困難で、周りの人が見ていて異常に気づいてあげるのが一番の早道だというふうに思っております。民生委員さんは身近な相談相手という立場で御活動をいただいております。何か、あ

そこのおじいさん、おばあさん、ちょっと行動的に不安というんですか、そういうのがありましたら、まず民生委員の方に御相談いただく。それから、やっぱり日常の活動を見ていらっしゃるってくださるのは御家族、御親族の方でございますので、そちらの方から地域包括支援センター等に御相談をいただければ、対応をいたしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 民生委員の方が中心になって、地域で異常な行動というんですか、少しおかしいではないか、私たちが忘れることが非常にありますので、御飯を食べて、食べたことを忘れてしまうと認知症なんだろうが、おかずのことは忘れてしまっても物忘れということのような、そんなようなことをよく聞きますが、なかなか判断は難しいというふうに思いますし、それをどのような形で地域包括センターに上げて、どのような形で対策に生かされようとしているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） そうですね。こちらのケアパスにも載っていますけれども、やはり最終的な認知症と判断するのは委員の方になります。

（「いいん」の声あり）

○福祉課長（鳥本宗幸君） 医師です。その中で、相談をしていく前に、先ほども申しましたけれども、この中に物忘れ相談シートというのが入っています。これに受診する前に記入をして持って行っていただければ、その受診、それから診断の迅速化というんですか、そういうのにつながって、認知症の早期発見にもつながっていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 少しそれるかもしれませんが、それを、自分はおかしい、少し変じゃないかというとき、自主的にそれに記入して、そういうことを包括のほうへ出して、その早期発見につなげる専門の医師に見ていただくということはできるわけですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 何回もこれを出しますけれども、この中に、「自分でチェックしてみましょう」というところがございますので、この中をちょっと読みますと、「同じ話を無意識のうちに繰り返す」、「知っている人の名前が思い出せない」、「物のしまい場所を忘れる」、「漢字を忘れる」等々、10のチェック項目がございます。これで点数化して自己採点というんですか、それをしていただくようなことになっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、気を取り直して最後の質問に移させていただきます。

成年後見の関係で、高齢者等に対する日常生活支援ということで、いろいろ町長のほうか

ら多岐にわたる支援をされているということですが、以前もお聞きしたことがあったと思うのですが、おでかけ号の運行区域、こういうものについては公共交通会議の中で話が出たら、それは検討課題であるし、見直しを図っていかねばならないという、たしか企画課長の3月の私の質問の中でそういう答弁があったかと思うのですが、その後、公共交通会議が開催され、そのような意見が出たのかどうか、今後、どのように考えられているのかを伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 実際、利用なさっている方の活動範囲を現在制約している部分で、町内をおでかけ号を2つに分けているというところは要望も出ていますし、課題として捉えております。ただ、現在、来年度に早期にそこが解消するということまでの議論にはまだなっておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今年度からエクリプス日高に大鐵の運営が変わって、前田社長も積極的に話し合いをしながら、お互いに相乗効果があるような取り組みをしていきたいというふうに考えられているようですし、そんなに大鐵が走っているから、そこをスクールバスを通すというような考え方はされていないようですので、積極的に運行の区域の見直し、町外へ出て、例えば地名の方が家山に行って買い物ができる、そういうことを今後検討していただきたいということであります。これは質問ではございません。

高齢者の買い物支援について、先ほど、あるお店では品物の配送も届けもしてやっているという、そういうお店があるということで町長の答弁がございました。ICTの活用の中で、もう28年度から利用が本格的になるわけですが、買い物支援という面でどのように考えているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 買い物支援という点で、どこが主体となってやるのかというところが、まだはっきりはしておりません。要は、小売店や商工会等のお店の方もそのような体制をとらないと、単純には買い物支援はできないというふうには思っております。現時点で具体的に、お店と個々を結んで情報を提供しながら商品を見せるとか、そういうような話は、そこまでは具体的にはなっておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これは利用検討委員会でいろいろ案を練られているかと思いますが、やはり一つの提案として、ICTを使った買い物支援、どこかに登録して、これは、路線バスで買い物支援という記事が新聞紙上にも出たと思うんですが、これ、静岡市の関係でやっていて、あるところに高齢者の方の注文する品物を集めて、そこからAという業者に品物を持って行って、その業者が各家庭に配付するというような制度を試行的にやられていると。川根本町のような高齢化人口の高いところにおいては、買い物弱者というんですか、そういう人たちの足を確保する。地域にそういう小売店がなくなっている現状を見れば、ぜひやっ

ていただきたい施策であるというふうに私は思います。この辺について、前向きな答弁をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 買い物支援をしていくその仕組み、そこをはっきりさせていかないと、すぐにはという形にはならないかと思います。現状のどういう形が一番適切な町の買い物支援の形になるのかということを含めて、検討は続けていきたいと思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 最後に、もう一度質問をさせていただきます。

やはり、商工会を含めた関係団体、現在その配送のサービスをされている商店の方と連携をしながらICTの有効活用、それが大きな今回やった14億余りの高額な経費をかけた社会的基盤整備事業の有効利用につながって、住民の方の生活の質の向上が図られるというふうに考えますので、積極的な取り組みをお願いします、私の質問を終了させていただきます。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

これで、11番、中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分開始をお願いします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、根岸英一君、発言を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 4番、根岸英一です。

12月5日に県内全35市町が出場しまして、しずおか市町対抗駅伝競走大会が行われました。私も関係の皆さんと、スタートから1区・2区の走者、そして草薙球場のメインスタンドに移動して応援をさせていただきました。ふるさとへの熱い思いをたすきに込めて、川根本町の代表として力走する選手の姿に目頭が熱くなり、大変感動いたしました。選手の皆さんとスタッフの皆さん、本当に御苦労さまでした。感動をありがとうという思いでありました。

それでは、一般質問通告書に従い、2点質問をいたします。

1点目は、林業振興対策についての質問であります。

当町は町の総面積の94%が森林であり、そのうち57.8%が国有林です。林業は茶業とともに町の主産業でありましたが、国内資材は安価な外国資材に奪われ、木材価格の低迷などから衰退をしていきました。採算が合わない、担い手がないなどの理由で荒廃した森林が増加し、依然として低迷している状況です。

少子化、高齢化がますます進行しており、今、林業再生に取り組まなくてはとの思いであります。地元産木材での家づくりや木材利用の拡大に向け、林業生産基盤の整備と人材の確保・育成に努めて、林業経営の実現を図らなくてはと考えます。低迷している森林事業について、林業の再生・振興・対策等、町の考えを伺います。

森林再生と地域経済の活性化を目指しまして、木の駅かわねが始動しました。間伐材等を収集して地域通貨のダラ券に交換し、町内の登録商店で利用するという仕組みで副業的な収入が得られます。これまで山林に放置されていた残材や間伐材の整備と地球環境保全につながり、森林再生に向けての第一歩として重要なプロジェクトであると考えます。木の駅かわねの事業発展に向け、森林再生をも考慮した町の支援等について伺います。

2点目の質問です。12月9日、定例会2日目に可決されました議案第60号の関係です。

静岡森林管理署から2,900万円で購入する桑野山貯木場の活用について伺います。

土場については、木の駅かわねの間伐材集積所として森林組合おおいがわに貸与予定であるとのこと。土場以外の建物9軒がありますが、林業振興にかかわる団体に利用してほしいとのこと。現在、利用希望者があるのか、また利用者をどのような方法で募集するのか伺います。

また、川根本町からまた一つ製材所がなくなるという話を聞いております。現在でもリフォーム等の家の補修にかかる材料は、地元では入手が困難なため、関係業者は島田市等の製材所に発注しているとも聞いております。桑野山貯木場には加工所が2カ所ございます。1カ所は現在の建物を活用して小規模な製材所の設置なら可能であると思います。森林の再生、林業の振興に向け、地元の木材を地元で活用するためにも、製材所が必要だと考えます。町で製材所を設置・運営する考えはないか、町長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの4番、根岸英一君の質問に対し、町長の答弁を求めます。
町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、根岸議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

根岸議員御心配のとおり、林業におきましては木材価格の低迷が続いており、厳しい環境にあります。町の94%を占める山林の資源活用は、林業振興のみならず、地域活性化においても重要であると考えており、桑野山貯木場を林業振興の拠点として取り組んでいきたいというふうに考えております。

この貯木場を拠点に、木の駅事業の取り組みが始まりました。木の駅かわねには、60名の登録者と23件の登録商店があると聞いております。運営主体は木の駅かわね実行委員会であり、住民主導ということで隣家の皆様を中心に、目的を一つにした町民の方々により立ち上がっていただき、大変心強く感じております。長引く木材価格の低迷により、手入れ不足で間伐遅れの山林が増えている状況の中で人が山へ入る、また地域活性化のきっかけとなるこの事業に、期待を大いにするところであります。

この木の駅事業に対する町の支援という質問であります。今年度におきましては立ち上げの年でもあり、準備のお手伝いをさせていただきました。山村活性化支援交付金を国に対して要望を行い、登録者の安全作業用品としてヘルメット等を購入し、無償にて貸与を行っております。また、この交付金を利用いたしまして、パンフレットやのぼり旗の作成、地域通貨券ダラ券の作成経費等の支出をしております。議員の皆様には、先進地である愛知県東栄町も視察をくださっており、御承知かと思いますが、木材の業者が買い取る価格・運搬費等と登録者に支払う価格との間に差額、いわゆる逆ざやが生じてしまいます。他市町村の例を見ると、町費や県の森林環境税を充当しているところが多く、この逆ざやの解消が大きな課題であると伺っております。

今年度は、静岡県緑化推進協会の林地残材搬出奨励モデル事業として助成金を受けることになっておりますが、逆ざやの補填に対する助成というより、この登録者の皆さんに知恵を絞ってもらい、他地区で行っている事業のまねではなく、川根本町独自の事業展開を期待したいというふうに思っております。もちろん町として応援はしていきますが、木の駅実行委員会に自立をしていただき、次の取り組みに期待をしているところであります。

2点目の桑野山貯木場の建物の活用についてでございますが、お答えさせていただきます。

桑野山貯木場の建物については事務棟、木工加工場、車庫等、十分に使用可能な状態であり、地方活性化につながる拠点として利活用を図ることは重要であります。

例えば、町のエコツーリズムネットワークの活動拠点として、当町の伝統文化である茶箱の作成所として、子供たちが森林環境を学ぶ研修会場として等、林業と農業・観光・教育を結びつける施設に利活用が見込まれます。建物の貸与につきましては現在、担当課におきまして募集の方法、使用貸借の方法、料金の検討をしているところであり、年度内に決定をする予定であります。

製材所の件でございますけれども、現在2カ所が経営をしており、旧の本川根地区には製材所の存在はありません。製材した木材をどのような目的に使用し、どのような需要先があり、どのように流通を図る等がまず決まっていることが重要であります。これを決定し、製材所の規模、設置する製材機械、人材等が計画されるわけであります。町内の建築業者、土木業者等の製品等の需要もあり、将来的に製材所が町内から消えてしまうことも考慮すると、この町に合った製材所が必要になるというふうに考えております。本町にどのような製材所が必要か、また加工場が必要か、十分前向きに検討して実現を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 森林事業の再生・振興、これについての具体的な何か考え等がありましたら、二、三教えてください。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 林業振興ということですが、やはり国・県の制度を利用して、立ち遅れている間伐の推進と未利用材の利用ということで進めていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどの製材に関して対応することが重要であるというふうに思っている中で、先ほど来、中澤議員の質問にもお答えしましたけれども、F S Cが認証されたというような中で、今後C O Cが必要であるということになるわけです。そうしないと、生産した材木はあるけれども、流通販売に乗っからないという経緯がございます。今、国のほうでもオリンピック等々、木材を使用することが大きな目標になっておりますけれども、今現在で言いますと、この町にそのような流通加工がないということになりますと、将来的には川根本町の材木が販売ルートに乗っからないということになるわけです。これは当然ながらJ I SとかJ A Sとか、昔のI S Oとか、そういうふうな国際認証と同じ位置づけになるとするならば、その方向に少しでも近づけることが行政として必要ではないか。これは当然ながら森林所有者並びに関係者の協力が必要ですが、そのような方向性を明確に打ち出さない限りは、なかなか林業の活性化にはつながらないというふうに思っております。

特に、ある方が言っておりましたけれども、日本の国は違法伐採木材輸入大国というふうなレッテルが張られているということを聞きました。大変おもしろい名称だなということを感じましたけれども、このような名称がある限りは、今後は輸入は減るのではないかという、環境問題も含めて。そのような中で今、対応していくのが大井川材の将来に向けた礎になるのではないか。それにもっと先進地で言いますと、天竜川流域があります。天竜川流域は、それぞれ一体となって大変重要な位置づけを担っているというようなことで、先ほども具体的にお話しありましたが、草薙の体育館は天竜材を使ったということも明確に出ておりますので、やはり残念なのは選手が頑張っている姿はすごく応援したいのですが、木材に対しては、やはりそこで感激を受けることはなかったということでございますので、今後は大井川材をP Rするには、どうしても製材の位置づけを明確にすべきだという思いがございます。

それと、先ほどテーブルの話が出ましたが、そのほかにもマグカップでしょうか、いろいろなものをつくっているということだけは、F S Cの認証の材料でつくっているということだけはお知らせをしておきたいというふうに思っております。まだまだ利用可能な製品はできるだろうというような中、特に先ほども申し上げました、地元で必要としているものぐらひは地元で対応できるようにするのが、やはり製材所と言いましょか、加工所の位置づけにしていくな必要があるというふうに思っておりますので、前向きに検討して皆さんの協力をいただきながら、実現に向けて努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 今、町長が、製材のことも含めて、前向きな本当にありがたい答弁を

いただきました。

私が質問しようというふうなことを、先にどんどん答えてくれたもので、ちょっと質問の順序も狂いましてあれですけども、まず最初に、森林の振興とか林業の振興、これらに対してやはり人材育成とか後継者ですね、そういうのが大事だと思うんです。お茶と一緒に、やはり後継者がいないというのが問題になってきます。高齢化が進んでいますし、なぜ今がいいかということは、やはり木の駅事業が始まりました。これ、きっかけですね。ちょうどたまたま林業関係の貯木場が払い下げになったと。こういう2つが重なった、そんなところに高齢化率もどんどん上がって、これは今しかない、こんな思いがありまして質問させていただきました。やはりお茶と林業で今までやってきた川根本町です。これだけの資源がたくさんあります。これをやはり関係者とともに、森林組合を含めて山の経営者を含めて、町と一緒に、どうやって取り組んだらいいかという第一歩として捉えまして、そして考えての一步ですけども、そこから始めていけば、今すぐは目には見えないにしても、10年、15年していけば、きっと芽が出て我が町の地方創生にもつながってきていますし、いろんな意味で、ああ、あのときやってよかったなど。そのちょうど今、やるべき限界のときではないかと、そんなふうに考えています。そういった意味合いで行政のほうもそういう人材育成指導とか、町に対して思いに取り組んでいただければと思います。これはこれで、そういうふうに取り組んでいただきたいということで終わります。

続けていいですか。そして、先に木の駅事業ですけども、これもせっかく始まって、これも途中で挫折してもらっては困ります。せっかく今まで放置していた間伐材や残材、それらを木の駅事業で片づけると言いますか、整備していくと。こういうことからきっかけになって、山の整備、いろいろ大事業となります。これをやはりずっと継続しながら進展されていくというのに、行政もいろんな指導とか協力をしてほしい、そういう思いが強くなります。この木の駅事業で、やはり雇用の機会も増えてきますし、また間伐材の活用事業につながる、そういった展開にもなっていくと思います。ただこの木の駅事業も、ただ補助金を出すだけではなくて、やはり見守りながら指導しながらという、そういう方向づけで持っていたらありがたいと思っています。一応、これで。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど答弁しましたけれども、少し落ちていました。と言いますのは、やはり人材育成、今議員がおっしゃったとおり、これからいわゆる林業に関する技術屋がなくなってしまうという可能性がございます。今、大径木を伐採するだけでも、もうなかなか切っていただける技術者がいないという状況がございます。また、当然ながら、この川根本町は、先ほどもお話がありましてとおり、57.8%ですか、国有林があるという中で、国有林の中には技術屋どころか作業員もないというような中では、国からの指導は受けられないとなると、やはり町でそのような技術屋を育成する。または存在しておくということが大変重要になり、それが将来につながるという思いがございます。そのような観点から、今な

ら間に合うという言葉がありましたけれども、実際、技術屋にしても加工の製材の場面でも、今なら多少はいるという中で、そういう皆さんをもっと育成するというようなこと。これは当然ながら、千年の学校にもつながりますけれども、当然ながらやはり振り返れば、未来でこの町はどういう歴史で今の現在があるかということを考えることが、将来につながりますよという、亡くなった木村尚三郎先生の言葉をやはり振り返ってみると、そのような思いになります。

どうか今までの関係からいきますと、島田市との連携は当然、重要だとは思いますが、そのような中で周りが低迷している中では、せめて川根本町が積極的にリーダーシップをとりながら対応することが林業の活性化につながるだろうという思いがございますので、人材育成も非常に大事だと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 人材育成にも取り組んでくれるということで、重要で大切な事業であるということで、今伺いました。よろしくお願いします。

桑野山の貯木場の利用者のこと、エコツーリズムとか茶箱の関係、そういった人が利用してくれたということで、林業・農業と関係する団体とか利用していきたいということで理解をしております。募集するにしても、そういった関係の人になるべく応募していただいて、採用していただく。いろんないい方向で。これもただで手に入れたわけじゃないものですから、やはり賃貸にするにしろ、いろんな方法で運営と言いますか、動かしていただけたらと思います。

それから、製材の件ですけれども、町長が先ほど製材所が2軒という回答がございました。

1軒ではなくて、2軒、1軒になるというふうに理解していいですね。

○議長（太田侑孝君） 質問を明確に。

○4番（根岸英一君） 川根本町にある今後の製材所は1軒でしょうか、2軒でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在、小規模ながら2軒は存在しております。しかしながら、1軒は廃業するというような報告を受けております。ですので、賃賃的なことをやっている小規模な製材所が1軒残る。将来的にはゼロになる可能性が非常に高いというような予測をしているというのが現況です。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 町内では型枠の幕板さえも入手できない。現在、製材所がありましたけれども、そういうような状況だと業者の方が嘆いておりました。一般用玉材とか板類、角材、柱材、そういった家のちょっとしたリフォームとか補修に必要な材料もなかなか当町では手に入らないと。そういう業者、大工さんたちの意見がたくさんございます。島田市までとか、町外の製材所へじかに発注をしてやっていると、そんなような状況です。先ほど町長が製材所は何とか前向きに考えたいというふうに私は受け取りましたけれども、現在、当町

でCOC、先ほどの中澤議員とちょっとかぶるところがございますけれども、COCを取得している業者というのはございますか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 町内にはございません。島田市に4社ございます。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 当町にはCOCを取得している業者はないということで、川根本町は、町はFSCを取得しております。そんな中で先ほど来、町長の答弁等にも出てきましたけれども、今後東京オリンピックに向けて、国や県が認証材の推進をしております。将来、公共施設をはじめ、土木工事においても、認証材の利活用の推進がどんどん増えていくものと思われれます。COC認証を取得して、地元産材の利用拡大につなげられたらと私も考えます。今、評判のあります茶箱、関係者が隣におりますけれども、茶箱の材料に当然、FSCの認証になると思うんですけれども、そういう認証材を使用されれば格別な形がつくじゃないか、そんなふうに思っております。

さっきからF-netと大井川を一つの組織の中でというお話がございましたけれども、製材の件も含めて、製材がもしできれば認証材を使って、加工・流通まで行けると。そしてまた、加工できれば、先ほども出ましたけれども、いろんな小物製品でもよろしいですし、机・椅子でもいいです。そういったものを認証材で使って、付加価値をつけて流通をさせていくと。そういったことも考えられますし、今後日本の中でもこのFSCロゴマークがついた製品がどんどん増えてくると予想されますので、どうか町でCOC取得をする考えはないか、そのところを聞きたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたCOCを最終的にとるかどうか、これはまだ始まっていないものですから、何とか最初はこじんまりしたような形で、将来そのような方向性が見えてきたら対応するというにしないと、今ここで私が取る目標がありますと言うと、以前、失敗したことがあるものですから、なかなか大変なものですから。今は、簡単に言いますと、地元で必要とする加工所的なものでいいのではないかという判断をしています。しかしながら、需要がと言いますか、周りがだんだん厳しくなって、その辺でFSCに登録されていない木は使えませんよという形になれば、当然上がってきます。そのときに対応すればいいような話だと思っています。今現在は、大規模な製材をやるということではなくて、せっかく出てきた材を必要な人には町内で加工してやったらどうだろうというところから出発をしたい。目標的には大きく、どこかのオリンピックに間に合えばいいなぐらいのことを言いたいんですが、そういうことではなくて、まず今ないものを出発しようというぐらいの程度から始まるということで御理解いただいたほうが、皆さんから叱られなくて済むような感じがいたします。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） まだ早過ぎるといったような御意見でございましたけれども、先ほど産業課長から島田市で4軒、4事業者がCOCを取得している、そういったお話がございましたが、FSCを取得しているのは、島田市では業者、個人等あるんですか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 島田市で森林認証を受けているかという質問ですが。
島田市はないと思います。

○議長（太田侑孝君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 島田市のCOCを取得した事業者は、この川根本町のFSCの材料を利用したいと、そういったような考えだと思いますけれども、できることなら将来を見通して、町もFSCとしては今全然、以前は製材所が旧本川根町にも中川根町にもたくさんございましたが、これからはもうその製材所もなくなってしまいそうな情勢でございますので、将来を見据えて小規模からで結構ですから、だんだん考えていただきたいと思います。
それから、続けていいですか。

○議長（太田侑孝君） 質問ですか。

○4番（根岸英一君） 質問ではないんですけれどもね。

FSCの流通と言いますか、利用拡大に向けて町も取り組んでいただきたいというお願いですけれども、先日、県議会の12月の一般質問ですね。これで桜井議員が川根地域へCLT、これは直交集成板というそうですけれども、この工場誘致を提案していました。詳しくはちょっと自分も内容を承知してないんですけれども、これを誘致して、雇用とか大井川材の活用につなげたいというような一般質問がありました。新聞を読んだだけですので、あれですけれども。建築資材のCLTは欧米では既に使用されているそうです。また今、国でも検討しているということですので、強度もあり、高層建築にも利用できるということだそうです。そういう工場誘致が、もし川根本町にもできればこんなありがたいことはないんですけれども、その辺も町も視野に入れながら検討していつてくれたらと思います、

頭がちょっとこんがらがって質問が、もっと突っ込んだ質問をしたかったんですけれども、町長が当初から前向きな答弁をしていただいたものですから突っ込めなくなりまして、この次またこういうときには、いろいろ深く突っ込んでいきたいなと思います。

何にしても、木の駅かわねの始動によりまして、林業再生の第一歩、林業振興の第一歩、これに足を踏み込んだというふうな理解をしていきたいと思います。地元産木材利用の拡大を目指して、町も事業者も、また経営者も一緒になって進んでくれたら、こんな将来が明るくなり、いい展望になっていくのではないかと考えます。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、4番、根岸英一君の一般質問を終わります。

暫時休憩にします。

本会議は午後1時に再開しますので、5分前に集合をお願いします。

以上、御苦労さまでした。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

1 番、藺田靖邦君、発言を許します。1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） それでは、午後一、また昼御飯も食べて少し眠くなるかとは思いますが、通告に従って質問をさせていただきます。

災害に強いまちづくりについて。

30年以上心配されている東海地震。地震対策では当時から大きな予算が組まれ、国・県からの対応も、自治体の反応も速いものがありました。10月の議員研修で阪神淡路大震災後の視察もして、改めて活断層の脅威を感じたところです。今回は、近年の突発的な異常災害、急激な気象の変化に伴う災害、山を背に居住している当町にとって、土砂災害は常に意識して生活をしなければならないと思います。災害を防ぐための判断基準の明確化、情報伝達方法が確立しているか。他県での災害事例も鑑み、危険箇所の点検、また各区との連携の中で災害が発生するおそれがある場所の確認、目視、現地に赴き再点検することが大事かと考えます。

次に、避難体制の充実・強化について。

避難場所や避難経路の設定の適正化について、地域の限られた面積の中での避難場所、避難経路、各区防災委員・消防団との確認作業も重要と考えます。地球温暖化で急激な気象の変化、自然の猛威には逆らえないところはありますが、軽減、食いとめる備えに取り組むべきと考えますが、お考えを伺います。

2 つ目の質問です。

茶茗館の今後の運営・対応についてですが、今後の方針をさらに明確化していかなければならないと思います。建設当初、この施設を拠点にして中川根茶というブランドの確立・展開を試みた先人たちの思いを乗せた施設で、後世につなげていってほしい施設のの一つだったように思います。商業ベースで考えれば、川根茶、中川根茶の区別、個性があるというか、マニアックな方向性を示した施設だと思いながら、私自身は難解な施設だなと思ったことも事実で、今回シルバー人材センターからの報告を受け、どのような方向性・展開をしていくのか、茶茗館の存在は施設の方針にかかっていると信じていますが、施設の方向性、展開からくる方針を伺います。

演壇からは以上です。お願いします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの1 番、藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。災害に強いまちづくりについての御質問です。

今年も多くの災害が国内で発生しております。地震活動では最大震度5以上を観測した地震は、5月に宮城県沖、奄美大島近海、埼玉県北部、小笠原諸島西方沖をそれぞれ震源として、また9月12日には東京湾を震源として発生しております。火山活動では、口永良部島、桜島、浅間山、箱根山など、全国各地で火山の活動が活発になっております。水害では平成27年9月に台風18号などにより鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や、広範囲かつ長期間の浸水が発生いたしました。土砂災害では、全国の発生件数は11月30日現在、766件に上ります。気象庁の統計資料によりますと、昭和51年から平成26年の統計期間で短時間強雨発生回数は、1時間降雨量50mm以上では10年当たり21.3回の増加、1時間降雨量80mm以上では2.1回の増加となっております。このように、土砂災害を引き起こす可能性が高い雨の降り方が増えてきており、多くの住宅の背後に山林を抱えております本町にとりましては、土砂災害の危険が身近なものとなっております。土砂災害で特に記憶に新しいものは、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害であります。広島市では土砂災害により、死者75人、負傷者44人の大災害が発生しております。

まず、判断基準の明確化によって、情報伝達方法が確立しているかという御質問がございました。まず判断基準につきましては、平成24年5月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、土砂災害に対しての避難判断基準として、広域的な状況を把握。情報収集による総合的な判断。孤立のおそれのある地域等への、先行した避難情報発令などを定めております。

情報伝達の方法についてであります。平成27年3月に改定いたしました川根本町地域防災計画に、通信情報計画として、気象予報、警報等連絡体制及び周知方法。被害状況等の報告。情報伝達手段及び通信系統。異常現象発見の通報について定めております。

危険箇所の点検につきましては、土砂災害の防止と被害の軽減を目的として、6月に全国一斉に開催される土砂災害防止月間に、県土木事務所、県危機管理局、警察、消防、町によります急傾斜地パトロールを行っております。これは、町内に急傾斜地崩壊危険地域の指定が16カ所ありますが、このうち対策工事が完了している14カ所の点検を行うものであります。

各区との連携につきましては、同じく6月に土砂災害に対する防災訓練を、平成21年度から実施しております。本年度は壱町河内区で実施いたしました。この訓練では、地区の皆さんが危険箇所を再確認しながら、避難場所や避難経路を地図に記入していただく手づくりハザードマップの作成を主に取り組んでいただいております。

避難場所や避難経路の設定と適正化について、自主防災会組織などの確認はという御質問につきましては、地域防災計画の避難救出計画において、避難勧告の指示、避難誘導、避難所の場所等について定めております。ただ、想定される被害によっては、地区内の避難所な

ど利用できなくなる可能性があります。避難所に行くことが目的ではなく、身の安全を守る行動をしていただくことが大切です。そのためには、先ほど申し上げました土砂災害に対する防災訓練で行っております、地区の皆様による危険箇所や避難経路の確認が有効になると考えております。

町の防災対策としては、今以上に安全・安心なまちづくりのため、防災訓練などを通じて防災計画の検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行ってまいります。

いずれにしましても、災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人一人が自分の身の安全を守ることが重要になります。防災対策にはこれで十分とか絶対大丈夫というものはありません。災害は防ぐことはできなくても、災害から身の安全を守ることができるはずです。災害に強いまちづくりとは、一人一人が防災に対する正しい知識を持ち、緊急時に正しい行動ができるということであると考えます。そのための基礎づくりは町でしっかり行なってまいりたいというふうに考えております。

次に、茶茗館の今後の運営、対応についての御質問でございます。

フォーレなかかわね茶茗館は平成6年4月に開館され、建設までには多くの皆様の御努力があったものと認識をしております。また、運営につきましても、茶の振興という大義があり、茶業にかかわる皆様の期待も大きいものではなかったかと考えております。

施設設置条例の中で、その目的は地場産業の振興及び地域の活性化を図り、あわせて住民の福祉の増進を図るとあります。具体的には、1つに、町の歴史、文化及び茶を主体とした特産品等に関する資料の収集、保管展示。2つ目に、展示資料名等に関し、必要な説明、助言及び指導等を行う。3つ目に、特産品の普及宣伝及び研究調査を行うこと。4つ目には、地域の伝統文化の伝承及び情報の提供等を行うこと。と明記されております。

果たしてきた役割として、お茶を主体とした地場産業の振興の拠点施設として位置づけられ、お茶の入れ方・飲み方などの指導により、茶の振興に努めてまいりました。また、四季の会や茶茗館プロジェクトチームなどの各種団体によるイベントの開催により、地場産品を町内外に情報発信を行うとともに、住民の憩いの場としての施設づくりに努めております。ここ数年の来館者数は、年間2万6,000人前後となっております。

施設の売りは、何と申しましても、和室の緋毛せんに座り、いただく一煎、これぞ銘茶「川根茶」か、これが日本一の茶産地のお茶かと関心を持たれる呈茶だというふうに考えております。これが茶の販売促進にも大きな影響を与えるものと考えられます。

長い間、事務所を構えながら管理の大部分をお願いしてまいりましたシルバー人材センターが、本年度末をもって退居するという申し出がございまして、その対応を検討してまいりました。もともと施設は町直営方式をとっておりますので、施設保守・管理経費などは町が運営費として予算化をしております。シルバー人材センターには、現場において入館者受け付け、案内、呈茶業務、施設の防火、安全管理を中心をお願いをしてまいりました。来年度からは、それらの業務を町職員もしくは臨時職員で対応をしていくことになります。これは

町の施設である以上、避けられないことであります。したがって、何ら今までと違ったコンセプトで運営するというものではございません。ただ、現在管理担当課が商工観光課でございますが、冒頭述べましたとおり、茶を主体とした特産品等へのこだわりと茶業振興に寄与する施設という趣旨からすれば、茶業振興に係る産業課での担当替えを行い、お茶が持つ空間・味わい・時間という魅力を提供できる施設にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） まず、災害に強いまちづくりの再質問をさせていただきます。

先ほど他県という事例ということを私、言ったんですけれども、その際、災害事例も報告されていると思いますが、どんな課題が多く見られたか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 先ほど町長からもありましたが、今まだ記憶に新しい、平成26年8月の広島での豪雨における避難対策に係る検討結果が公表されております。急激な気象への変化、深夜の災害発生に対応するための提言がされているところでございます。多くの提言がされていますが、その主なものとしましては、判断、情報発信、防災への取り組みの促進が挙げられています。その判断として、危険度判定手順の明確化、勧告の発令者の明確化、それから住民への情報発信として、危険度の段階に応じた情報提供、多様な発信媒体の活用。続きまして、住民の防災への取り組みの促進として、居住地域の危険度の認識が挙げられております。

また、議員御指摘のとおり、土砂災害に対する基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害等の危険性が十分に伝わっていなかったということも、この広島の災害で人的な被害が大きかったということがうたわれております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 今、避難勧告と危険箇所の見直し等々出たんですけれども、この土砂災害危険箇所の見直しというのは、要請はこの町に対して国・県から来ておりますか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法というのは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険度周知・警戒・避難体制の整備・住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものであります。この法律では、国、都道府県、市町村等の設置義務が定められております。

基礎調査の実施、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定につきましては、都道府県が行います。指定に基づき、市町村は情報伝達・警戒・避難体制等の整備を行っていきます。な

お、静岡県では、土砂災害警戒区域指定の基礎となります土砂災害危険箇所の見直しを行っております。その結果、川根本町内の土砂災害危険箇所は、平成12年6月の185カ所から82カ所増えまして267カ所になります。内訳は、土石流によるものが42カ所から17カ所増えて59カ所に、地すべりによるものがゼロカ所から10カ所に、急傾斜によるものが、143カ所から55カ所増えまして198カ所になります。今後、地元への説明を経まして、平成28年度中に新たな指定が行われる予定であります。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 最近の突発的な豪雨災害というのは、かなり危険なものだと改めて思いました。地すべりも10カ所増えてかなりの、185から267カ所と今数字を聞いて驚いたのですが、ただ、この危険箇所の見直しを受けて、町はまたさらにどんな対策を練っていくのかなとちょっと今思ったのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 先ほど少し申し上げましたが、警戒避難体制の整備等を今後行っていきます。この中には土砂災害ハザードマップの更新も含まれます。現在、各御家庭のほうにハザードマップを配布させていただいております。それをまた新たにつくりまして、配布のほうをするようになります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） その土砂災害ハザードマップのことなんですけれども、全体を入れてつくった川根本町のハザードマップがあるんですが、これをまた地区ごとに分けたようなハザードマップのつくり方というのものもあるものですから、その辺の検討は考えていただけますか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 現在お配りしている土砂災害ハザードマップに関しましては、危険箇所ごとに1枚ずつになっておりまして、地区全体のハザードマップというのはありません。また、ハザードマップに関しましては、土砂災害と洪水ハザードマップがありますが、洪水ハザードマップでは、浸水想定区域にあわせて、洪水というものは雨天時にやはり発生するものですので、土砂災害危険箇所もあわせて表示しております。ただ、洪水ハザードマップは、町内の大井川を4分割した形で配布させていただいております。ですので、その地区で防災対策等を検討していただくには、やはり地区である程度まとめたハザードマップも必要であると考えております。今後、更新に当たりましては、そういったものも検討しながら、より皆様に危険箇所がわかっていただくようなハザードマップの作成を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 日ごろからやはり各地区ごとでわかりやすいハザードマップ、それは当然地区の防災員、それも把握しながら、地元の若い人間も把握しておれば、ここの危険がある、そういった箇所がはっきり提示していれば、そのときの対応も早いかなと思いますので、このハザードマップ、またつくり方もアイデアも考えてお願いをしたいなと思います。

次に、判断基準の明確化、これには情報収集が考えられます。その後の伝達方法の速さが人災を防ぐ第一と考えますが、避難勧告等の発令時期も含め、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 議員御指摘の判断、それから情報伝達ということでございますけれども、現在は県から防災ファックスを持つなどの受動的な対応であるわけでございますけれども、内容的には、判断基準としては気象庁の防災情報、また、県の土木総合防災情報というんですか、サイポスレーダー、それから静岡県の中砂災害情報マップなどを活用して積極的に情報収集を行うことは、議員が言われているように特に重要なことだと思っております。人災を防ぐため何より重要なことは、それらを使って、空振りを恐れず避難勧告を発令することが重要かと思っておりますので、今後とも皆様の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） お願いいたします。

次に、夜間の緊急事態、大雨時における避難行動、要支援者の対応も考えなくてはならないと思うのですが、その辺の要支援者、要介護者の対応はどんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 総括的なところで、総務課のほうから答えさせていただきます。

夜間の緊急事態、それから大雨による避難行動要支援者に対する対応だと思いますけれども、要支援者につきましては、福祉課で本人申請による災害時避難行動要支援者登録申請により、台帳を作成しております。本台帳につきましては、各地区の民生委員の方にもその台帳のコピーをお渡ししているところでございます。災害時においては、自主防や消防団にも協力をいただき、避難への対応を行います。ただし、大雨時の移動避難には危険が伴うことから、状況にもよりますが、裏山から一番離れた壁へ移動、建物の2階へ垂直避難といったような形で、防災訓練を通じて指導を行っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 土砂災害を軽減するハード対策であります。現在も継続して工事が進められている急傾斜地対策、今年度は崎平地区で、引き続きその他の地区で要望案件として挙げられている箇所と今後の予定、また急傾斜地に認定される箇所の条件をお伺いいたし

ます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 急傾斜地崩壊対策事業といいますのは、崖崩れから人家・道路などを守るため、急傾斜地崩壊危険区域として指定された地域に、擁壁工や法面工などの崩壊防止工事を実施する事業になります。急傾斜地崩壊危険区域を指定するための調査は町が行います。区域の指定及び対策工事は県が行います。町内には、先ほど町長から答弁がありましたけれども、急傾斜地崩壊危険区域が16カ所あります。本年度、水川地区、場所は水川側から北部へ抜けた共同の製茶工場、橋詰沢という沢がありますけれども、その間になります。その間で指定のための調査を現在行っております。

対策事業の条件としましては、急傾斜地であること、これは角度が30度以上で、崖の高さが5 m以上の崩壊のある法面があること。また、保全対象人家戸数が5戸以上、または5戸未満であっても、官公庁や学校、病院、旅館などのある地区になります。

土砂災害に関しましては、先ほど言いましたように、町内には198カ所あります。これ全てをハード対策することはなかなか難しいという事情があります。土砂災害を防止するために危険箇所をまず皆様に知っていただいて、何か異常があれば崩壊等する前に、まず身の安全を守っていただく行動をとっていただくために、危険箇所のほうをお知らせしております。そういったソフト対策を主にしたものにになりますので、とにかくハード対策は全てはなかなか難しいので、その前に危険が感じられたらまず避難という対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 今の質問の中で、水川地区が今年は調査対象だそうですけれども、そのほかに各区の要望案件で、どこか上がっている地区とかございますか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 何カ所かあります。下長尾とか三津間とかありますけれども、やはり工事でやれるかどうかというのは、また現場を見ながら確認して、対策がなるべく進むような形で進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） できるだけ指定、認定される箇所の条件を満たしているとするなら、この急傾斜地対策事業も進めていていただきたいと思います。

次に、先日、国交省、社会資本整備審議会小委員会で、先ほど町長も申しましたが、今年9月の関東東北豪雨を踏まえた水害対策に関する答申案を議論した記事が載っております。スマートフォンを活用した洪水予報発信や災害時に自治体などがとるべき行動をタイムライン、時系列で定めた計画作成推進の内容だったのですが、先ほどの1番野口議員の防

災に関することをちょっと言われていましたけれども、その防災情報システム構築と、今後さらにICTの利活用も含め、どう捉えているか。現在進行中のものも予算の中であるとするなら、また少しその話を聞きたいのですが、お願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） タイムラインについてですけれども、タイムラインとは、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した防災行動計画のことです。洪水対策で例を挙げますと、洪水注意水位に達したとき、河川管理者が発令する洪水予報に基づき、町は避難所開設の準備などを行い、住民の方は防災情報をもとに避難の必要があれば自主避難を開始します。近年の気象変動による局地的豪雨の多発や台風の大型化により、浸水被害が発生する危険性が極めて高まっている中で、刻々と変わる気象情報や河川状況に応じて、県や町の職員や住民の方のとりべき行動内容を時間ごとに記した洪水対応タイムラインを策定することにより、適正なタイミングでの避難勧告などの発令にもつながり、被害を最小限にすることができます。防災には情報伝達が重要です。情報伝達手段としてのかわねフォンは、避難などに関する通知のみでなく、先ほど野口さんの質問の中にありましたけれども、例えば雨量や水位に関する情報を見ることができるならば、自ら防災行動をとる場合の判断基準になることが期待できます。それらのことを、予算の中でもかわねフォンを利用した防止対策の一環として検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） かわねフォンがせっかく普及したものですから、それを必ず利用しながら、また、町民の皆さんにお伝え・お知らせするような方向もとっていただきたいと思います。

この災害に強いまちづくりの最後の質問をさせていただきますが、ここは木の駅プロジェクトも出てきますので。

森林率94%の我が町ですが、土砂災害の一つの原因として、山の状態、間伐の急務が当然考えられます。提案、アイデアなんです、この木の駅プロジェクトが今から始まります。この木の駅事業には、地球温暖化ストップ、これもかかわっていて、そこにプラスアルファで土砂災害防止事業のモデル町の推進、木の駅事業のもう一つのプロジェクトとして考えられると思うのですが、当局のアイデアと実行に期待したいと思いますが、どうでしょう。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 木の駅事業でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今の土砂災害の管理をしろというような提案だと思います。これ、当然これから木の駅事業が推進をしてまいりますと、やはり逆さやの関係もございますので、それについての対応は、このような事業を展開する中で生まれてくるというふうに考えておりますし、純粹の補

助金という形で、私自身は出すことではないというふうに思っております。ですので、事業を展開した中での配分には差し支えないという思いで対応していきたいというふうに思っております。もうこれ、地球温暖化の関係で森林資源の重要性というのが、日に日に高まっているというような中で、私の町は全域がそれぞれ環境に恵まれているということを国の内外で認められたという自負を持ちながら対応していくことが必要。これには町のみならず、国にも県にも相当なお力添えをいただければ対応できない面もあるということもあるものですから、それについても、今までどおり積極的な陳情等をしながら一緒になって対応することが、今後の環境整備には重要な位置づけになるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） ますます町長も力を発揮していただき、国・県への陳情とモデル町の推進と言ったのは、そういったことも含めて、さらに町長の奮起をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

次に、茶茗館の今後の運営と対応についてなんですが、先ほど町長、方針、以前からもお伝えいただき、そういったお話をいただきました。その方針が明確化しているのであれば、施設の改修をお願いしたい箇所があります。道の駅としての機能から考えて、まず駐車場の広さ、急な階段、一方通行の道路などが考えられます。この施設が主要産業の発信場所とするならば、一つ一つ改善、改修の試みも必要かと思いますが、いかがでしょう。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまでも何回もその現場に行っておりますけれども、大変入りにくい面、また、中へ入ってからの使い勝手の悪さ等々経験をしております。そういう中で、地元の議員にも区長にもお願いしてありますけれども、ほかのところの進入路等についても、用地交渉をしていただくのは地元でやっていただいて、その用地交渉ができた場合には、対応を町は考えますというような返事はしてあります。ですので、今言われた駐車場並びに若干広めにする道路の関係、これについては、用地が先行するものですから、その辺をクリアして対応していきたい。今後、あの建物が大変川根本町の販路拡大にも大きな位置づけがなるというような思いもあるものですから、やはり地域の皆さんと一緒にやって対応していくことが必要という点で、やはり用地の関係については、地元で、ある程度の対応をお願いしたいということは申し上げてあります。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 今、水川地区の用地交渉、あと、また僕の提案を最後にちょっと質問の中に入れたと思うんですが、その前に、改修の一つに階段があります。施設を上り下りする階段、国道側とあわせて2カ所あるのですが、最近、毎週木曜日の夕刊、この地域では金曜日の朝の配達ですが、静岡新聞の「窓辺」に掲載されている造形作家、当町にお住まいの日詰さんという方がおられるのですが、その方の疲れない階段工法、私も以前、おもしろい工法だと思い、実際おもしろい工法なのですが、人の歩調には疲れないリズムがあるらし

く、そのリズムを階段の幅、奥行きを変えて上り下りする工法だったと記憶していますが、私がお世話になった松井測量さんでプレゼンもさせてもらいました。農林土木の積算システムは階段工でいいと思うのですが、またこれも遊歩道も使えますので考えてみていただければと思います。提案、アイデアとして伝えます。

また、先ほどの水川地区、駐車場のこととか、町長、用地交渉とか言ったんですけれども、やはりこのイベントに私も時々お邪魔するのですが、お客様の反応の中に一番思うのが、通り抜けができない道路、これを何とかしてほしいという方々が多いものですから、私は私なりの考えで質問をするのですが、それに答えていただければいいんですけれども、先ほどの水川地区、茶畑の用地交渉、それができれば、それはできるんですが、そうでなければ私の考えたことがあるのですが、施設横の護岸、河川敷の工夫、これを土木事務所との協議から考えてみるのも一考ではないか、そんなことを考えておりますので、どうでしょう。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 議員が御心配な点は、急な階段を上って入り口まで、高齢者の方々に負担にはならないかということから、スロープというお話があったと思いますけれども、現在身障者用に施設の裏側に駐車場を設置しておりますが、案内がわかりづらいのか、通り過ぎていって、どこに身障者用の駐車場があるかというお問い合わせが入るということでございます。ただいま議員が申しましたとおり、表側の駐車場にバリアフリーに対応するスロープが、日詰さんが提案していただいているような方法でできないかということでございますけれども、その工法につきましては、2種類の階段の広さを設けて、人に優しくいけば疲れないんだよという工法だと思いますが、それにつきましては、工法的にはわかるんですが、ある意味スペースをとるということと、金額的にも標準の工事費よりもかかるという難点はございますけれども、それらのバリアフリーに対応するという意味では、スロープの駐車場も視野に入れまして、今一度精査をさせていただきたいというふうに思っております。

もう1点、駐車場につきましては、議員ご提案の護岸を利用して、堤防を利用して河川の駐車場にというお話でございますが、本町ではよく秋のシーズン等に駐車場を河川敷に臨時に設ける場合がございますが、今年もございましたが、やはり大水が出ますと、その改修に100万円から150万円ぐらいのお金がかかってしまいます。そういったことで安全性も考えれば、先ほど町長が申しましたとおり、新たに必要性が高まれば、新たな駐車場を確保するというのを視野に入れていったほうがよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） とりあえず道の駅の考え方、フォーレなかかわね茶茗館、お客様を呼ぶには、やはり今言ったような改修、駐車場のこともあったり、道路のこともありますので、ぜひこの点は水川地区の皆さんも、隣に水川の方もおるんですが、いろんな事前協議をしていただいて、あそこをもう少し車で速く入れるようなことを、またお年寄りにも優しい、そ

ういったことも道の駅としての機能として考えたら、必ず必要なことですので、その辺も当局でぜひ考えていただきたいと思います。

茶茗館の最後の3つ目の質問にさせていただきますが、方針の中に、地域の皆さん、地域外の皆さんによるイベント事業の充実を挙げたいと思います。文化センター並みの事業の展開は無理にしても、地域による地域の皆さん、地域外の皆さんも触れ合える広場の提供をさらに進めて、改めて発信、フォーレなかかわね茶茗館のホームページも斬新なアイデアで設け、中心的な主要産業の施設として展開していただきたい。また、町長の言うストーリー性を持った展開、茶茗館から観光へのテーマも膨らむ施設の運営が考えられるのではないかと思います、どうでしょう。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） お答えいたします。

交流イベントとしましては、平成26年度の実績を紹介させていただきます。

まず、四季の会や茶茗館プロジェクトチームという町民の方々が応援団となっていて、野菜づくり教室、七夕コンサート、秋の夜長を楽しむ会、野菜の品評会・展示即売会、あるいは年に4回ほど川根紅茶を楽しむ会、奇数月の第4日曜日にはSUN SUNマーケットなどを開催し、特産品の販売なども行われております。また、例年4月には川根茶のイベントも開催されまして、イベントは充実されているものと考えております。また、こういう機会を捉えまして、町外の方々に川根茶のPR・呈茶などを行って、販売促進を図っていくことが必要だと考えております。施設内の広場につきましては、イベントの内容によってはうまく利用すべきと考えておりまして、かたくなに広場の使用の制限をかけるものではございません。しかしながら、建物の中はお茶を味わう場所として大変重要な場所でございますので、イベント等で売っている物のおい等で、川根茶の味覚を損なってもいけませんので、それらと混同しないように徹底することが必要かと考えております。いずれにしましても、イベント情報や川根茶文化の情報を発信する拠点にしていきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） テーマが膨らむ展開、ここが発信場所とするなら、先ほど町長、商工観光から産業課のほうへという提案があったものですから。私が考えるテーマというのは、やはりストーリー性を持っていないと、町長が言うように。一度、一系列に茶茗館から観光からという、その展開というか物語を一度つくって、ここらで言えば、智満寺さんの「川根時間」、それから茶茗館をぶつけて又峽へ持っていく、そういったことの展開の作成テーマといったものを一度作成していただければ、違った展開がまたできてくるのではないかと、そんなことを私、考えているのですが、その辺どちらでもいいのですが、お願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおりだと思います。今日、実は見えないかもしれませんがけれども、傍聴席に島田の皆さんが大勢お見えでございます。私は茶茗館とお茶の郷、この辺の絡みを当然持つべきだというふうに思っております。そうしますと、茶茗館の設立当時のイメージが出てくるし、その方向で進められるという思いがありますし、また、以前から島田市も含めた大井川の流域連携、これも非常に観光では大切な位置づけになっているというような中では、もっともっと島田市に親分になってもらいたいという願望もありますけれども、そのような中で連携を持ちながら、表玄関と奥座敷というような位置づけもできるというように展開としては考えていく必要がある。そのストーリーについては、私個人よりは大勢の皆さんと協議して、目玉になるようなストーリー性をつくっていったらいいなというふうに思っております。これから皆さんと協議しなければストーリーはできないかもしれませんが、いずれにしても流域連携も大事だという思いでやっていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 私も見えなかったものですから、島田市議会の皆さんを言っていてありがとうございました。

今回、まだ時間はあるんですが、この箇条書きの質問に徹底したものですから、私の考えというか、最後、話をして終えたいと思いますが、今回、町を守る、売るをテーマに2つの質問、防災と主要産業お茶で質問をしたつもりでおります。限られた財源の中で次年度予算案、各課思案中だと思います。町民を守るための組織づくり、各区との連携、町の支えとなっている消防団との協議、強い防災力をお願いし、また茶茗館から考えられる町の方角・展開・原点をいま一度振り返り、次のステージへ持っていける予算、以前、町長が私の質問に答えていただいた、めり張りの効いた予算に仕上げていただきたい。川根本町が川根本町であり続けるための本流を忘れないことをお約束願ひ、職員の頑張りに敬意を表し、今年最後の私の一般質問とします。

皆さん、よいお年を。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、1 番、藺田靖邦君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は2時からといたします。

休憩 午後 1 時 5 0 分

再開 午後 2 時 0 1 分

○議長（太田侑孝君） それでは、引き続いて会議を進めてまいります。

8 番、小藪侃一郎君、発言を許します。

○8 番（小藪侃一郎君） 8 番、小藪侃一郎です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

鈴木町政となり早くも2年が経過し、折り返し地点となっております。当時、きずなの町へ、1つの町へと訴え、人の輪、産業の輪、地域の輪の3つの輪づくりについて述べて、町内の様々な場面で問題が山積していることを痛感しています。主要産業である茶業は、需要が伸び悩む中で茶価が低迷するなど、大変厳しい状況にあります。商工業でも、長く続いた景気の低迷から抜け出そうと悪戦苦闘が続いています。また、少子高齢化や過疎化により、町そのものの活力が失われるのではないかと危惧されます。このような状況を何とか打破しなければいけませんと、当時発信しております。現況も似たようなところがございます。

発足早々に、各地区で平成25年度当時、町政懇談会を23カ所で開催し、町長挨拶及び町政報告の中で町長の考えを訴え、同時に、町を1つにするために最低限の情報通信基盤整備をしたいとお願いする町長の真剣な姿や、同報無線の更新計画を含め想定事業費を15億円と説明されました。住民は以前計画より10億円も財政削減できる、なおかつ、通信利用環境が改善されるとの住民感覚が広がったこともあり、あれから2年たち完成も真近であります。そして、昨年はユネスコ農業遺産、茶草場農法、6月の南アルプスエコパーク認定に続いて、今年10月、日本で最も美しい村連合に加入できました。

次に、私も強い関心を持っておりましたので、日本で最も美しい村連合について、少し時間をいただきます。

参加資格は、おおむね1万人以下の人口のところであること。地域資源、産業あるいは文化で2つ以上地域資源があること。美しい村連合が評価する地域資源を生かす活動があること。そして、既に加盟している自治体の推薦が有効であるということでございます。これは山梨県早川町の役場と辻一幸町長には力添えをいただいたと聞いております。

小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けることができるように活動していく地域・自治体に、日本で最も美しい村連合と認定するものです。

シンボルマーク、ここに持ってきておりますので、役場で、下の階で借りてきました。このシンボルマークが、日本のみならず世界に観光地や文化地域として発信されていきます。東海地方では4地域であります。静岡県では松崎町と川根本町です。

以上が日本で最も美しい村連合の概要ですが、川根本町のようにエコパーク、それからこの美しい村連合と2つをそろえているところは、全国でもなかなかないんじゃないかと思います。昨年の宮崎県研修では、綾町、高原町、椎葉村も既に加盟しておりました。住民が誇りを持って生活している一端をかいま見ることができました。南アルプスエコパークとのダブル認定は、川根本町にとって本当にステータスアップになると思います。

関連しますが、11月の全国品評会・お茶まつりの茶市場会場での話ですが、現在は八女市黒木村でございますが、玉露の産地、黒木村のブースで、40代の農家の御主人がお茶を入れながら、川根本町も美しい村に加盟しましたよねと関心を示してお話をしましたので、いろ

いろなお茶の話を絡めて話をしていきますと、うちは、というのは黒木村。6年前に美しい村連合に加盟して売り上げが増えましたと、目を細めながら玉露の呈茶をしていただきました。日本で最も美しい村連合に加盟していることで、そのお茶屋さん、あるいは黒木村のイメージなどでお客様が好印象を持ってくださり、売り上げが増えたというようなことでございました。同じ茶産地でもあり、一考しなければいけないなど、そんなふうに感じて行ってきました。

鈴木町政が2年間の積み重ねの中には、形としてあらわれにくいものもたくさんあると思いますが、千年の学校でいう鳥の目で、形に見える主なものの一部分ですが、高度情報基盤整備の完成、藤沢橋完成と青部トンネル掘削残土等による青部地区埋立用地の町有化の進展、高郷バイパス完成と上長尾バイパス3期工区測量設計委託、そして若者交流センターの建設着工、桑野山貯木場土地及び建物の取得、あかいしの郷増床用地確保などなどがあります。

1つ目の質問は、国・県のきずな、人のきずな、千年のきずなを提言してきずなの町へ、1つの町へを提唱してきました2年間の鈴木町長の抱く志、そして心に秘めている鈴木町政の進捗度合いをお伺いいたします。

2年間を振り返る2つ目の質問は、事業費約14億5,000万円余の情報通信基盤整備の利用の進捗状況はどのようになっているかということです。鳥の目からは形は見えてきましたが、人の目、虫の目で見ると、それらを生かす活動、中身、内容、ソフトウェアが大事であります。ICT利活用検討委員会は平成26年、去年11月12日に第1回を開催し、1年以上が経過しております。恐らく10回以上の会合、会議が持たれたと思いますが、まだ決まった報告もないわけです。私も複数回傍聴いたしました。町が防災同報無線の代替機能以外に、どのような目的を持ってこの有線端末機を導入したのか、具体的な道筋が見えない中で方向性の見えにくい、地に足がついていない議論など、利活用検討委員会の委員の皆さん、委員長の御苦勞が容易に想像される場面が多くありました。

リテラシー、活用能力対策も以前に議会で提言いたしましたが、高齢者を含め住民が端末機をどこまで使いこなせるかが利活用のポイントになります。施設設置に14億円余の費用でほぼ全世帯に光ケーブルが引かれました。費用に見合った効果が得られるように、利活用検討委員会をはじめ町の知恵を絞った利活用策で、宝の持ち腐れにならないようにしてほしい、それが町民の願いだと思います。本格運用を控えて、利活用の進捗状況をお伺いいたします。

演壇からは以上であります。

失礼いたしました。用紙が紛れ込みまして、飛びました。

鈴木町政今後の2年間について。まち・ひと・しごと創生戦略について、川根本町の将来人口と高齢化社会の対応、そして人口減少にどのように対応していくのか。そして、地方創生の戦略はどのように展開されるのか。検討されてまだ途中だと思いますけれども、お伺いします。そのような中で、林業、茶業、観光の基幹産業の戦略構想はどのように考えているかとお伺いしたいなと思います。

以上で、演壇からの質問は終わります。失礼いたしました。

○議長（太田侑孝君） ただいまの8番、小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。
町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず最初に、鈴木町政2年間を振り返ってという御質問でございます。きずなの町へ、1つの町へという目標のもと、進捗状況を説明しろということでございます。

夢と希望を持てる町を目指して2町が合併しまして、今年の9月に10周年を迎えたところでございますけれども、その間には幾多の混乱もあり、1つの町としての一体感が醸成されない期間が続いておったという時期でありました。

町を一つにする責任があるという思いもあり、2年前に町長に就任をさせていただきましたけれども、当初、この町はまだまだばらばらだなという感じを強く感じたというのが当時の思い出でございます。そのような中に、人づくり、魅力づくり、活力づくり、これは千年の学校の基本理念でございますけれども、町の一体感を生み出しながら「絆」を深めていくという考えのもとで、その後の町政のかじ取りにはそれを軸に対応したというのが私の行政の進め方でございます。

私が考えます「絆」には、国・県とのきずな、人のきずな、千年の学校に絡める千年のきずなというのがございます。

国・県とのきずなといたしましては、道路等の基盤整備におきまして国・県との協力関係の深化に努め、旧町間を結ぶ、先ほどもお話がありました青部のバイパスの藤沢橋の開通、高度情報基盤の整備など、道はまだ半ばでございますけれども、その成果は着実に実りつつあるというふうに認識をしております。

人のきずな、千年のきずなといたしましては、地区懇談会などで町民の皆さんとコミュニケーションを図りつつ、住民生活や地域産業、自治会、各種団体の活動に対する支援、町民の財産である歴史的資産や自然資源を生かしたエコツーリズム等の施策の推進などにより、町の活力づくり、魅力づくりに努めてまいったところであります。

人口減少が進む中におきましては、人づくりが大変重要であり必要であります。さらには、交流人口、定住人口を増やしていくことが重要になりますが、10月に策定をされましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれました特色のある教育の推進、また今建設が進められております若者交流センターの有効活用、マイスター認定制度の構築、それから南アルプスユネスコエコパークの登録、日本で最も美しい村連合への加盟を契機といたしました新たな施策展開などにより、対応してまいりたいというふうに考えております。

ただいま申し上げたとおり、基盤整備によりまして旧町間の物理的な距離が縮まったことに加え、様々な施策展開により、心の部分の距離も縮まり、10年の節目に際してようやく1つの形、方向性が出てきたという実感をしているところであります。

町長の任期も折り返しを迎えまして、これからつくり上げてまいりましたきずなをより強固なものとして、全ての町民の皆さんが町の一体感を感じ、主体的にまちづくりに参画できる環境づくりに努めてまいる所存でございます。

大変大きな予算を使わせていただきました高度情報基盤整備事業の質問もございました。

この事業につきましては、これまで最低限の基盤整備を進めるという考えのもと、まず利活用できるインフラを整備するという目的で進めてまいりました。現在、主要工事も完了いたしましたので、いよいよ具体的に利活用についての計画を提示する段階に入っております。

行政側の対応といたしましては、これまでICT利活用検討委員会からの提案を受け、また提言を受け、各担当課におきまして、その有効性や必要経費について検討をしてまいりました。その中で具体的に担当課におきまして計画されたものとしては、先ほど野口議員にも説明したとおり、防災分野での異常気象への対応、企画課におけるITキャンプの開催、観光分野での公衆無線LAN整備、観光ポータルサイトの運営、デジタルサイネージの整備などになります。これらの計画については、今後、来年度予算の編成段階において庁内ヒアリングを行い、より具体化させた上で議会の皆様方にお諮りをしていきたいというふうに考えております。

その他の分野におきましても検討を進めておりますけれども、構想の段階であり、計画として提示できる状況ではありません。準備ができ次第説明をさせていただきたいというふうに思っております。

利活用についての基本的な考え方といたしましては、インフラが完成したら何が何でも今すぐに利活用しなければならないというものではありません。検討する段階での整備費用と維持管理費用のコスト計算、活用できる補助制度なども考慮し、町にとって大きな財政負担とならないよう検討をしていきたいというふうに考えております。そのためには、一定の検討期間が必要でございます。今後も引き続き慎重に利活用についての検討を進めてまいりたいと思います。いろいろな御意見、御提言等を示していただければありがたいなというふうに思っております。

ICT利活用については、将来的に予測される急激な人口減少に伴う職員数の削減という、行政にとっての課題にも対応していかなければなりません。高齢者数は減らなくとも、その業務に対応する職員数を現在のまま確保することは、人口規模や財政規模を考えれば非常に難しいものになります。これは、役場の全ての部門で共通する問題でございます。

5年後、10年後といった将来の町の姿を頭に描き、情報通信技術を有効に活用して行政事務の効率化を進め、現在の住民サービスのレベルを落とすことなく持続できるよう努めていきたいと考えております。

今後2年についてのまち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問がございました。

川根本町の将来人口と高齢社会の対応及び人口減少にどのように対応するかについて、あ

わせて説明をさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による当町の将来人口は、45年後の2060年、平成72年に2,237人になるとされております。これまで、年少人口、生産年齢人口の減少に対し増加していた老年人口は、平成22年を境に減少に転じ、全ての年代で人口が減少する第3段階となっており、極めて深刻な状況下にあると認識ができます。

このようなことから、人口減少と高齢化社会の対応として、出生数を増加させることや、転出抑制と転入増加を基本的目標と掲げ、生産年齢人口の流入、定住人口の促進に加え、多様な就労環境を創出し、定住人口の増加を図るとともに、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、地域やコミュニティに参加しながら学び、健康で元気に生活することのできる生涯現役社会の基盤となる環境を整備することとしております。

次に、地方創生総合戦略はどのように展開するかということですが、町の最上位計画である総合計画と連動した取り組みを進め、町民、各種団体、事業所等が一体となって推進することで、人口減少の克服と当町のさらなる創生を着実に実現をしていくということにしております。

これは毎年度、総合戦略の進捗や実施状況を把握し、総合計画策定委員会や、住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する組織などを設置し、PDCAサイクルを確立させ、検証を重ねていくことになります。

戦略的に展開する内容としては、多様な仕事を創出し、人材育成により培われた知識や技能を生かして当町で暮らし働けるようにすることと、特色ある教育を展開し、若者を中心とした人の流れをつくることによって、主に生産年齢人口の増加を図ることを掲げております。

また、農林業、観光業、商工業等の現産業の経営安定化に加え、若者のニーズに対応した新しい仕事を創出すると同時に、教育を軸として若者の流入人口を加速させることによって、定住人口を確保することを進めていきたいというふうに考えております。

基幹産業の戦略構築についてお答えをさせていただきます。

基幹産業でありますから、これで町民の収入が、地域の収入が増加するということが第一となるということを、まずもってお話しをさせていただきます。

産業分類、あるいは我々の感覚としても、ともすれば別物として考えて行動をしてしまうものです。しかし、家計という視点で考えれば、あるときは山に行って木を切るなり山菜を収穫し、畑を耕作し、観光客に何かを売るといったオールマイティーな町民も数多くおります。行政組織もいわば縦割りでありまして、我が町で言えば、産業課の農業室と林業室、商工観光課の商工交流室と観光室に分かれてそれぞれの仕事をしております。産業関係団体等はどうかと言えば、商工業で商工会、観光協会、林業としては森林組合、茶業においてはJ A大井川や茶業組合など、それぞれ別組織で活動をしております。

我が町は7,500人の町であります。町の職員も150名程度でございます。そういう小さな町であれば、役場の所管課、産業関係団体がフレキシブルな横の連携で課題をこなし、それぞ

れを高めていくことが可能なんだろうというふうに思っております。それぞれがばらばらであった、やりにくいという側面があったことは否定しがたいことでありましょう。しかし、人口が減少していく中においては、密接な関係を築いていくことができる。そうしなければ我が町は生き残れないのだと思っております。町民生活そのものには、観光、林業、農業の境がない。当町を訪れるお客様にとってもそのような垣根がないわけでありますから、我々は林業、茶業、観光を一体のものとして展開することが重要なことだというふうに思っております。

平成26年から機関車トーマスの運行があり、交流人口は飛躍的に伸びております。大井川鐵道の経営者もかわり、今後公共交通機関をツールとした新しい展開が期待をされております。

戦略と言うならば、町内で完結することではなく、私自身が町長として関係団体の長、それぞれの企業の長、また個人事業者、茶農家、林業家それぞれが渉外活動を強化して、外からの仕事と金銭を得る行動をするということになります。そして、それらの皆さんと密接な関係性を築き、それを継続していくわけでございます。町行政としては、その長である私がその役割を担い、組織として企業や町民の活動を支援していくということになります。

我が町には、大井川鐵道、寸又峡、接咀峡、白沢、千頭といった温泉、つり橋などの観光資源、銘茶川根茶、成熟した人工林森林資源と新緑、紅葉の景観など、数え切れないほどの資源がございます。そして、何といたってもそれをつくり上げた我々の先輩と現在の町民がいるわけでございます。そのかけがえのない産業、文化を一つ一つ丁寧に情報発信をして、人口は少ないがここに住んでいる町民一人一人が輝いている水と森の番人が創る癒しの里を皆さんとともに築き上げることをお約束申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） ただいまは御答弁で、今までの思い、そしてこれからの2年間の思いがひしひしと伝わってくるような答弁でございました。

ここからの質問はそれぞれ個別に、小さな質問ですけれども、住民の誤解あるいは理解を深めるためにしていきたいなと思います。

ここに今手にしておりますのは、懐かしく思いますけれども、25年度町政懇談会の資料でございます。この中に、将来的な利活用の検討という将来という言葉は入っておりますけれども、当時説明を受けていた町民あるいは住民からしてみると、施設の完成したときには今までにないサービスを完成時に利用できるのではないかと期待を持たせた説明もございました。さらに、説明では、次のページでは、検討している事業として、事業名川根本町仮想診療所構想という構想が発表されておりました。絵図面がありまして、地区集会所で診療ができる、あるいはかわりの診療ができるような説明がありまして、一部誤解した住民も最近お話を聞きましたけれども、すぐできる話とできない話、そこら辺が一緒になっておりまして、もう一度、施設ができてからできるんですよという今の答弁がございましたけれども、当時

はそういうような説明はなかなか区別して聞き取れなかったわけでございます。そんな中から、当時説明の重点分野でありました教育と、そして高齢者福祉についても熱心に説明されておりましたが、現時点で教育あるいは高齢者福祉について、利活用の検討状況、構想が発表できるかどうか、具体的なものはないかなと思いますけれども、構想だけでもお話が聞けたらうれしいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当時の話、2年前になりますけれども、その当時、具体的にそのようなことを実現したい、またこのような活用をしたいということは、私が先頭になって説明した記憶がございます。

そんな中で、将来の利活用ということでございますけれども、バーチャルホスピタル、この関係については、今現在はそれぞれの診療所に運がよくて先生が常駐されているということなものですから、当時は予算獲得にも影響があった静岡県立総合病院等々との連携のもとで、いやしの里が中心となって清水先生にお願いして遠隔診療を行ったという経緯がございます。これは今現在は清水先生はお願いしておりますけれども、まだ具体的にほかの病院とどうのこうのじゃなくて、今現在はいやしの里と県総とが連携を持っている、また、島田の市民病院と1つの課では連携を持っているというのが現況です。これはやり方によっては拡大もできますし、今のままでも十分対応しているというのが現況ではないかと。それがバーチャルホスピタルです。

そのほか、教育関係とそのほかについては、福祉の関係については担当のほうから具体的に説明をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、教育総務課から今の御質問、教育についてお答えします。

町内の小中学校における高度情報基盤整備事業に係る利活用につきましては、現在先進地への視察等を実施しまして、その有効な活用方法について検討を重ねているところであります。先ほども教育長の答弁にもありましたとおり、先日も熊本県に視察に出向きまして、すばらしいICTの活用方法について町内の小中学校の先生方とともに勉強をまいりました。そこでは、本町と同じぐらいの小規模校のよさを生かしまして、子供の主体的な学びを引き出すための道具として積極的なICT教育を展開しておりました。

今後の具体的な利活用につきましては、まだ決定はしておりませんが、これからそうした視察をさせていただいた先進地の取り組みなどを参考にさせていただきまして、有効な利活用方法を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、小簗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者福祉の関係の利活用の検討状況ということでございます。

先ほど野口議員の御質問の中にもありましたけれども、当町の高齢化率も45%を超えているというような中で、今回の高度情報基盤整備事業をどのように利活用をしていくかということでございますけれども、まだ検討状況ではございますけれども、まず一番最初に考えられることが、高齢者のための見守り、これをこの、かわねフォンを使って見守りをできないかというふうに考えてございます。今試験的ではございますけれども、電気使用量等をモニターしながら緩やかな見守りというようなことが今回の高度情報基盤整備事業を使ってできないかということで、ちょっと試験的に今稼働をしているところでございます。

それと、もう一点は、かわねフォン、御存じのようにテレビ電話機能がついておりますので、高齢者のお宅へ電話訪問等、話し相手ボランティア等のボランティアグループ等を利用した、そういう電話訪問などの体制整備ができないかというようなことで検討をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 鋭意検討されて、住民にとって本当に幸せな施設であるように願います。

それから、もう一つ、この前、議員研修で徳島県の美波町、上勝町、神山町の視察で感じたところでございますが、どこも人口減少時代に入って、いろいろな方面からこういうICT活動が盛んに行われております。特に、徳島県では県が主体となって、とくしま集落再生プロジェクト検討委員会の立ち上げということもありまして、ブロードバンド環境を生かしたサテライトオフィス事業がありました。そのお話を聞くと、その地元、地元出身のSO事業者の存在が大きく影響して、それから派生しました人脈が成長して、12社、神山町、あるいは美波町には進出しているというお話もございました。川根本町もこのようなSOHO等の企業、また起業家の誘致、また企業支援の実現に向けて、こういうブロードバンドを使った計画があるか伺いたいします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在の起業家の誘致ということで進んでいる点を御説明いたします。

まず、起業家誘致の実現に向けてということでは、ただいま企画課のまちづくり室で静岡県中部地域政策局と協力しまして、クラウドソーシング企業との連携によるテレワーク事業と、使われていない公共的施設や空き家を事業所として貸し出すサテライトオフィス事業の検討に入っております。この事業は、県の内陸フロンティア事業の一環としても計画をしており、町内全域に広がる県内トップクラスのブロードバンド環境を生かして、静岡県におけるサテライトオフィスのモデル地域として実証実験などを行いながら、実現に向けて進めていく計画でございます。この事業に対して、県は有識者の紹介や実証実験などの支援を検討

しておりまして、来年度からの事業の着手を検討しております。町としましても、組織内での検討を進め、担当部署を明確にしてスピード感を持って実現に向けて、現在進んでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） ただいまの答弁で本当にうれしく思うわけですが、強力に進めていってほしい、実現していってほしいと、そんなふうに思います。

次は、全国的に地方創生絡みの政策が進められております。川根本町でも進められておりますけれども、その資料を見ますと、2040年の数値が人口置換水準の数値、出生率2.07が全国的に使われております。これは国がそういう方針でございますので、当然のことかと思っておりますけれども、本当にできるのかなという疑問といいますか、現実考えますと思います。それを確かめるために、後年、25年も自分がいるかどうかは確証がありません。事業は見た目だけでなく、それまでに至るプロセスが大切ではないかと思っております。そういう中で、町任せでなくて、住民も一緒になって主体的に問題の解決をする時期に来ていると思っております。まち・ひと・しごと創生戦略の主な事業展開についてお伺いしたいなと思っております。いろいろある中で、主なものだけで結構だと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在、10月できまして町民のほうにも、またホームページ等で公表しております総合戦略、その概要版ということで紹介をさせていただきます。

総合戦略は、大きく「しごと」と「ひと」と「まち」ということでつくり立てをしております。

主な事業としては、この概略のほうの形でいきますと、農林業の大規模化・複合化・高度化等経営モデルの検討、農林業研修制度の創設などが「しごと」の分野で挙げられております。また、ほかに観光消費動向等のデータの収集と分析、ホスピタリティー講座の開催、また第2次産業を中心とした企業への支援制度等の検討、若い就業者の意見を施策に反映するための意見交換会などの開催、起業家支援体制の構築、創業スタートアップ補助金の創設、セミナー等の開催、企業サポートの体制強化、こういうものが「しごと」の分野での現在のつくり立てとなっております。

また、「ひと」ということでは、キャリア教育の実施、学校間連携グループ、現在進めておるこういう事業、また若者交流センターの整備、大学との連携による合宿実習の受け入れ、教育実習生の受け入れ、大学との連携による特別推薦枠制度の創設などが検討されております。

また、「ひと」と「まち」を結ぶということでは、子育てに関する相談体制の構築と情報交換、子育て世代向けの新增築補助制度の創設、また子育ての経験を生かすことができる雇用の場の検討、ワークライフバランスの推進に向けた啓発、高齢者の地域活動機会の充実、

高齢者の生涯学習機会の充実、ＩＣＴを活用した町民情報管理システムの構築、健康意識の高揚を高めるための意識啓発、救急対応の機能強化と外出支援の充実、小児専門科医への相談機会の提供、コミュニティー組織の充実、千年の学校の充実、大井川鐵道との連携による観光誘客の取り組みの強化、マーケティング・地域ブランド力の強化、エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進、自然環境を生かした交流事業の促進、地域マーケティング・地域マネジメントの手法の導入、体制の整備や地域資源を生かしたイベントの実施などが主な事業として計画をして挙げられております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ８番、小藪侃一郎君。

○８番（小藪侃一郎君） 次に、最近新聞に出て皆さんも御存じかなと思いますけれども、静岡銀行、あるいは島田信用金庫との連携提携について新聞紙上報告がありました。住民活動の助成事業ということであろうかなというふうに思っております。よその自治体では、あなたのやる気応援事業などと積極的に展開しているところもございます。観光、特産品開発、コミュニティビジネス、集落活性化など、様々な形でまちづくりについて取り組む町民を、資金面も含めて様々な側面から全面的にバックアップしている事業だと思いますけれども、この提携について伺いたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 簡単に言いますと、資金面でも応援する起業家支援制度でございます。その中で、いろいろなノウハウを持った専門家が対応して、技術面の紹介もしていただける、また資金的な面も専門科です所以对应していただけるというようなことを、行政と一体となってやろうということでの調印でございます。ですので、起業家がこういうことでやりたいけれどもどうだろうという思いがあれば、相談に乗っていただけるという段階から始めて、最終的には出発するときには当然ながら資金の援助というか、応援もしていただけるというようなことの調印でございます。それは先に島信とやりましたけれども、その後、静岡銀行と、２つの金融機関と調印をしたということで御理解いただければありがたいです。

○議長（太田侑孝君） ８番、小藪侃一郎君。

○８番（小藪侃一郎君） ここに住んでいる人がおって初めてできる事業かと思いたすけれども、これだけ高齢化が進んできますと、ＳＯＳがあちこちで発信されます。住民活動の助成事業のもう一つの形としては、元気で動ける人たちが、例えばシルバー人材センターというような組織の中で今現在動いていただいております。その中で、28年度の国の事業というものの中のニュースの中で、観光ガイド事業や高齢者安否確認、買い物受注、代行事業や空き家・耕作放棄地管理事業などに、これは有償事業でありますけれども、事業を展開する経費に国が2分の1、該当する市町村、川根本町が2分の1というような国の施策が28年度から始まるようなニュースを聞きましたので質問しておりますけれども、こういう事業、町の職員が抱え込むと大変なわけでございまして、現在あるシルバー人材センターに事業委託するもの

一つの方法かと思いますが、担当課も頭の痛いと言ったらおかしいんですが、鋭意検討していかなければいけない、またはされているかなと思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、小藪議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、シルバー人材センターにつきましては高齢者の生きがいであったり、高齢者の就労確保のために、貴重な当町にある組織であるというふうに思っております。しかしながら、ここ近年は労働に対する様々な規制等がかかっておりまして、シルバー人材センターの活動そのものの円滑な活動を阻害しているような面もあるように聞いてございます。議員がおっしゃられます来年度から始まる助成制度については、当町においてはまだ承知をしておりませんので、詳細についてはわかりかねますけれども、どのような形にいたしましても、これから当町にとって人材の養成・確保等については非常に大切な問題と思っております。ここで国からの詳細な内容が発出されました折には、どのような事業が委託になるのか、それぞれの契約になるのかわかりませんが、シルバー人材センターが使える場面がありましたら、積極的に使っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。

町長、最近の10周年のメッセージで、町民の皆さんのために一生懸命やっという私自身の気持ちは、何一つ変わっておりません。これからも職員の皆さんと力を合わせて、この町をよりよい町にしていきたいというようなメッセージが発せられました。川根本町の創生戦略の中にも、政策の企画・実行に当たっての基本方針の中にしっかりとうたわれておりますけれども、各グループ団体と一体となり取り組んでいくためという言葉がちりばめられております。

そこで、提案でございますけれども、三つの輪づくり、人の輪・地域の輪・産業の輪づくりで地域振興チームをつくる接点を醸成するためにも、例えば以前行われました住民懇談会にかわりまして、車座町政懇談会というようなものを、例えば提案したいと思いますけれども、お忙しい中、時間の調整も難しい町長の職でございますけれども、いかがかお伺いたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 就任早々に、当然ながらそれぞれの地区へ回って地区の懇談会をやったという経緯があります。そのときには、大変まだ私もなれていなかったし、なかなか町民の方もいろいろなお話をしにくかったという面もあったかもしれません。しかし、もう折り返しに入ったものですから、何とかそのような方向で検討しながら、回数といいましょうか、それがあのときほどできるかどうかは別として、何カ所かは当然やる責任もあるし、これま

での、今小簀議員が私に質問しているように、２年間経過した中でどうだということ、これは自分の評価は自分ではできませんけれども、人様にさせていただくという場面も当然ながら持つ必要があるという思いではおります。具体的にまた検討して、数は何カ所分と、二十何カ所というわけにはいかないかもしれませんが、何とかそのような努力をしてみたいというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） ８番、小簀侃一郎君。

○８番（小簀侃一郎君） 先ほどから教育の問題で奥流の問題、お話が出ていましたけれども、非常にいいことだなというふうに関心を持っております。静岡市が来年度から、静岡市内の自宅から県外の大学などへ通学する学生に、通学用定期券の購入費の一部を支援する方針を固めたと報道がありました。卒業後に市内の企業などに就職すれば、返済を減免する貸付制度にする方針らしいです。若年層の流出防止をしたいという市の思いが伝わってくるわけでございますけれども、川根本町では若者交流センター奥流を設置して、設置目的は町内外の若者の交流を通し豊かな人間性を育み、町の活性化を目指すとして、事業としては若者交流、それから川根留学生・教育実習生の受け入れ、合宿の受け入れとなっております。本年度は、川根留学生のために、下宿先に後援会経由で３万円が助成されているかと思います。28年度からは町営奥流を運営するわけですので、川根高校の維持のため、必要で重要であると考えております。

子供たちは町の宝であります。そして、総合戦略の「ひと」の項目には、教育という未来を創造する投資を積極的に行うとしております。町外の高校に下宿や通学をして、川高生と同じように頑張っている子供たちがいます。今までも、町外高校等に学び、本町に戻って頑張っている町民は数多いわけでございます。将来の本町住民のために、留学生と同じように町外高校・大学に在籍している学生に、下宿や通学支援は検討できないかをお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の問題ですけれども、検討できないかといえば、検討、それはできます。

それで、実は新しいいわゆる地教法になりましたけれども、実は私の立場というのは、あくまでも前と同じように、教育委員会の意思決定に基づいて事務をつかさどるというのが私の職務であります。したがって、教育委員会の俎上にのっけて、それを総合教育会議の場で協議をしてということで、町長と協議をしてということとはできるかと思います。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ８番、小簀侃一郎君。

○８番（小簀侃一郎君） ぜひ町民の願いがかなうような方向に行けばと願っております。

先ほど、最も美しい村連合のお話をしましたけれども、最近になってものぼりが見えてこないというような意見もございます。エコパークのときにはエコパークの茶色いのぼりがいい

っぱい立っておりますけれども、こののぼりについて早急につくって、お正月に帰省した人たちが見られるようなことも必要かなという思いがございますけれども、お正月には間に合わないかもしれませんけれども、早急につくっていただきたいのですが、お伺いたします。

○企画課長（山本銀男君） はい、あの検討して。つくる方向で検討したいと思います。時期は申しわけございません。予算の関係もありますので、明確には答えられません。

（「指名していない」の声あり）

○企画課長（山本銀男君） すみません。

○議長（太田侑孝君） ちょっと遅いです。

次へ進んでください。

8番、小簀侃一郎君。

○8番（小簀侃一郎君） 時間も少なくなりました。

終わりに、東京を中心に生活する若い年代の半数近くが、都市とは異なる充実した自然環境、教育環境の中で人生を過ごしたいという希望や憧れを持っている人が多いというような資料もございます。Iターン、Uターンなどいろいろな形のふるさとに戻る形の中で、最近では中学校、高校就学、就職、就業の孫ターン、お孫さんが戻ってくるという形が注目されております。現実には、数年前、町内で私も実感いたしましたけれども、この孫ターン、本当に注目していいと思います。

自分たちが暮らす町にどんな魅力があるのか、ほかの町と比べるとどんな特徴があるかということでございます。また、引っ越しをする人たちは、こういうものをどんな町で暮らしたいですかということで、子育て環境が充実している町に住みたい。病院が多く、医療が充実している町に住みたいなど、いろいろな要望がございます。その情報を探すときに、インターネットでいろんな情報を収集しておるわけでございます。

今までは各市町村の単位で見ると、その市町村の公表しているデータしか見れませんでした。ことし、IT業界初めてとうたっておりますけれども、富士通が開発した地域の特性をほかの地域と同じ指標で比べるというものを見つけました。項目は森林、農地環境、低炭素、省資源、交通安全、防犯、健康、平均寿命、下水道普及、財政、雇用、こういう項目で比べてあります。複数の情報を多角的に比較検討したものでありますけれども、1,742自治体、全国でございまして、川根本町は何番目だと皆様お考えでしょうか。頭の中で想像してみてください。本町の総合評価は、本当に驚きます。24位です。こういう川根本町と同じような類似団体を比べますと、第3位です。本当に驚きます。ここに住んでいる私たちは、えーと首をかしげまして、自分もパソコンを何回も何回も確認いたしましたけれども、全国24位、類似団体では3位でございます。

川根本町は本当にいいところです。こういう指数から判断して、いいところです。もっともっと我々住民が心に自信を持って生きている姿こそがもてなしの源泉で、その姿が人、物、仕事、文化を呼び寄せるものだと考えております。本当にそう思うわけでございます。

町長、何か御意見がございましたら。1,742自治体、24位という驚いた数字でございます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今1,742の自治体の中で24番目、これはどのような、全てを評価したかは存じておりませんが、類似規模の自治体では3位ということで、大変すばらしい位置づけをしているなというふうに思っております。私も再三申し上げており、環境的に見た場合には、当然国の内外で認められているからもっと誇りを持とうということも、それぞれの皆さんにお話をさせていただいております。しかしながら、まだ足りないのは何かということを研究していく中では、大変多くの不安材料があるということが、どうしても言えると思います。やはり立地条件が悪い中でどのような対応ができるかということは、これからもう具体的に進めていくことができるような環境整備ができたというふうに考えております。

小簗議員も御存じのとおり、千年の学校の基本理念というのを非常に私自身は大事にしたいというような思いがあるものですから、やはり振り返れば未来という言葉で前面に打ち出しながら、やはり過去を見ながら未来を語り合う、そのまちづくりをしていくということがどうしても重要だというふうに考えております。これは人間の目だけでなく、先ほどもお話しありましたとおり、鳥の目も必要でしょうし、モグラの目も必要でしょう。そのようないろいろな目線からこの町をもう一度見直すことが、建設計画にも反映できるような環境づくりになるのではないかなというふうに考えております。

せっかく多くの皆さんに認められた歴史、伝統、文化、環境、これらは大変誇り高きものでありますので、それらを誇りに持ちながら、心豊かにこの町で生きるということ、それは当然ながら、ここに住んでいる人の目の輝きによって人は集まるということが原点かと思えますので、今後は、この町始まって十年たちましたけれども、その中でようやくといひましょうか、ある程度のマイスターができていないかと。それぞれの分野で得意の分野を持った皆さんが育ったという言葉は失礼かもしれませんが、だんだんできつつあるというようなこと。何人かの皆さんは新聞紙上でも表現されておりますように、認定されている方もいるということになりますと、後はこの町でそれぞれの皆さんを認定することになりますか、マイスター制度を活用して認めるということ。そうすれば、その方にいろいろな資料等を集めていただいて、その資料をもとに生徒をつくっていく、そういう循環も必要ではないか。また、ほかの分野においてもいろいろな方がいらっしゃるの、生涯学習等の皆さんも絡め、またエコツーリズムの皆さんにも入っていただくというような形でやりますと、川根本町全域のマイスターができるではないかという思いがあるものですから、もう少しマイスター制度を活発化して、人を認めるということをやっていききたい。それがリーダーになるということをやっていききたいという思いでおりますので、具体的にしていきたいと思いますというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 8番、小簗侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 残り時間1分08秒でございますけれども、今どんな指標でどうなっているかという細かい指標の評価は富士通に聞いてみないとわからないわけでございますけれども、先ほど項目を並べましたので、ちょっと残り時間を利用して、森林については68位、農地管理については460位、低炭素、合計と書いてありますけれども582位、省資源341位、交通安全835位、防犯79位、犯罪が少ないということですね。健康は282位、平均寿命は385位、下水道はここのところやっておりますので、欠損値となっております。財政は998位、雇用は61位、そして総合評価が先ほど言った24位でございます。こういう近隣の棒グラフも出て色分けされておりますけれども、よその町のことでこれは発表しませんけれども、以上で小藪の一般質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで8番、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

3時20分に再開いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き本会議を継続します。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、こんにちは。

平和と民主主義を守り続けて93年余の日本共産党員になって今年50年目、町会議員になって23年目の鈴木多津枝です。本日最後の、そして今年最後の一般質問を行います。

初めに、今年も1年間町民の暮らしを守り、福祉の向上に日夜御努力されておられる職員の皆様に、心から感謝申し上げます。川根本町総合計画のサブタイトルでもある誰もが安心して暮らせるまちづくりは、私にとっても、町政の主人公は町民とあわせて一貫して求め続けてきたものです。今回のテーマもその観点から絞ったところ、気がつきましたら9月議会とほぼ同じ課題に絞られていました。年々若い人が出ていき、少子高齢化が進む8,000人足らずの町で、誰もが安心して住める町は究極の町おこしであり、人口減少への待ったなしの対策のはずです。

次々とお金が出ていく年末になりました。ちまたでは大手の民間企業や公務員の期末手当増額のニュースが流れ、景気がよくなったかのようなムードがつけられていますが、当町はまだその話も出てきていません。庶民の懐は依然冷え切ったままという評価もあります。当町では一体どれだけの人がボーナスをもらえたのか、どれだけの商店や企業、農家などが昨年より収入が増えたのでしょうか。どれだけの町民が懐を温かくして新年を迎えることができるのかと思いをめぐらしながら、質問を考えました。頼りの年金も減らされ続け、不安を抱

えるお年寄りや夫婦共働きで懸命に子育てをされている親世代の皆さんに元気をいただけるよう、経験も人間性も豊かな鈴木町長から、前向きで温かな御答弁がいただけますよう切に願い、9月議会での答弁も思い起こしながら質問をさせていただきます。

まず1点目の、安心して老後を過ごせる介護保険制度についてです。

通告した4点について伺います。

1、来年度から介護保険から外されて町のサービスに移行する要支援1、2のサービス受け皿について。

2、要介護状態になるのを防ぐには、何といても予防策が重要で、今まで以上に人材の確保が必要ですが、どのように考えておられますか。

3、予防の一環ですが、高齢者など交通弱者の外出支援の拡充について伺います。

4、県内で2番目に高い介護保険料の負担軽減を求めます。

次に、2点目の、来年度予算編成において、若者支援、子育て支援を確実に盛り込み、若者の流出防止と流入者の呼び込みに力を入れることを求める質問です。

1、28年度予算編成におけるこれらの具体策について、町長の考えを伺います。

2、これまでも私は町民の声を取り上げて、出産祝い金の増額、島田市、藤枝市などでも実施している乳幼児を抱えるお宅へのベビーシッター訪問派遣、子供が増えている集合住宅地などへの遊び場の設置、多子世帯への学校給食費の軽減や、保育料で第2子半額、第3子以降無料としている軽減対象世帯の拡大、就学援助制度の周知徹底、奨学金返済に町に就職した人への免除制度創設、子育て中の共働き世帯への家賃補助などを提案してきました。町長はそのたびに、これをやればいいという特効薬はない、あれもこれも持続的な支援が大事などと言われましたが、具体的な施策はいまだに示されていません。来年度予算にできる限りの支援策が盛り込まれることを期待しまして、1回目の質問といたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの10番、鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

安心して老後を過ごせる介護保険制度という質問事項でございます。

まず、要支援1、2の方が受けるサービス受け皿状況についてですが、以前から申し述べているとおり、要支援1、2の方が介護保険から外されるのではなく、介護保険制度の中で、現在受けられるサービス以外にも市町で独自のサービスが受けられるようになる制度改正でございます。当町におきましては、平成28年度から新しい制度、介護予防、日常生活支援総合事業に取り組む予定で、従来の要支援1、2の方の訪問介護、通所介護は、同様に確保されるところであります。

2点目の予防策が重要という質問でございますけれども、私自身も重要と考えております。そのため、第1号被保険者を対象とした基本チェックリストによる介護予防把握事業、現在も行っている元気いっぱい教室、元気はつらつ教室、地区栄養講習会、おじさんキッチン、

運動教室、セカンドライフ講座などの介護予防普及啓発事業、ふれあいサロン等の地域介護予防活動支援事業、運動指導等を行う地域リハビリテーション活動支援事業などの介護予防事業に取り組みます。人員については、本年度地域包括支援センターに看護師1名を増員し、総勢5名体制となっております。また、本年度から取り組んだケアラズカフェにおいては、話し相手ボランティアの皆様をはじめとした地域の皆さんにもたくさん参加をしていただいております。今後も、ボランティアをはじめ町内外の事業者など関係機関の方々とともに協働しながら、介護予防事業を進めていきたいというふうに考えております。

3点目の高齢者など交通弱者の外出支援の拡充をという質問ですが、現在、自動車運転免許証を有しない65歳以上の方や障がいをお持ちの方などを対象として、病院等の通院などに利用できる外出支援サービスを展開しております。北部地区は大鉄タクシーに、南部地区はシルバー人材センターに運行を委託しており、7台の車両が稼働をしております。平成26年度実績で延べ利用者3,963名となっており、重要な公共交通であると認識をしております。

今後も地域公共交通会議を開催し、委員の皆様の御意見を聞き、よりよい交通体系を築きたいというふうに考えております。

4点目、県内で2番目に高い介護保険料の負担軽減をという質問でございます。

現在、第1段階の保険者については、保険料の軽減措置を設け、基準額の50%のところを45%としています。さらに、消費税10%が実施をされる予定の平成29年4月からは、第1段階の保険料を基準額の30%に、第2段階の保険料75%を50%に、第3段階の保険料75%を70%に軽減予定であります。

また、以前から御説明をさせていただいており、この介護保険制度は、国・県・町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されておりますことは、既に御承知のことと存じます。この決められた保険料をいただくことでこの制度が安定的に運営されており、現在の第6期介護保険事業計画につきましても、制度のルールに基づいた保険料設定をしております。

また、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、静岡県が発表した65歳をスタート年齢として、要介護度2以上にならない期間を示す「お達者度」において、川根本町は男女とも上位を占めております。これからも今まで以上に地域包括支援センターを中心に、介護予防の面に重点を置き、介護認定者の増加や介護度の重度化を抑え、介護給付費の支出をできるだけ少なくしていくことにより、結果的に保険料の上昇を抑え、安心して老後を過ごせる介護保険を目指していきたいというふうに考えております。

次に、2項目の1番目、予算編成における具体策はという質問でございます。

若者支援に関して、地方創生関係では、若者の流入を促進するために、静岡大学をはじめとする県内5国公立大学及び高等専門学校と3都県の大学からのインターンシップの受け入れや企業と学生のマッチング強化策を検討するふじのくに創生プランへの参画に要する費用、インターン受け入れのための旅費、宿泊費等を新たに計上していきたいというふうに考えて

おります。県内5国公立大学は静大、静岡県立大学、静岡文化芸術大学、浜松医科大学、沼津高専と3都県の大学は、東海大学、愛知学院大学、電気通信大学でございます。

その他、クラウドソーシング企業との連携によるテレワーク事業の推進や公共施設、空き家などをサテライトオフィスとしてIT関連企業の誘致を図るための費用や新增築助成制度を見直し、子育て世代に対して上乗せ交付することなども検討されており、若者の流入と転出抑制をあわせて推進をしていく予定であります。

福祉関係につきましては、本年度から始まった子ども・子育て支援新制度にのっとり、さゆり幼稚園の施設型給付を受ける施設への移行を現在進めているところであります。施設型給付へ移行することにより、今まで受けていた私学助成や幼稚園就園奨励費より安定的に財政措置がなされ、本町にある唯一の幼稚園の安定的経営に寄与し、新制度で1号認定される教育ニーズをお持ちの子育て家庭への支援につながるものと考えております。

2番目、出産祝い金の増額についてお答えします。

出産祝い金は、次世代を担う子供の誕生を祝い、もって定住人口の増加と活力あるまちづくりのため、平成17年度から第1子2万円、第2子3万円、第3子以降その都度5万円を支給してまいりました。

出生数を増加させることについて、出産祝い金の増額や子供が複数いる家庭に対する費用免除等、様々な方法が検討され、各市町で様々な施策が展開をされておりますが、最も効果的なものとして考えられるのは、晩婚化を是正し、早い段階で結婚することが重要であると考えております。若い年齢で結婚し、経済的に子供を育てていける環境が整ってこそ、2人目、3人目の出産を検討することができるのだと思います。

したがって、地方創生総合戦略において、子供を育てながら働くことのできる環境を整備し、出産に対する不安解消を図ることを柱の一つとして掲げております。

また、縁結び事業費補助金の限度額を引き上げることを検討するとともに、静岡県中部5市2町の広域連携事業として、首都圏の女性との出会いの場を提供する結婚支援事業を2月に実施する予定であり、このように結婚への支援策もあわせて実施することによって、若者支援、子育て支援の充実を図っていききたいというふうに考えております。

次に、島田市・藤枝市で実施をしておる乳幼児を抱えるお宅へのベビーシッター訪問派遣という質問です。

町では現在、訪問育児支援として、保健師、看護師、栄養士による新生児訪問、主任児童委員、子育て支援センター職員による赤ちゃん訪問を、新生児のいる全戸を対象に実施し、子育てに関する情報提供や育児相談などの子育て支援に対応をしています。

またこれからは、子育て支援の担い手を育成し、人材を確保することが重要であると考えております。本年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、子育て支援員認定制度が創設をされました。これは、地域において保育や子育て、支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の事業等に従事することを希望する方などを対象に、必要な知識や技

能等を修得させ、全国で通用する子育て支援員として認定をするものであります。静岡県内でも開催が予定されており、これから4カ所での研修が開催予定でございます。

そのほかにも社会福祉協議会が開催する託児ボランティア養成講座があり、平成25年度に10名の修了者、平成26年度にも10名の方が修了をいたしました。本年度も引き続き講座を開設し、託児ボランティアの確保に取り組む予定となっております。まずは、このような人材を育成・確保していくことが、これからの子育て支援につながっていくものと考えております。

続きまして、子供が増えている集合住宅地などへの遊び場の設置をという質問にお答えをいたします。

地名に設置をしております若者定住促進住宅内に、小さいですが、広場を整備してあります。実際にこの場所で住宅のお子様たちが元気に遊ばれております。また、住宅の近くには、地区で整備した公園もあります。入居されている方が地名区の方との交流機会ともなりますので、そのような場所も利用していただけたらと思います。それよりも、周りは自然豊かな環境でありますので、自然の中で元気いっぱい遊んでいただければと考えております。

続きまして、保育料の軽減世帯の拡大についてでございますが、現在、国の制度にのっとり、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子供を第2子とカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としております。本年12月現在、第2子で半額の子供が29人、第3子で無料の子供が3人となっております。引き続き国の制度にのっとりた軽減制度を実施してまいりたいと存じております。

また、現在の当町の保育料額は、国で定めた保育料上限額の約6割程度と、低額に設定をしております。子育て世代の負担軽減に寄与していると考えております。今後においても、国の制度の範囲内で、保健所運営委員会の意見を聞いた後に保育料を決定していきたいというふうに考えております。

次に、多子世帯への学校給食費の軽減につきましては、これまでも同様の御質問をいただき、お答えさせていただいておりますとおり、今後、必要性が想定される食材価格の変動や平成29年4月からの消費税アップに伴う学校給食の見直しの中で、議員の言われる子育てしやすいまちづくりという政策的な観点も含めた包括的議論につきまして、学校給食共同調理場運営委員会や教育委員会、総合教育会議等の場で深めていきたいというふうに考えております。

就学援助制度の周知につきましても、これまで同様のお答えになりますが、町のホームページ上でお知らせをさせていただいておりますほか、学校や民生委員・児童委員の方々の見守り等により、支援が必要な方々に対する声かけや相談に応じておりますので、今後もホームページ等情報発信メディアの充実と、活用及び関係の方々との連携を深め、制度の周知に努めていきたいと考えております。

奨学金返済に町に就職した人への免除制度の創設につきましてお答えをさせていただきます

す。

現在教育委員会では、川根本町育英奨学生制度により、2名に対して月額2万円の奨学金を貸与しており、また3名の方々から定期的な返還をいただいているところであります。

御質問の免除制度の創設につきましては、医師の資格を取る場合などで奨学金を免除している自治体の例もありますので、今後そのような場合における免除制度も検討することも必要だというふうに考えております。

次に、子育て中の共働き世帯への家賃補助をという質問にお答えをさせていただきます。

家賃の補助制度はありませんが、若者定住促進住宅の家賃は、小学生以下の同居する児童を扶養されている入居者の家賃は3万7,000円と、それ以外の入居者の家賃3万9,000円に比べ、少額ではありますが安価に設定をしておるというのが現況でございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） すみません、1カ所訂正をお願いいたします。

町長の答弁の中、保育料の中、保健所運営委員会と申しましたが、保育所運営委員会ですので、訂正をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

案の定、ほとんど予算は変わらないんだなという答弁で、少し気を落とさないように頑張ろうと思っています。

介護保険から要支援1、2の方が外されるのではないということは、担当の職員からも言われました。では、外されないとなると、じゃ、介護認定が受けられるんですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 今までどおり、介護認定審査会におきまして、認定申請のあった方につきましては、介護認定事務を進めているということでございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、要望があれば介護認定を皆さん受けられて、それでその上に行政として基本チェックリストを確認をして、リスクが高い人はさらに介護認定で要支援1、要支援2に判定された人たちが、町の事業でサービスを受けられるようになるけれども、さらにそのチェックリストによってリスクの高い人たちも、通所あるいは訪問のサービスが受けられるようになるということですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 町長の答弁にもありましたように、要介護認定要支援1、2に認定された方は、これまでと同じようにサービスが受けられるということでございます。なおかつ、介護認定を受けられなかった方についても、先ほども申しましたが、チェックリスト等によりまして介護予防のためのハイリスク者として認定されるということで、これ

から当町で設定をしていく制度の中でサービスが受けられるということでございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、来年度から町が総合事業に移行すると、もう介護認定で要支援1、要支援2というランクはなくなるのかと思っていました。でもこれからもずっと続くということを聞いて本当に安心しました。情報が間違っていたと思っています。

それでは、次の質問に行きます。

島田市では既に今年度から総合事業に移行しているんですけれども、包括支援センターを全て民間に委託していて、6カ所市内に支援センターがあります。それで事業がとても仕事が増えて、昼食をとる時間もほとんどもうなかったと、この1年近く。そういう話を聞きました。当町では、そういう来年度からなるかもしれないところを、町が包括支援センターを直轄しているわけなんですけれども、大変なことになるだろうと思うんです。どのように考えていますか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 新総合事業への対応のことを御心配いただきまして、ありがとうございます。

現在、人員の確保といいますか、平成28年度から取り組むための準備でございますけれども、本年度、地域包括支援センターに看護師1名の増員をいただいております。なおかつ、介護保険を担当する長寿介護室に1名、それから福祉介護室に1名、計3名の増員ということで、その3名の増員により新総合事業への事務を担当をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護職員のほうなんですけれども、慢性的に全国的に不足をしていると報道されていますけれども、うちの町でも本当に不足をしているという話をたくさん耳にします。介護事業者も確保に困難を来しているということで、来年度になるんですか、あかいしの郷、あるいはグループホームの増設があるのかないのかわかりませんけれども、そういうことで、介護職員はもっともっと必要になってくる、新総合事業で間口が広がれば、それでもお世話をする職員も必要になる、そういうことで、町独自で介護職員を研修とか資格を取る取り組みをされる計画があるか伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 人材の確保という御質問でございます。

当町ですか、平成21年でしたかね、町のほうで介護職員の養成講座のほうを行ってございました。それから人材の養成確保ということは進めておりませんでしたけれども、人材の確保、来年度以降になりますけれども、新年度予算ということになりますけれども、介護職員の初任者研修費用の助成事業、これについて取り組みたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 初任者研修事業に取り組むということで、安心しました。川根本町は今までやっていないということを、ちょっとニュースに入ったものですから。よろしくお願いします。

交通弱者の外出支援のことで、拡充でお聞きいたします。

合併以来10年を過ぎましたが、いまだに旧2町をつなぐ交通手段は大鐵しかなくて、町営バスの南北循環は362号青部バイパス完成後という方針と聞いています。またデマンドタクシーや外出支援タクシーも、旧町はつながりませんし、乗りたいときに必ず乗れるという状態ではありません。かなり利用者が多くて、あいていないときなどもあるということで、予定が立てられない場合もあるわけです。大鐵運賃、確実に決められた時間どおり走るのは大鐵だけであって、大鐵を町営バス並みに補助をすれば、もっとたくさんの人たちが大鐵を利用して、大鐵も赤字経営で大変だということで、何だか町民の足としてもっと意識を経営者にしてもらわなければいけないわけですが、そういうところにも町のそういう支援が始まれば、また考え直す、何だか毎月ですか、大鐵の社長さんと島田の市長さんと町長と定例的な会合を持っていられんというので、発言もできるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大井川鐵道の関係は、なかなか新しい分野に展開をするという方向性は、皆さんも御存じのとおり、今できておりません。と申しますのは、再生機構の絡みもあって、ある程度の成果を上げなければならないという宿命があるようです。その中で、なかなかトーマスの関係の借地の関係でも申し上げましたけれども、使っている間は利用料は払っていいけれども、使わないときは払えないというような姿勢でおるものですから、まだ具体的にこの話はしてありませんけれども、なかなか新しいことを今すぐというのは難しい感じがしております。その中で、減便をもとに戻すという話はしておりますけれども、戻してほしいという要望はしておりますけれども、新しいことで今すぐというのはなかなか難しいんじゃないかな。1年間ぐらいたって、全ての状況がわかってきた段階での対応になるんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、当然今からそのような状況にあるということはお伝えして、説明をしておかなければ、急には間に合わないかもしれませんので、今の御意見等はしっかり届けておいて、できないはそれは後の判断になる可能性はありますけれども、伝えておきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 大鐵の運賃補助というのは、私は初めて言ったわけではなくて、これまでも何回も言っております。町民の足である大鐵をもっと乗りやすくすれば、例えばワンデーフリー切符発行したときには大勢の人が乗ったけれども、大鐵さんは収入減になって、とてもやっていられないということを聞きました、大鐵の働いている方から。だったら、町がそういう支援を補助をしていけば、町民の人にとって、2町もつながらない、あるいは、

島田あたりへ出たくてもなかなか高く出られない、そういう人たちが大鐵の運行時間に合わせた行動を、計画をできるわけだから、本当に利便性が高まるし、この前もバス対策委員会で話題になったんですけれども、高齢者の免許証の返納が、この町は不便になるということで、身動きできなくなるということで返納がなかなか進まなくて、認知症が少し入っていても、運転免許証をなかなか返すという決断ができない、危ないよという話も出ました。そういうところも、こういう利点があるよということを何か考えていけば、免許証を無理に持っていて事故を起こして大変なことになるよりは助かるんじゃないかという説得もできると思うんです。やはり行政がそこに出すお金をどれくらいと見積もって、乗った人しか補助をしないわけですから、運賃補助というのは、効率よく補助をできるようにしていくということは大事なんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町民の足、住民の足という言葉があったんですが、今現在は果たして足としての経営をしているかという、そういう方向性はないという中で、どのような絡みをつくるかというのが今の大切な位置づけです。もう完全に観光鉄道であるということを理解しなきゃいけないと。経営者側に立ってみると、そのような方向性しか見ていないという現状があります。その間で、今ある中で高校生、中学生、通勤・通学の、少数であるけれどもその辺どの辺を残すかということ、その少し補助すればできるという段階であるかないかというのは、まだ明確には出ておりません。それらも含めて、今後三者の会談もありますので、要望しながら対応していくしか今現在は無いということだけは御理解いただき、当然ながら私どもは減便の絡みもあったもんですから、その方向性は住民の声であるということの中でお願いはしていくということです。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさん乗ってはいないし、でも乗っている人たちはちゃんと乗っているわけですよ。大鐵でなきゃ困るという、例えば子供さんたち、それからうちの娘なんかも、帰ってくるとき、戻るとき、いつも大鐵です。高いけれども私は援助しています。それでないと、車免許ない、というかなれていないもんですから危ないから、事故を起こすよりは大鐵でいらっしゃいということで、大鐵で来させています。そういうことで、大鐵は時間がちゃんと。減便されて不便です、確かに不便ですけども、その時間に合わせて確実に自分が動くことができるということでは、とても頼りになる交通手段です。だからやっぱりそこをもっと運賃補助をすれば当たり前だとおっしゃるなら、本当に運賃補助をして、もっともっとたくさんの人たちがお金のことをそんなに、ゼロにはならないでしょうけれども、負担をすごい高いねと、1,500円もするのは高いねというような負担にならない形で乗れるように、例えば片道500円とか、そういうふうな形の補助をしていけば、高齢者も元気にいرونなところへ出かけることができるようになるんじゃないですか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 御存じのとおり、ここの大井川鐵道は、存続か廃止かという段階に間もなく近くなろうというところまで来たという事実があるわけです。その中で、当然ながらなくなっては困るよというのは、流域の沿線の皆さんの気持ちであるという中で、私自身は運よくと思っていますけれども、経営者が代わって、今後どういう方向性をやるかという中で、まだ1年もたっていない。9月1日から新社長が就任したという中では、まだ1年間見ていないから、いろんな政策ができないという状況があります。ですから私は、1年間を見ると数字的にも、数字だけでなく、実績等の目に見えた形で人を見られるというような中では、また違った方向性が出てくるのではないかと。そういう中で協議をして対応していくことが必要というように考えているということです。ですので、今まであった大井川鐵道の名鉄の経営、今度はエクリプス日高が経営したという中で、片方は国の機関が入っての調整をしていただいた会社であるという中で、今すぐにこれをこれをという話は、全てができる状況ではないという中で、減便をもとに戻してもらいたいという話は常々しておりますけれども、今言われた関係については、まだ実現するような状況の返事はもらえないという状況です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何回言っても一緒かもしれませんが、町長は私の言っていることを本当に真っすぐ受けとめていないということが明らかになっています。なぜならば、私は減便を戻すためになんて言っていません。町民の人たちが乗りやすくなるために補助をやってくださいと言っているんです。それは大鐵の問題ではなくて、町長の問題ですよ。町長が決断するかどうか、町民の人たちの足をもっと乗りやすくなるかどうか、そのことを私はずっとお願いしているんです。なぜそういうふうに話を広げていくのか、私にはわかりません。もし大鐵がもう存続か、存続できないか廃止かというところまで来ているんだったら、なおさらです。なおさら今やってほしいと私は思います。よく考えて。お返事は要りません。では、子育て支援のほうにいきます。

先ほど、小簾議員が若者交流センターのことで、町内の子供たちにも支援をという質問をされました。それに対して、やっぱり私も子育て支援、若者支援のことを通告をしたものですから、これに町内のお母さんが気がつかれて、ぜひ言ってほしいということでお願いされています。それで、この若者交流センターでの条例制定のときに、利用できる川根留学生というのを、町内連携3中学校の子供以外の中学を卒業した子供に限るというふうにしたことに対して、お母さんたちが一番納得できないと言っている声は何だと思えますかと聞きたいんですけども、時間がないので言います。それは、父兄である子供を現に今育てている自分たち親に全く相談がなかったということなんです。本当に町長が子育て支援、子供は町の宝だと言われるんだったら、なぜそういう建物を建てるんだけれどもという相談をしてくれなかったのか、そこのところがとっても悔しいというふうにおっしゃられていました。本当に、前田教育総務課長も個人的にもお話をしまして、いろいろ考えているということも言ってく

れましたけれども、やはりそのところで、なぜ教育委員会というのはトップでしか話ができないのか、その点について伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、若者交流センターの件は、鈴木議員もその経緯を十分承知をしていると、私は思っております。

実は2年ぐらい前に、堀田校長さんが、実は川根高校が41人定員を確保できないと川根高校の教育環境が非常に悪くなると、2学級が維持できなくなるということで、堀田校長自らが動いて川根留学制度というのをつくったわけです。それで、徳山近辺の住民にお願いをして、それで下宿をということで始めたわけですね。そして2年目になって下宿先というのが非常に難しくなってきたという、そういう状況の中で、私も町長も、これは県の教育委員会に、いわゆる川根高校の寮が建設できないかということの打診を何回かしております。で、県の高校教育課のほうは、焼津水産高校以外は寮をつくる予定はないと、今後もしないという返事でした。で、そのときに言われたのは、地方財政法で、要するに町が川根高校の寮をつくることはできないということまで、はっきり言われました。これは地方財政法に触れるということをはっきり言われたということです。その中で、どうしよう。実は来年度に向けて、当然のことながら、そういう川根留学生の問題も解決しなきゃいけないと。ところが時間的な余裕もないと、こういう状況の中でどういうことが出てきたかということ、実はこれは新町建設計画の合併特例債という、こういう目的の中で、川根高校の川根留学生を長期滞在者としてその中に置くことはできるだろうという、こういうことから始めたわけです。そのときに、非常に短期間にやらなければならない、土地も手当てが非常に難しかったということで、そこでどういうことになったかといいますと、3年間の見通しを立てて、3年間の41人を確保するためにどうしたらいいかということ、いわゆる討議したわけです。その中で出てきたのが現在の若者交流センターという考え方が出てきたわけですね。ですから、排除するとか排除しないとかという問題でなくて、実は、私たちはその3年間を乗り切るためのものとして条例も制定したわけです。ですから、今後のことについては、これは町長を含めて教育委員会の中で討議をして、それで今後を考えていくということしか、私には言えません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 経緯は、私は知っていますし、私たち議員はみんな知っていると思います。だからこそ、その考えに、方針に賛成して、今回全員賛成で通ったんだと思うんです。ただお母さんたち、父兄の方たちは、なぜ、自分たちは遠くに住んでいて、通わせるのもすごく大変だという現実がある、そういうときに、やがて川根高校を選びたいと思ったときに、せっかくそのよその町から来る人たちはそこに入れるのに、自分たちはもし新たに下宿をさせるとなると、徳山とか近くに下宿させるとなると、その人たちは4万円に入れるのに、私たちはその下宿屋さんとの関係でお金は高く払わなきゃいけないんじゃないです

か。そういうこともあるし、なぜ条例にその川根留学生ということを3校だけと決めた、決めるときも、こういうことをしたいんだけどもどうでしょうかという説明を、なぜPTAのお母さんたちにしてくれなかったのかと、そのことがとっても蚊帳の外に置かれているような気分がして、その方たちは川根留学生を入りたいという方針も、全然反対じゃないんです。川高は存続してもらいたい、本当に存続してもらいたい。その受け皿として若者交流センターをつくる、そのことも全然反対ではない。でも、じゃ、私たち町内の子供たちには何をしてくれるのと。してくれるのというか、そこはどう考えているんですかと。そういうことを何も考えないで、ただ先に川高存続が先だよということで。今、私は排除と言っていないよ、さっき。言わなかったですよ。教育長さん、排除と言われたけれども。排除とは言わなかったと思います。町内の子供たちが入れなくなるということを簡単に先に決めたということに納得できないと、本当にそんな町でいいんですか、それじゃ若い人たちはそういう説明を知らない人たち、経緯も知らない人たちはいっぱいいますよ。そのことで、じゃ、ミスマッチというんですか、気持ちのすれ違いがあって、若い人たちがこの町から出ていっちゃったらどうするんですかと。全然川根高校の子供を確保したいと思ってやっている事業が、反対にこんな町は何にも聞いてくれないよねということになっちゃうと、それでいいんですかという。本当に私たちに訴えかけてくれているんですよ。やっぱりそれは私は素直な心で受けとめて、対案を出していくべきではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の件ですけれども、確かに保護者の方に相談しなかったというのは悪いかと思いますが、実は本当に短期間でやったんですよ。物すごく教育委員会としても本当に、先ほど質問があったけれども、教育委員会の事務局は大丈夫かというぐらい、そのぐらい忙しい中でやったと。ですから、そういうことを踏まえて、実は将来に向かってでもできるとかできないとかということは、一言も言いません。それで、教育委員会の中でもそういう意見をいただいております。ただ、当面というか、ここ3年間の見通しを立ててということでやっていますから、今後どうしようかということは、先ほど申し上げたように、町長とのまた協議の中で検討していきたいということは、それは言えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっとその私に相談をくださったお母さんにお聞きしたところ、今6年生が奥のほうで何人か、2人か3人かいらっしゃるんでしょう。そういう方々が、今このまんまの形でそのまんまこれでいいんだよということであれば、教育長は今、私とこの議会には言ってくださいました、永久にこのまま行くんじゃないよと、教育委員会で検討する課題だよと。でもそれを早く方針を出して示していかないと、じゃ、町内の子供たちもこういうふうにしますよというのを出さないと、その人たちがもしかしたらこの町から移るかもしれない、出ていくかもしれない。もっと教育が便利なところ、そういうところ

だって選ぶことはできるんだと。じゃ行きたければ行っていいよと言える町では絶対にはないと思うんですよ。そういう子供たちを引きとめて、本当に子育てしやすい町だよ、住みやすい町だよ、子供のことを一番に考えている町だよということを、やっぱり発信していかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 今教育長からもありましたとおり、説明不足ということがあるということで、時間のないところでやってしまったということがあるんですけれども、町内の周知ということであれば、広報とかチラシですとか、そうしたものを通じて周知することは可能だと思いますので、それはやっていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 周知というのが、結局ただこういう経過でできましたよということだけではなくて、町内の子供に対してもこういう検討を、これから検討していきますよと、方向、具体的にこれというふうに出せないとなれば、検討していきます、皆さんの声をお聞きしますというふうなことは、やっぱりPTAなどを通じて出していくべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 小簾議員のときにも言いましたけれども、予算執行に係る案件については、これは教育委員会独自ではできないということ、鈴木議員もよく御存じではないかと思います。地方教育行政法の中では、小簾議員にも申し上げましたけれども、私ができるのは教育委員会の中での合意を得てということで、総合教育会議の場で町長に対しての協議の中に持ち込むことはできます。だから、ここで私ができるとかできないというような予算執行にかかわることは、これは私としては一切発言できないということを御承知いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） できるできないは言えないというお立場だと言われますけれども、私は、教育の行政のトップとして、そういう方向も検討するのは大事だという答えはできるんじゃないかと思います。それと、町長はずっと聞いていらっしゃるんだから、じゃ教育委員会がそういう協議をするときに、先ほど言われましたね、教育、何でしたっけ、総合会議じゃなくて。

（「総合教育会議」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） 総合教育会議、そういうところでは町長も入って、教育委員の方々とお話し合いをするわけだから、私は、きっとそういう話が出るんじゃないかと思うんですよ。出なかったらおかしい教育委員会になってしまうと思うんですよ。私は、これだけお母さんたちが心配していることを取り上げなければ、何のための教育委員会だとまた言われてしまうんじゃないかなと心配しているんですけれども、ぜひ聞いていらっしゃる町長、

教育長、教育総務課長、いらっしゃるわけだから、その教育総合会議に。だったらこういう意見がありましたよということをやっぱり出して行って、本当に町の子供を守る、一生懸命子育てをしている、遠隔地からも頑張って子供を守っていらっしゃる人たちも川根高校に来てくださいと言えるような体制をとってほしいと思いますけれども、町長いかがでしょう。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは、もともとの、先ほど教育長から話があったように、川根高の存続も厳しいよというところから始まっている、その中で、県との関係と町との関係、大変違った見解があって、そのような施設はできませんという中で始まったんです。ですから今言われたことは、川根高校の存続のためには若者交流センターが必要であるということの認識のもとでこれを計画したという。しかし今言われていることは、これとは別に行政として考える必要はあるという提案があったということで、これはこれから対応するという以外でできないということです。もともと出発点が全然違うから。だから全然、今言われたことを、大変貴重な意見だし、大変重要な意見、それを包括して、今現在できないから、無事にやらざるを得ないだろうという思いで、今聞いていました。そのような方向で、当然今大事な話だというふうに認識しているし、そこの規約をつくるときに、教育委員会も相当苦勞してそれをつくったという経緯もあります。これは一括して全てがぱっと包括的にできれば一番簡単だけれども、それが県の絡みで地財法とかいろんな制度が入らなくてできなかったという点があると。しかし目的は川根高校の存続のために、よそから生徒が来なければ存続できないという状況の中では、当然やるべきことを町としてやったという思いで、精いっぱい、本当は褒められると思ったら、そのように言われたから、今後はどうしたらいいかということを検討して、庁内との関係はしていく必要があるというふうな認識で、これから指示をして検討をしていくということになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長のお言葉を信じてというか期待して、預けます。

次に、ベビーシッターという言葉は私は最初の質問で使ってしまったんですけれども、担当課長からお電話いただきましたけれども、ベビーシッターではなくて、島田市でやっているのは訪問育児支援ですね。そういうことをやっているわけですが、島田市でも藤枝市でもやっていて、やはり家庭で小さい子供さんを2人、3人、あるいは、双子ちゃんが生まれたから4人になっちゃったよというお宅もあるかもしれません。そういう保育園、幼稚園に上げる前の子供を、生まれた赤ちゃんと一緒に小さい子、年子などで育てているお母さんたち、たとえおじいちゃん、おばあちゃんが一緒にいてもやはり見られないときがある。そういう、いつもいつもではなくて、たまたま大変だよというときにSOSを出せば駆けつけてくださる、そういう支援員が島田市にはちゃんといらっしゃるということで聞いていますので、そういう制度を当町も取り組むべきではないかということで、もうこれも二、三回提案をしているんですけれども、町長の答えにはそれもやるというような方向がなくて残念

だなと思っていますけれども、やっぱりやるようにしていただきたい。もう要望があることをやるのがやっぱり子育て支援であり、若者支援であり、若者定住支援であり、この町に住んで子供を育てていきたいと思う気持ちを強くしていくものだと思いますので、ぜひお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 文言としてのベビーシッター云々はさておきまして、確かに子育て支援ということで、託児ということ、保育園や幼稚園入園前というんですかね、そのところの子育て支援にも町としてこれからは取り組んでいかななくてはいけないというふうには思っています。町長の答弁にもございましたけれども、まずその託児というのは、やっぱり安全・安心な箇所で事故のないように託児をするというのが、やはり行政としてそのところを確保した上で託児というようになところに取り組むべきだというふうに私は考えております。ベビーシッターというのは、育児をされている方のお宅へ訪問してやるということで、そこのお宅の安全確保等がやはり難しいというところがあって、ベビーシッターによる事故とかいろいろな問題が発生をしております。先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、今年度から始まった子ども・子育て支援新制度におきまして、子育て支援員の研修という制度が設立をされてございます。これは、子育て支援員ということで研修を受ければ、全国どこへ行っても子育て支援員という資格で、いろいろな託児等に当たれるという資格になります。それですので、やはり安全・安心な場所、それから信頼できるような人材、その方たちを養成、育成、確保した上で、そういうような安全・安心な託児ができるような仕組みに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何かだんだん消極的になってきたなという感じがするんですけれども、島田市の例を調べられましたか。どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 島田市におきましては、ファミリーサポートセンターが設立をされてございます。そこで受託会員、委託会員というのがございます。基本的には、受託会員という人が託児を預かる方ですけれども、その方は、その方の自宅あるいは公共的な施設、そういうところでお子さんをお預かりすると。やはりその託児をしてほしいという方のお宅へ訪問するのではなくて、自分の家、または例えば放課後児童クラブへのお迎えであったりとか、そういうところを受託会員、委託会員で行うということでございます。当町としても、こういうファミリーサポートセンターというのは、これからやはり当町においても考えていかなければならない施設ではないかというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ファミリーサポートセンターというのは、川根本町でやっている子育て支援センターと似ているところなんです。それで、そこでやっている事業が育児サ

ポーター派遣事業なんです。課長今、受託会員と委託会員ですか、育児をして応援する人と、それからサービスを受けたい人、で、ちょっと手伝ってほしいという人、それはその頼む人のお宅へ行って、家庭を訪問して育児支援をするというふうになっています。頼みたいお宅へ、どこに聞かれたかわかりませんが、それで育児を支援したい人と育児の支援を行いたい人がお互いに会員を登録しているんですけれども、島田市としては、やっぱりそれに応えられるだけの育児を支援する人を探していくというのが、今は大きな課題になっているという状態で、それでも川根本町から、川根本町に御主人が通っている方で、親は川根本町にいらっしゃる、だけれどもそのお母さんが島田市はこういう派遣事業があるからやっぱり島田で住みたいよということで、家も改築したんだけど帰ってこない。そういう方もいらっしゃいます。だから私はそれで、それを聞いて川根本町にも絶対そういうのが必要だなと思っていたんですけれども、前回も言ったように、今度は小さい赤ちゃん、川根本町にいらっしゃるお母さんで、赤ちゃんを2人、3人見ていらっしゃる。そういう人から聞かれたんです、川根本町にはそういう訪問して育児を手伝ってくれる人が、制度がありませんかと。で、私は、託児という言葉が社協のとき聞いていたから、あるかもしれませんよと言って聞いてもらったら、ないということで、とってもがっかりしていました。そういうことで、1回2時間以内と決まっています、訪問が派遣するのが。それで、妊娠期間は10時間以内、出産後は30時間、利用料は無料です、島田市の場合ですよ。藤枝市の場合はもう少し時間が多かったと思っています。前回調べたんですけれども。それで企業内子育て環境、もう一つ事業があって、これは託児訪問型保育事業ではなくて、企業内子育て環境アップ事業というのもあります。育児休業を取得した男性と企業へそれぞれ1日5,000円ずつ、限度額10万円で支援金を交付する。それも島田市の子ども・子育て支援事業の中にうたわれているんです。私は、すぐ近くで若い人たちが、この川根本町の職員さんもいろいろな事情があって、島田市から通っていらっしゃる人も少なくない、そういう状況の中で、やはりそこをなぜそういう、それだけが理由ではないでしょうけれども、やっぱり負けないうくらい子育てしやすい町にしていけないと、若い人たちをここに呼びとめる、来てもらうということはなかなか難しいと思うんですよ。手がない、検討する検討すると、もう検討するって、大分1年半近くなっているんじゃないですかね。本気で子育て支援を今やらないと間に合わないよというのは、私はいつも言っているんですけれども、なぜそういうふうに、藤川に子育て支援センターがある。そこには保育士さんがいらっしゃって、いつもいつも3人とかいらっしゃるわけではない。この前行って見たときもお1人でした。そうすると、待機している保育士さんもいらっしゃるわけですね、ちゃんと資格を持って。だったら、こういう訪問して子育て支援をやる、居宅、本人のお宅へ訪ねて行って、お母さんがいらっしゃるもとでちゃんと遊んであげる、そういうことをやることになぜそうためらうのか。私には、やろうと思えばやることではないかと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、島本宗幸君。

○福祉課長（島本宗幸君） 先ほども申し上げましたように、そのお子さんを預かるというのはやはり安全・安心、安全な場所をまず確保しておくことが必要だというふうに考えてございます。そのためには、やはり公共的な建物で安全を確保した上で、そういう場所で託児に当たるべきだというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） もう島田でも藤枝でもあっちこっちでやっていることを川根本町はやらないと答えたというふうに私は受け取りますけれども、それでいいわけですね。それで子育て支援の町ですと言えないんじゃないかと思うんですけれども。

それから、次、時間がないので、多子世帯への子育て費用の軽減ということで、学校給食費、あるいは保育料のことをお願いしたんですけれども、これもなかなか委員会で検討ということで、同じ答えでした。18日付の静岡新聞、つい先日ですけれども、政府は、来年度から幼児教育無償化の範囲を拡大する方針を固めた。年収が保育園で330万円以下、幼稚園で360万円以下の低所得世帯を対象に、3人目以降の幼稚園、保育園の保育料を全て無料とする。また1人目の学年に関係なく2人目を半額、3人目以降は無料とする。ひとり親世帯や子供の多い世帯を支援して、子供の貧困対策を進めることにしたと書いてあったんですけれども、私は、給食費や保育料も、同じようにこういう形で政府のやろうとしていることに上乘せして、川根本町もぜひ前向きに、本当に前向きに子育て支援に力を入れていただきたい。お母さん、お父さんたちが、本当にこの町で子育てしていてよかった、町長が言われるように……

○議長（太田侑孝君） 30分を過ぎましたので、簡潔に質問してください。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

いい環境のもとで子育てできる、うれしいということをぜひ実感できるようにしていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 答弁はよろしいですか。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁を求めます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） もともと子育て支援は、この川根本町が全てが低下している、低いといういい位置ではないと思っています。そのような中で、特化してこれを100にしよう、これを90にしようという話ばかりでなくて、いい面もあるというところも、たまには言っていたきたい。その中で、早川町のきょう全国紙に載っておりましたけれども、一生懸命やっているところがあると。そういうところがどういう知恵を出してやっているかというのを、もう一度検討させてください。それで、ここの一番最後の小さく書いてある、ありましたけれども、特効薬はないと言っているんじゃないです。全てを解決できる特効薬はないけれども、少しずつやる手法はあるだろうということを、私どもはやっている。出すほうは幾らでも出せるけれども、入るほうも考えながらやっているというのが行政のつらいところであ

るということも認識をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思
います。

これで10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第55号 川根本町行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 続けて、日程第2へ入っていきます。

議案第55号 川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題
とします。

本案について、第一常任委員長の報告を求めます。

第一常任委員長、藺田靖邦君。

○第一常任委員長（藺田靖邦君） それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されました事
件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月3日の本会議において、議案第55条、川根本町行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果につい
て報告いたします。

審査は、平成27年12月9日水曜日、午後1時から1時50分まで行いました。

審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は第一常任委員会委員6名全員が出席しました。なお、傍聴として第二常任委員会
委員が出席いたしました。説明者として長嶋総務課長、野崎生活健康課長、澤口行政室長
のご出席をいただきました。

この条例は、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するための法定事務の範
囲内において、効率的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、役場内組織において連
携、提供するためのものであり、当町における町民の利便性向上や行政事務の効率化を考慮
するとともに、町における特定個人情報の利用及び提供の範囲を明確に規定した条例であり
ます。

また、審査は、条文を担当課が説明し、それに対して質疑応答という形で進めてまいりま

した。

報告書の別紙、第一常任委員会要旨を少しごらんいただければいいと思いますが、抜粋して報告いたします。質問、回答の順で報告をさせていただきます。

まず、年金機構で情報が漏れたが、セキュリティーに関して町民から心配の声を聞くが、対応はどのようにしているか。

回答。年金機構は全面的にネットワークを遮断し、再構築をし直すと報道されている。町はパソコンシステムを持っており、独自のネットワークを持っている。年金機構の問題は移しかえによる漏えいである。

質問。一般職員への対応について伺う。個人のパソコンは持ち込み禁止としている。もし、USBで盗むようなことがあれば刑法にかかる。職員が使用した記録は残る。

2つ飛びまして、役場内パソコンの管理について伺う。パソコンの種類に情報系と基幹系の2系統がある。基幹系は住民情報の検索ができるが、外部との接触はできない。庁舎内のみの検索になる。基幹系はSBS情報システムが厳しく制限をかけている。情報系に関しては利用規定の徹底を図るなどです。

以上であります。

審査の後、討論を行いました。まず、反対者の討論を行い、次に賛成者の討論を行いました。討論の後、採決を起立によって行い、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案第55号の委員会付託に関する第一常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

非常に先ほどの一般質問の後の反対討論ということで、町長も御不幸があられて本当に申し訳ないなと思ひながら、反対討論をやらさせていただきます。

9日の本会議で可決された議案第56号の国保税条例や介護保険条例の減免申請にマイナンバーを記載することを定めた関係条例の整備に関する条例改正での反対討論でも述べましたが、来年1月に本格稼働するマイナンバー制度は、個人情報漏えいの危険性が高く、高齢者

などが詐欺などの被害に遭う危険も多く、全国各地で憲法13条が保障するプライバシー権を侵害しかねないとして、マイナンバーの利用の停止や削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟も起こされている問題の多い制度です。

今回の条例制定は、国が個人の預貯金や特定健診など、さらに機微性の高い個人情報まで特定個人情報の利用を広げた改定に基づくもので、より深刻なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を招くおそれが指摘されているものです。

マイナンバー法は国と地方の情報の連携、提供について定めており、同一地方公共団体内の利用は市区町村の条例で定めるとしています。議案第55号では、そのマイナンバーに書き込まれた特定個人情報の利用、提供について、番号法第9条第1項に定めた別表第1に規定する範囲内で社会保障や税、災害の分野における行政事務の手續に利用することや、同条第2項に規定する福祉、保健、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類する事務において、庁内の行政機関での連携や提供について、平成28年1月1日からの本格稼働に向けて条例を定めるものですが、1月1日からといえば、もう2週間もありません。

初日の総括質疑に対して、町長は、上部で決定したことを下部で対案を出せないかということとなると、ない、国のしっかりした制度にしてもらわないと情報漏えいなど、ほか危惧はあると、苦悩の答弁をされましたように、いたし方なくやる責任の重い制度で、町にとってなくてはならない制度ではないと思います。10月から始まった通知カード届けはわずか2カ月足らずの間に全世帯へ届けるという無謀な計画で、郵便局員は昼夜を問わない過酷な労務に追われながら懸命に頑張りましたが、不在住宅などもあり、結局11月中には終わりませんでした。

新聞やテレビなどの報道では、12月に入っても全国で653万世帯に届いていない状況で、無謀としか言いようのない安倍内閣の性質が顕著な計画です。どんなに国民が反対の声を上げても聞く耳なしで、憲法違反、命の保障もない戦争法でさえも強引に強行採決、可決成立させた安倍政権ですから、今回のマイナンバー法など人権侵害との批判など、蚊に刺されたほども感じないであろうことは容易に想像できますが、開始前から次々と新手の詐欺が発生し、これからどんな手口で高齢者など被害に巻き込まれないか、はかり知れず、多くの国民が心配、廃止の声を上げているマイナンバー法を見切り発車するのは、余りにも無責任な政治ではないでしょうか。当然、町長が言われるように、町、一自治体でどうこうできるものではないとしても、私はこの制度そのものが全く許せないという立場で、反対討論を行っています。

今回、町の条例で定める医療、福祉などの分野は、もともと番号法制定時点では国は利用範囲としないとしていたものです。それなのに、国は法見直しは施行後3年をめどとするなどとしていたのを、27年10月5日の法施行を待たずして特定健診など、個人の医療情報まで広げる改定を行いました。安倍政権は財界が求めるビッグデータの活用を促進するために、

法律の目的の中に新たな産業の創出への配慮を書き込むなど、国民のプライバシーそのものである情報を企業に売り渡すかのような、法の根本と今後の運用をゆがめかねない姿勢です。

町はマイナンバーで行政手続の手間が省け、効率的で公平・公正な行政が行われるとメリットを宣伝していますが、多くの町民にとって行政手続など年に1回、2回あるかないかで、メリットなどほとんどなく、マイナンバーがなくても何も困るものではありませんでした。数年前、鳴り物入りで始めた住基カードでさえ取得率は7%にも満たず、マイナンバーの開始で膨大な税金をどぶに捨てるのも同然となります。

さきの日本年金機構のサイバー攻撃による125万件にも及ぶ情報漏えい事件が示すように、その後の対策でも万全、絶対安全という保障はなく、一度漏れた情報はどこでどのように利用されているかも、情報が漏れているかということさえもわからない危険が存在しており、外国ではドイツやイギリスなど、法案審議で廃案になり、既に導入しているアメリカなどの先進国でも、マイナンバーを利用した悪質犯罪が誘発され問題になっています。国は膨大な初期投資をはじめ、今後の運用でのセキュリティ対策費用など、どれだけつぎ込むかも明らかにせず、国民軽視としか言えないものです。

第1常任委員会の審査では、ほとんど町のセキュリティ対策に質疑が集中し、公務員に悪人はいないという前提に立った答弁がされましたが、今後、町ははかり知れない責任や負担を負うことになるのは明らかで、国に対しても言いなりではなく、セキュリティや住民の個人情報利用に対して厳しく監視、発言していかなければならない責任が重い同法の施行に基づく条例です。既に社員に本人や扶養家族の個人番号を提供させた事業所では、罰則付きの管理責任が押しつけられ、お金も手間もかかって対応できないという悲鳴が上がっています。

当町でも12月9日時点で139世帯、4.72%に通知カードが届いておらず、問題山積、町民の周知も理解も徹底していない状況で、人権侵害の憲法違反にもなりかねないマイナンバー法の見切り発車を、私は到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、鈴木議員の反対討論にあったのは、やはりマイナンバー法におけるセキュリティの問題とか、その制定の背景ということで、いろいろ詳しい説明があったかと思いますが、私は、この条例の制定の趣旨ということに基づいて賛成討論をさせていただきます。

私は議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この条例制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確にするため、法定

事務の範囲内において効率的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、提供するための
ものであります。

今回の条例の制定は法の規定に基づいたものであり、当町における町民の利便性向上、例
えば児童手当の申請等において住民票の提出が不要になるというようなことや、行政事務の
効率化を考慮し、先ほど委員長の委員会報告にあったように、町民における特定個人情報の
利用及び提供の範囲を明確にするためのものであり、今回の条例制定は必要なものであると
考えられます。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

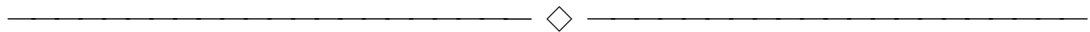
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委
員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に
ついては、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 発議第1号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費
国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める
意見書の提出について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、発議第1号、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費
国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思い
ます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本会議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第4 広報委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(太田侑孝君) 日程第4、広報委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出とおり閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出とおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎閉 会

○議長(太田侑孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時49分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

議 長 太 田 侑 孝

署 名 議 員 小 藪 侃 一 郎

署 名 議 員 森 照 信